

2018年6月

IFRS®基準

ディスカッション・ペーパー DP/2018/1

# 資本の特徴を有する金融商品

コメント期限：2019年1月7日

# 資本の特徴を有する金融商品

コメント期限 : 2019 年 1 月 7 日

This Discussion Paper DP/2018/1 *Financial Instruments with Characteristics of Equity* is published by the International Accounting Standards Board (Board) for comment only. The proposals may be modified in the light of comments received before being issued in final form. Comments need to be received by 7 January 2019 and should be submitted in writing to the address below, by email to [commentletters@ifrs.org](mailto:commentletters@ifrs.org) or electronically using our ‘Open for comment’ page at: <http://go.ifrs.org/open-for-comment/>.

All comments will be on the public record and posted on our website at [www.ifrs.org](http://www.ifrs.org) unless the respondent requests confidentiality. Such requests will not normally be granted unless supported by good reason, for example, commercial confidence. Please see our website for details on this and how we use your personal data.

**Disclaimer:** To the extent permitted by applicable law, the Board and the IFRS Foundation (Foundation) expressly disclaim all liability howsoever arising from this publication or any translation thereof whether in contract, tort or otherwise to any person in respect of any claims or losses of any nature including direct, indirect, incidental or consequential loss, punitive damages, penalties or costs.

Information contained in this publication does not constitute advice and should not be substituted for the services of an appropriately qualified professional.

ISBN: 978-1-911040-92-7

### Copyright © 2018 IFRS Foundation

All rights reserved. Reproduction and use rights are strictly limited. Please contact the Foundation for further details at [licences@ifrs.org](mailto:licences@ifrs.org).

Copies of IASB® publications may be obtained from the Foundation’s Publications Department. Please address publication and copyright matters to [publications@ifrs.org](mailto:publications@ifrs.org) or visit our web shop at <http://shop.ifrs.org>.

The Japanese translation of the Discussion Paper contained in this publication has not been approved by a review committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is copyright of the IFRS Foundation.



The Foundation has trade marks registered around the world (Marks) including ‘IAS®’, ‘IASB®’, the ‘IASB® logo’, ‘IFRIC®’, ‘IFRS®’, the IFRS® logo, ‘IFRS for SMEs®’, the IFRS for SMEs® logo, the ‘Hexagon Device’, ‘International Accounting Standards®’, ‘International Financial Reporting Standards®’, ‘NIIF®’ and ‘SIC®’. Further details of the Foundation’s Marks are available from the Foundation on request.

The Foundation is a not-for-profit corporation under the General Corporation Law of the State of Delaware, USA and operates in England and Wales as an overseas company (Company number: FC023235) with its principal office at 30 Cannon Street, London, EC4M 6XH.

# 資本の特徴を有する金融商品

コメント期限：2019年1月7日

このディスカッション・ペーパーDP/2018/1「資本の特徴を有する金融商品」は、国際会計基準審議会（当審議会）がコメントを求めることのみのために公表したものである。提案は、最終の形となる前に、寄せられたコメントに照らして修正されることがある。コメントは、2019年1月7日までに到着する必要がある、下記の宛先に文書で提出するか、[commentletters@ifrs.org](mailto:commentletters@ifrs.org) への電子メール又は我々の‘Open for comment’ ページ (<http://go.ifrs.org/open-for-comment>) を用いて電子的に提出されたい。

すべてのコメントは公開の記録に記載され、回答者が秘密扱いの要求をしない限り、我々のウェブサイト ([www.ifrs.org](http://www.ifrs.org)) に掲載される。秘密扱いの要求は、商業的な守秘事項などの正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この点及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。

**注意書き：**適用される法律が認める範囲で、当審議会及びIFRS財団（当財団）は、本公表物又はその翻訳から生じるすべての責任を、契約、不法行為、その他いかなる者に対するいかなる性質の請求又は損害（直接、間接、付随的又は結果的な損害、懲罰的賠償、罰金又はコストを含む）に関するものであれ、拒絶する。

本公表物に含まれている情報は、助言を構成するものではなく、適切な資格を有する専門家のサービスの代用とすべきものではない。

ISBN: 978-1-911040-92-7

#### コピーライト © 2018 IFRS Foundation

不許複製・禁無断転載：複製及び使用の権利は厳しく制限されている。詳細については当財団の [licences@ifrs.org](mailto:licences@ifrs.org) に連絡されたい。

IASB 公表物のコピーは当財団の出版部から入手できる。公表物及び著作権に関する事項については、[publications@ifrs.org](mailto:publications@ifrs.org) に照会するか又は当財団のウェブショップ <http://shop.ifrs.org> を訪問されたい。

本公表物に含まれている公開草案の日本語訳は、IFRS財団が指名したレビュー委員会による承認を経していない。当該日本語訳はIFRS財団の著作物である。



当財団は世界中で登録された商標を有しており、その中には、‘IAS®’, ‘IASB®’, ‘IASB® ロゴ’, ‘IFRIC®’, ‘IFRS®’, IFRS® ロゴ, ‘IFRS for SMEs®’, ‘IFRS for SMEs® ロゴ’, ‘Hexagon Device’, ‘International Accounting Standards®’, ‘International Financial Reporting Standards®’, ‘NIIF®’ 及び ‘SIC®’ がある。当財団の商標についてのより詳細な情報は、要求に応じて当財団から入手可能である。

当財団は米国デラウェア州の一般会社法に基づく非営利法人であり、イングランド及びウェールズで海外会社（会社番号：FC023235）として活動し、主たる事務所を 30 Cannon Street, London, EC4M 6XH に置いている。

## 目次

開始ページ

### 要約とコメント募集

#### 第1章 — 目的、範囲及び課題

FICE プロジェクトを当審議会のリサーチ・アジェンダとしている理由

FICE プロジェクトの範囲

当審議会が識別した課題

当該課題は当審議会が基準レベルの解決策を開発するのに値するかどうか

コメント提出者への質問

#### 第2章 — 当審議会の選好するアプローチ

請求権のどのような特性が財務諸表利用者にとって目的適合性があるのか

負債と資本の区別の帰結はどのようなものか

どのような特性がどの評価に目的適合性があるのか

どの特性を分類を通じて描写し、どの特性を表示及び開示を通じて描写すべきか

予備的見解の要約及びコメント提出者への質問

#### 第3章 — 非デリバティブ金融商品の分類

当審議会の選好するアプローチの適用対象範囲

当審議会の選好するアプローチを適用した場合の非デリバティブ金融商品の分類

企業の利用可能な経済的資源とは独立の金額に関する追加的なガイダンス

非デリバティブ部分を含んだ複合金融商品

コメント提出者への質問

プッタブルの例外

予備的見解の要約及びコメント提出者への質問

#### 第4章 — デリバティブ金融商品の分類

企業自身の資本に係るデリバティブ

企業自身の資本に係るデリバティブに関連した課題

当審議会の選好するアプローチの企業自身の資本に係るデリバティブへの適用

予備的見解の要約及びコメント提出者への質問

企業自身の資本に係るデリバティブの純額に影響を与える変数に関する追加的なガイダンス

## 第5章 — 複合金融商品及び償還義務の取決め

企業（発行者）によって制御されない代替的な決済結果のある金融商品  
複合金融商品及び償還義務の取決めの会計処理に関する追加的なガイダンス  
転換社債及び企業自身の資本性金融商品に係る売建プット・オプションの会計処理の設例  
当審議会の選好するアプローチは、識別された課題にどのように対応するのか  
企業（発行者）によって制御される代替的な決済結果のある金融商品  
予備的見解の要約及びコメント提出者への質問

## 第6章 — 表示

金融負債の表示  
貸借対照表ソルベンシー及びリターンの評価  
資金流動性とキャッシュ・フローの評価  
予備的見解の要約及びコメント提出者への質問  
資本性金融商品の区分表示  
資本の各クラスに帰属させるべき金額の決定  
予備的見解の要約及びコメント提出者への質問

## 第7章 — 開示

清算時の優先順位  
普通株式の潜在的な希薄化  
契約条件  
コメント提出者への質問

## 第8章 — 契約条件

経済的強制及び間接的な義務  
契約と法律との間の関係

付録 A — 分類及び表示に対する代替的アプローチ

付録 B — 「概念フレームワーク」及び他の IFRS 基準に対する影響

付録 C — さまざまなアプローチを適用した場合の分類結果の簡潔な要約

付録 D — 当審議会の選好するアプローチと IAS 第 32 号との比較

## 要約とコメント募集

### なぜ当審議会は本ディスカッション・ペーパーを公表しようとしているのか

---

- IN1 負債と資本との間の区別は、企業が財務諸表においてどのように情報を提供するののかに関して重要な役割を果たす。金融商品の発行者にとっての負債と資本の区別の2つの重要な帰結は次のことである。
- (a) 負債と資本の帳簿価額を別々の合計に含めることによって、財政状態計算書に構造を提供する。
  - (b) 負債の帳簿価額の変動が収益及び費用の定義を満たし、したがって、財務業績の計算書に含まれる。
- IN2 IAS 第32号「金融商品：表示」は、金融負債と資本性金融商品との区別に関する原則を設定している。当該基準は、金融商品の金融資産、金融負債又は資本性金融商品としての分類に適用される。金融商品は、一方の企業（保有者）にとっての金融資産と、他方の企業（発行者）にとっての金融負債又は資本性金融商品の双方を生じさせる契約である。資本の特徴を有する金融商品のリサーチ・プロジェクト（FICE プロジェクト）の焦点は、発行者（企業）の視点からの金融負債と資本性金融商品の分類にある。したがって、金融資産の保有者による会計処理に関する IFRS 第9号「金融商品」の要求事項は、FICE プロジェクトの範囲外である<sup>1</sup>。
- IN3 IAS 第32号の要求事項は、大多数の金融商品の分類に困難なく適用されてきており、これらの金融商品に対する適用は、財務諸表利用者にとって有用な情報を提供する分類結果をもたらしてきた。さらに、国際会計基準審議会（当審議会）は、2007年から2008年の国際金融危機の間にIAS 第32号に根本的な問題があったことを示唆する証拠を認識していない。
- IN4 しかし、さまざまな特性（単純な債券と普通株式の両方の異なる特性を含む）を結合した金融商品（すなわち、資本の特徴を有する金融商品）が増加しており、それらに対するIAS 第32号の適用からさまざまな課題が生じている。これらの金融商品が企業の財政状態及び財務業績に与える影響を理解したいと望む財務諸表利用者が、それらの分類に関する疑問を提起してきた。利用者は、これらの金融商品のさまざまな特性に関して表示及び開示を通じて提供される情報が限定的であることへの懸念も示した。さらに、企業はIAS 第32号を資本の特徴を有する具体的な金融商品に適用する際に課題に直面してきた。これらの課題は、さまざまな協議への回答やIFRS 解釈指針委員会（解釈指針委員会）を通じて、当審議会の注意を引いた。解釈指針委員会は、これらの疑問のうちいくつかを解決することができていない。IAS 第32号において明確かつ首尾一貫した分類原則を識別することができなかった

---

<sup>1</sup> IN17 項参照



からである。

- IN5 そうしたフィードバックに対応して、当審議会は FICE プロジェクトをリサーチ・アジェンダに追加することを決定した。資本の特徴を有する金融商品への IAS 第 32 号の適用に関する課題を検討するためである。識別した課題に対処するため、当審議会は、資本の特徴を有する金融商品の分類、表示及び開示に関する予備的見解を開発した。
- IN6 当審議会は、本ディスカッション・ペーパーで検討したトピック（特に下記の点）についてのフィードバックを求めている。
- (a) 当審議会が識別した財務報告の課題
  - (b) それらの課題への対処への考え得るアプローチ
  - (c) 当審議会の選好するアプローチを基準レベルの解決策となるように開発すべきかどうか

### どのような課題を当審議会は識別したのか

---

- IN7 IAS 第 32 号の分類結果の多くはよく理解されているが、当審議会は、IAS 第 32 号が要求事項について明確な根拠を必ずしも示していないため、その適用からいくつかの課題が生じていることに着目した。例えば、
- (a) IAS 第 32 号は、企業自身の資本性金融商品の引渡しによって決済される義務に関する要求事項について、必ずしも明確な根拠を示していない。企業自身の資本性金融商品を引き渡す義務の分類結果は、IAS 第 32 号における負債の定義の適用と「財務報告に関する概念フレームワーク」（「概念フレームワーク」）における負債の定義の適用とを比較した場合の生じる差異の 1 つである。IAS 第 32 号と「概念フレームワーク」において明確かつ首尾一貫した根拠がないため、当審議会が IFRS 基準全体を通じて首尾一貫した分類の要求事項を開発することが困難になっている。
  - (b) たとえ IAS 第 32 号の適用が単純明快な場合でも、明確な根拠が欠如しているため、財務報告上の結果が、資本の特徴を有する特定の種類の金融商品に関する有用な情報を提供するかどうかに関して、利害関係者から疑問が生じていた。例えば、一部の利害関係者は、純損益において、一部の金融商品（保有者が公正価値で償還できる株式など）から生じた収益及び費用を認識することが有用な情報を提供するかどうかを疑問視した。
  - (c) さらに、明確な根拠が欠如しているため、IAS 第 32 号が具体的なガイダンスを含んでいない金融商品（非支配持分に係る一部の売建プット・オプション（NCI プット）や一部の偶発転換社債など）への IAS 第 32 号の適用に課題が生じており、実務の不統一を生じさせている。

## 資本の特徴を有する金融商品

IN8 負債と資本の区別における課題の1つは、企業に対する請求権<sup>2</sup>が幅広い特性を有している可能性があり、請求権を負債又は資本に分類することは、それらの特性に関する情報の一部しか提供できないことである。したがって、請求権の類似性と相違に関する有用な情報の提供を分類のみに依拠するのではなく、当審議会は、請求権の一部の側面に関する情報を表示及び開示を通じて提供することを、分類に加えて要求すべきかどうかを検討した。

### 当審議会の予備的見解の要約

IN9 識別した課題に対応するため、当審議会は次のようなアプローチ（当審議会の選好するアプローチ）を開発した。

- (a) 金融商品を金融負債又は資本性金融商品のいずれかに分類するための原則を明確な根拠とともに表現するが、IAS 第 32 号の既存の分類結果を根本的には変更しない（IN10 項から IN12 項参照）。
- (b) 分類のみでは捕捉されない金融負債及び資本性金融商品の特性に関して、表示及び開示を通じて提供される情報を改善する（IN13 項から IN14 項参照）。
- (c) 分類に関する要求事項の首尾一貫性、完全性及び明瞭性を改善する。特に、金融商品を交換する契約上の権利及び／又は義務のうち、交換される金融商品のうち少なくとも1つが企業自身の資本性金融商品であるもの（企業自身の資本に係るデリバティブ）（IN15 項参照）

### 分類原則

IN10 当審議会の選好するアプローチは、金融商品が下記を含んでいる場合には、金融負債として分類することになる。

- (a) 現金又は他の金融資産を清算時以外の所定の時点に移転する回避不可能な契約上の義務、及び／又は
- (b) 企業の利用可能な経済的資源とは独立の金額に対する回避不可能な契約上の義務

IN11 下記の表は、当審議会の選好するアプローチが金融負債と資本性金融商品をどのように分類するのかを示している。

金額特性に基づく区分	企業の利用可能な経済的資源とは独立の金額に対する義務（固定された契約金額、又は金利若しくは他の金融変数に基づく金額など）	企業の利用可能な経済的資源とは独立の金額に対する義務がない（企業自身の株価に連動する金額など）
時点特性に基づく区分		
現金又は他の金融資産を清算時以外の所定の時点に移転する義務（予定された現金支払など）	<b>負債</b> (例えば、単純な債券)	<b>負債</b> (例えば、公正価値で償還され得る株式)

<sup>2</sup> 本ディスカッション・ペーパーでは、負債と資本を総称して「請求権」と呼んでいる。

現金又は他の金融資産を清算時以外の所定の時点に移転する義務がない（企業自身の株式での決済など）	<b>負債</b> (例えば、可変数の企業自身の株式を固定金額の現金と同額の合計価値で引渡す義務を伴う債券)	<b>資本</b> (例えば、普通株式)
---	---	-------------------------

IN12 IN10 項に記述した 2 つの主要な特性は、財務諸表利用者の情報ニーズに基づいている。特に、当審議会の選好するアプローチを適用した金融負債と資本性金融商品の分類を通じて提供される情報は、企業の財政状態及び財務業績の次のような評価への目的適合性があるであろう。

- (a) 現金又は他の金融資産を清算時以外の所定の時点に移転することを要求する金融商品に関する情報は、義務の期限が到来した時に、企業が義務を満たすために必要とされる現金又は他の金融資産を企業が有することになるのかどうかを財務諸表利用者が評価するのに役立つであろう。
- (b) 企業の利用可能な経済的資源とは独立の所定の金額の義務である金融商品に関する情報及び当該金額が時とともにどのように変動するのかに関する情報は、財務諸表利用者が次のことを評価するのに役立つであろう。
  - (i) 企業がある時点で義務を満たすための十分な経済的資源を有しているかどうか
  - (ii) 企業への請求権により達成する義務のあるリターンを充足するのに十分なリターンを企業が経済的資源について生み出しているかどうか

### 表示及び開示

IN13 当審議会の選好するアプローチは、財務諸表の本体での区分表示を通じて、下記を含む情報を提供するであろう。

- (a) 一部の金融負債（普通株式の公正価値と同額の現金を移転する義務など）について、当該金融負債について認識された収益及び費用の区分表示を通じて提供される情報
- (b) 資本性金融商品について、収益及び費用の合計を普通株式以外の一部の資本性金融商品に帰属させることによって提供される情報<sup>3</sup>

IN14 当審議会は、金融負債と資本性金融商品の両方に関して、財務諸表注記での開示を通じて提供される追加的な情報も識別した。これには下記に関する情報が含まれる。

- (a) 清算時の請求権の優先順位
- (b) 普通株式の潜在的な希薄化
- (c) 契約条件

<sup>3</sup> 当審議会は、デリバティブ資本性金融商品への割当ての金額を決定するための最善のアプローチに関してまだ見解に至っていない。

**首尾一貫性、完全性及び明瞭性**

IN15 さらに、当審議会は、金融商品に対しての当審議会の選好するアプローチが、企業自身の資本に係るデリバティブへの IAS 第 32 号の適用のさまざまな適用課題にどのように対応するのかを検討した。財務諸表の比較可能性（したがって、有用性も）を増進させるために、類似した契約上の権利及び義務を伴う金融商品は、財務上の取決めの構造に関係なく首尾一貫して分類すべきである。したがって、当審議会は、IN10 項に記述した 2 つの特性が、別個の金融商品又は組込デリバティブのいずれかである可能性のある企業自身の資本に係るデリバティブにどのように適用されるのかを、次のことを含めて検討した。

- (a) 企業自身の資本に係るデリバティブの分類（引き渡すべき資本性金融商品の数、又は企業が交換に受け取るべき現金又は他の金融資産の金額に何らかの変動可能性がある場合）
- (b) 複合金融商品（転換社債や一部の種類の偶発転換社債）の会計処理
- (c) 資本性金融商品を償還する義務（NCI プットなど）の会計処理

**本ディスカッション・ペーパーにおける予備的見解が適用されるとした場合、誰が影響を受けるのか**

---

IN16 負債と資本の区分は、企業が財務諸表を通じて情報をどのように提供するのかにおいて重要な役割を果たす。したがって、この区分を行うことの課題は、広範囲の利害関係者（財務諸表利用者、財務諸表を作成する企業、監査人、金融規制当局及び証券規制当局を含む）に影響を与える。

IN17 しかし、大多数の金融商品への IAS 第 32 号の適用は、重大な課題を生じさせていない。したがって、当審議会は、すでによく理解されていて有用な情報を提供している分類結果の不必要な変更を限定しようとしている。本ディスカッション・ペーパーに記述している当審議会の予備的見解も、金融資産の保有者（その会計処理は IFRS 第 9 号に示されている）に与える影響は限定的であろう。

IN18 当審議会は、当審議会の選好するアプローチが適用されるとしたならば、IAS 第 32 号の現行の分類結果の大半は同じままとすると予想している。例えば、

- (a) 現金を移転する義務及び固定金額の通貨と同額の合計価値で可変数の企業自身の株式を引渡す義務は、引き続き金融負債として分類されることになる。
- (b) 普通株式、多くの非累積型優先株式及び企業自身の資本に係る単純なデリバティブ（固定金額の現金と交換に固定数の企業自身の普通株式を引き渡す売建コール・オプションなど）は、引き続き資本性金融商品として分類されることになる。

IN19 さらに、当審議会の予備的見解は、IAS 第 32 号の特定の要求事項をおおむね変更せずに引

き継ぐべきであるというものである。例えば、

- (a) 負債部分と資本部分の両方を含んだ非デリバティブ金融商品（複合金融商品）は、引き続き、IAS 第 32 号の第 28 項で要求されているように区分されることになる。
- (b) 一部の金融負債を資本性金融商品であるかのようにして会計処理するという例外は、IAS 第 32 号の第 16A 項と第 16B 項又は第 16C 項と第 16D 項に示された条件を満たす場合には、維持されることになる（プッタブルの例外）。
- (c) IFRIC 第 2 号「協同組合に対する組合員の持分及び類似の金融商品」における結論も、引き継がれることになる。

IN20 金融負債を資本と区別する根拠の明確化は、IAS 第 32 号の適用から生じる現行の分類結果の多くを説明するのに役立つであろう。当審議会の選好するアプローチも、実務の不統一を生じさせてきた IAS 第 32 号の適用の課題に対処するのに役立つであろう。類似した金融商品の会計処理の首尾一貫性を改善し、識別された他の課題（外貨建転換社債の分類及び表示など）に対処することも、財務情報の比較可能性を改善するであろう。

IN21 当審議会の選好するアプローチの適用は、大多数の金融商品の分類結果を変化させないであろうと予想されるが、当審議会は、移行時に企業にいくらかのコストを生じさせる可能性が高いことを承知している。企業は提案（最終確定した場合）が既存の金融商品に与える影響を評価することが必要となるからである。当審議会は、予備的見解を導入するための公開草案を開発する場合には、これらの帰結を緩和する方法を検討する。

IN22 一部の金融商品については、IAS 第 32 号を適用する場合と比較して、分類結果にいくつかの変更が生じる。例えば、<sup>4</sup>

- (a) 固定された累積リターンに係る義務を伴う金融商品（累積型永久優先株式など）は、金融負債に分類されることになる。IAS 第 32 号を適用すると、企業が現金支払を無期限に延期する無条件の権利を有しているこれらの義務の一部は、資本性金融商品に分類される（第 3 章参照）。
- (b) 固定金額の現金と交換に企業自身の固定数の普通株式を引き渡すデリバティブのうち、企業自身の資本性金融商品を引き渡すことによって純額決済されるものは、資本性金融商品に分類されることになる。IAS 第 32 号を適用すると、純額で株式決済されるデリバティブ金融商品はすべて金融資産又は金融負債に分類される（第 4 章参照）。
- (c) 固定金額の外貨と交換に固定数の企業自身の普通株式を引き渡すデリバティブはすべて、金融資産又は金融負債に分類されることになる。IAS 第 32 号を適用すると、これらのデリバティブ金融商品の一部は、外貨建の株主割当発行の例外に該当する場合には、

<sup>4</sup> 分類結果のより詳細な比較については付録 D 参照

## 資本の特徴を有する金融商品

資本性金融商品に分類される（第4章参照）。

IN23 表示及び開示に関する当審議会の予備的見解が適用されたとした場合には、分類に関する予備的見解の適用が与える影響よりも幅広い影響を企業及び財務諸表利用者を与えることになる。特に、IFRS 基準を適用した場合に、企業自身の資本性金融商品に関して提供することが具体的に要求されている情報は非常にわずかしかないからである。しかし、負債の中及び資本の中での目的適合性のある区別に関する情報は、将来キャッシュ・フローについての企業の見通しのより適切な評価を財務諸表利用者が行うのに役立つであろう。

### 本ディスカッション・ペーパーは何を扱っているのか

章	表題	要約
1	目的、範囲及び課題	FICE プロジェクトの目的及び範囲並びに IAS 第 32 号の適用において当審議会が識別した課題について論じている。
2	当審議会の選好するアプローチ	請求権のさまざまな特性の分析に基づく負債と資本の分類に対する当審議会の選好するアプローチ、及び企業の財政状態及び財務業績への経済的影響について論じている。
3	非デリバティブ金融商品の分類	非デリバティブ金融商品への当審議会の選好するアプローチの適用について論じている。
4	デリバティブ金融商品の分類	デリバティブ金融商品への当審議会の選好するアプローチの適用について論じている。
5	複合金融商品及び償還義務の取決め	複合金融商品及び償還義務の取決めへの当審議会の選好するアプローチの適用について論じている。
6	表示	金融負債及び資本性金融商品に関するどのような情報を、財務諸表本体での表示を通じて提供できるのかを論じている。
7	開示	金融負債及び資本性金融商品に関するどのような情報を、財務諸表注記での開示を通じて提供できるのかを論じている。
8	契約条件	義務が契約条件又は他の何らかの仕組みから生じるのかどうか、したがって、特定の権利又は義務が当審議会の選好するアプローチの適用対象範囲に含まれるのかどうかを決定する上での課題のいくつかについて、下記を含めて論じている。  (a) 経済的強制と間接的な義務  (b) 契約と法律の関係

## 次のステップは何か

---

IN24 本ディスカッション・ペーパーにおいて示した見解は、予備的なものであり、変更の可能性はある。本ディスカッション・ペーパーは、当審議会が予備の見解を適用するための公開草案において扱うであろう事項のすべてを扱っているわけではない（例えば、経過措置）。当審議会は、IAS 第32号の一部を修正するか又は置き換える提案を含んだ公開草案を開発するか、及び／又は強制力のないガイダンスを開発するかを決定する前に、本ディスカッション・ペーパーに対して受け取ったコメントを考慮する。受け取ったフィードバックは、当審議会の他のプロジェクトに情報を与えるためにも使用される。

## コメント募集

---

当審議会は、本ディスカッション・ペーパーにおけるすべての事項（特に各章の末尾の「コメント提出者への質問」において示した質問）についてコメントを募集している。コメントは次のようなものであれば非常に有用である。

- (a) 記載された質問にコメントしている。
- (b) そのコメントが関連する具体的な項を明記している。
- (c) 明確な根拠を含んでいる。
- (d) 当審議会が考慮すべき代替案があれば、それを含んでいる。

コメント提出者は、質問のすべてに対してコメントする必要はなく、また、追加的な事項についてコメントすることが推奨される。

当審議会は、2019年1月7日（180日後）までに書面で受け取ったすべてのコメントを考慮する。

## コメントの方法

コメントを電子的に受け取ることを希望しているが、コメントは次のいずれかの方法で提出することができる。

**電子的に** 'Open for comment' ページ (<http://go.ifrs.org/open-for-comment> にある) にアクセス

**電子メール** 電子メールでのコメントの送付先: [commentletters@ifrs.org](mailto:commentletters@ifrs.org)

**郵送** IFRS Foundation  
7 Westferry Circus  
Canary Wharf  
London E14 4HD  
United Kingdom

すべてのコメントは公開の記録とされ、回答者が秘密扱いを求める場合を除き、我々のウェブサイトに掲載される。秘密扱いの要求は、例えば商業的な守秘事項のような正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この点及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。

## 第1章 — 目的、範囲及び課題

- 1.1 本章では、資本の特徴を有する金融商品に関するプロジェクト（FICE プロジェクト）の目的及び範囲、国際会計基準審議会（当審議会）が識別した課題及び当審議会の当該課題への対応について論じている。識別した課題への対応を開発するにあたり、当審議会は次のように考えた。
- (a) IAS 第 32 号における分類の要求事項に明確な根拠がないため、たとえ IAS 第 32 号における要求事項の適用が単純明快な場合であっても、当該要求事項の適用に関する課題及び分類結果の説明についての課題が生じている。したがって、当審議会は、金融負債と資本性金融商品の分類のための原則を明確な根拠をもって表現するアプローチを開発することを決定した。このアプローチは、IAS 第 32 号を適用する場合に生じる分類結果を根本的には変更せずに、それを行うことになる。
  - (b) 企業に対する請求権<sup>5</sup>は、さまざまな特性を有する可能性があり、負債又は資本としての分類は、そうした特性の多様性に関する情報の一部しか提供できない。したがって、本ディスカッション・ペーパーにおいて、当審議会は、企業は分類のみに依拠せずに表示及び開示を通じて請求権のいくつかの側面に関する情報も提供すべきかどうかを検討している。
- 1.2 本章は下記のように構成されている。
- (a) FICE プロジェクトを当審議会のリサーチ・アジェンダとしている理由 (1.3 項から 1.10 項)
  - (b) FICE プロジェクトの範囲 (1.11 項から 1.22 項)
  - (c) 当審議会が識別した課題 (1.23 項から 1.37 項)
  - (d) 当該課題は当審議会が基準レベルの解決策を開発するのに値するかどうか (1.38 項から 1.44 項)
  - (e) コメント提出者への質問 (1.44 項)

### FICE プロジェクトを当審議会のリサーチ・アジェンダとしている理由

- 1.3 当審議会は、負債と資本の区別のいくつかの側面を、「財務報告に関する概念フレームワーク」（概念フレームワーク）を改訂するプロジェクトの一環として検討した<sup>6</sup>。当該プロジェクトの一環として、当審議会は、「概念フレームワーク」は負債と資本の二元的な区別を引き続き行うべきであると決定した<sup>7</sup>。しかし、2014 年に当審議会は、負債と資本を区別する方法を別個の FICE プロジェクトの一部としてさらに検討することを決定した。他の非常に必要とされていた「概念フレームワーク」の改善を遅延させたくなかったからである。したがって、2018 年「概念フレームワーク」は、資本の特徴を有する金融商品の分類を扱っていない<sup>8</sup>。
- 1.4 当審議会の「2015 年アジェンダ協議」に対するコメント提出者は、FICE プロジェクトの追

<sup>5</sup> 本ディスカッション・ペーパーでは、負債と資本を総称して「請求権」と呼んでいる。

<sup>6</sup> 当審議会は、2018 年 5 月に改訂「概念フレームワーク」を公表した。

<sup>7</sup> 「概念フレームワーク」に関する結論の根拠の BC4.89 項から BC4.92 項参照。

<sup>8</sup> 付録 B は、FICE プロジェクトと「概念フレームワーク」との間の関係についての追加的な議論を含んでいる。



加が下記のために必要であることに同意した。

- (a) 「概念フレームワーク」に関する当審議会の作業をフォローするため
- (b) 実務の不統一を生じさせていた IAS 第 32 号「金融商品：表示」の問題点や、新しい形態の資金調達の種類についての課題に対処するため
- (c) 資本の特徴を有する金融商品について、分類によって提供される情報を超えるより適切な情報を提供するため

1.5 当審議会の「2015年アジェンダ協議」に対するコメント提出者は、IAS 第 32 号の要求事項について次のことも述べた<sup>9</sup>。

- (a) 場合によっては、複雑で、十分に理解されておらず、適用が困難である。
- (b) 一部の法域において一般的な特定の金融商品の経済的実質を反映しない分類結果を生じさせている。
- (c) 長年にわたり、断片的なやり方で修正されてきており、実務上の問題を引き起こし、実務の不統一を生じさせている。
- (d) 発行されている一部の金融商品の複雑性と精巧さの増大に十分に対処できるほど堅牢ではない。

1.6 当審議会の「2015年アジェンダ協議」に対するコメント提出者及びそれに付随したオンライン・アンケート調査に参加した投資者は、FICE プロジェクトを優先度の高いものとして識別した。多くのコメント提出者が、FICE プロジェクトは金融負債と資本の区別についてのより堅牢な 1 組の原則を提供するために重要であると述べた。彼らの考えでは、このような原則により、いくつかの長年の論点の解決及び考え得る将来の論点への対処が容易になるはずである。

1.7 当審議会は、IAS 第 32 号における金融負債と資本性金融商品の区別における課題についても IFRS 解釈指針委員会（解釈指針委員会）への要望により承知している。解釈指針委員会は、これらの要望のいくつかに関して合意に至ることができなかった。解釈指針委員会は IAS 第 32 号に明確かつ首尾一貫した分類原則を識別することは困難と考えたからである。これらの要望は、IAS 第 32 号の適用の分類結果のいくつかに関して、若干の不整合及び複雑性を若干の反対とともに明らかにしていた。

1.8 さらに、当審議会は、「概念フレームワーク」における負債の定義と IAS 第 32 号における金融負債の定義との間の相違点も過去に認識していた<sup>10</sup>。これらの相違点は、IFRS 基準が負債を資本と区別する方法に不整合を生じさせている（付録 B 参照）。

1.9 当審議会の「2015年アジェンダ協議」に関するフィードバックに対応して、また、他の方法で当審議会の注意を引いた論点に対処するため、当審議会は FICE プロジェクトを優先プロジェクト、したがってアクティブ・リサーチ・アジェンダの一部として確認した。

<sup>9</sup> コメント提出者は、IAS 第 32 号「金融商品：表示」に関する同様の論点を「2011年アジェンダ協議」に対するフィードバックにおいて識別した（1.20 項参照）。

<sup>10</sup> 直近では、これらの相違点は 2013 年のディスカッション・ペーパー「財務報告に関する概念フレームワークの見直し」（「概念フレームワーク」DP）において認識された。

## 資本の特徴を有する金融商品

- 1.10 当審議会のリサーチ・アジェンダの目的は、認知されている問題点の性質及び程度に関する証拠を収集し、財務報告の改善又は識別された欠陥の是正のために考え得る方法を評価することによって、考え得る財務報告の問題点を分析することである。したがって、本ディスカッション・ペーパーの目的は、当審議会が IAS 第 32 号を修正するか又は置き換えるプロジェクトを基準設定プログラムに追加すべきかどうかを決定するのに役立つために、初期的な見解及びコメントを入手することである。

### FICE プロジェクトの範囲

- 1.11 FICE プロジェクトの範囲を設定するため、当審議会は、アジェンダ決定及び類似のトピックに関する過去の協議からのフィードバックを検討した。また、会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) からのフィードバックも受けた。
- 1.12 当審議会は、本プロジェクトの範囲に対する 2 つの異なるアプローチを検討した。
- (a) 負債と資本の区別のための基礎となる概念及び IAS 第 32 号の要求事項についての、既存の概念及び要求事項に制約されない根本的な見直し
  - (b) IAS 第 32 号の基礎となる概念を再検討せずに、特定の適用上の課題に対処するための IAS 第 32 号の要求事項の狭い範囲の見直し
- 1.13 金融商品の分類に関して生じつつある論点 (特定のプッタブル金融商品及び外貨建株主割当発行など) に対応するため、当審議会は過去に IAS 第 32 号の狭い範囲の修正を行ってきた。しかし、狭い範囲の修正に関する懸念として、次のようなことがある。
- (a) 過去の狭い範囲の修正は、IAS 第 32 号の要求事項に例外を導入して不整合を生じさせており、当審議会のアジェンダ協議に対するコメント提出者が識別した課題のいくつかの原因となっている可能性がある (例えば、1.36 項(b)参照)。
  - (b) 当審議会は、狭い範囲のプロジェクトを通じて識別した課題のいくつかに対処できない可能性がある (1.26 項参照)。例えば、解釈指針委員会が IAS 第 32 号に関する要望のいくつかを当審議会に照会するために挙げた理由には、次のことが含まれている。
    - (i) 要望書で提起された論点が、要望書における特定の事実パターンよりも幅広かった
    - (ii) IAS 第 32 号における明確かつ首尾一貫した分類原則を識別する際の困難さ
    - (iii) IAS 第 32 号の適用の結果を正当化する結論の根拠の欠如
  - (c) 一部の ASAF メンバーが、当審議会に、特定の適用上の論点のみに対処するための狭い範囲のプロジェクトは、一層の例外と不整合を生じさせる可能性があると警告した。そうした ASAF メンバーは、健全な原則に基づいた負債と資本の区別の根本的な見直しは、一層の不整合と例外を避けるという利点があると指摘した。
- 1.14 当審議会は、前身となる FICE プロジェクトにおいて、負債と資本の区別のための基礎的な概念の根本的な見直しを行った<sup>11</sup>。この前身プロジェクトで識別した課題に対処し、金融負

<sup>11</sup> 前身となるプロジェクトは、米国の財務会計基準審議会 (US FASB) が主導した共同プロジェクトであった。当該プロジェクトは、2008 年 2 月のディスカッション・ペーパー「資本の特徴を有する金融商品」(2008 年ディスカッション・ペーパー) の公表に至った。現在の FICE プロジェクトは共同プロジェクトではない。当審議会は、本ディスカッション・ペーパーの作成にあたり、この前身プロジェクトに関して行った作業及び受けたフィードバックを検討した。

債と資本性金融商品の区別を単純化するため、当該プロジェクトは、最劣後の請求権のみを資本性金融商品に分類するというIAS第32号の置換えを検討した。当該アプローチ案に対するフィードバックを受けて、当審議会は、そうした分類アプローチよりも要求される変更が大きくなる可能性のある他のアプローチを検討した。しかし、当審議会は、金融負債と資本性金融商品の区別について、IAS第32号の適用により生じる分類結果が提供する情報よりも有用な情報を提供するような合意に達することができる前に、アジェンダの優先順位を見直して本プロジェクトを中断しなければならなかった。

- 1.15 当審議会在IAS第32号について識別した課題にかかわらず、当審議会は、IAS第32号の適用により生じる分類結果の全部、あるいは大部分でさえも、再検討する必要があるという証拠をほとんど見出さなかった。当審議会は次のように考えた。
- (a) 大部分の金融商品については、IAS第32号の適用は財務諸表利用者に有用な情報を提供し、作成者にとって適用上の課題をほとんど生じさせない。
  - (b) IAS第32号についての問題点は、2007年から2008年の世界的な金融危機の結果として明白ではなかった。ただし、危機への対応の手段として普及した一部の金融商品（一部の種類の偶発転換社債）にIAS第32号を適用する際に課題が生じている（1.25項(b)参照）。
- 1.16 これらの所見に基づき、多くのASAFメンバーが、要求事項の包括的な見直しを行うべきではあるが、当審議会はIAS第32号における原則及び要求事項を無視して白紙で出発すべきではないと指摘した。ASAFメンバーは、よく理解されている分類結果を変更するアプローチを導入するのではなく、本プロジェクトは、金融負債と資本性金融商品の区別のための基礎となる根拠の識別に焦点を当てることによって、分類結果のより良い基礎を提供すべきであると提言した。
- 1.17 したがって、当審議会は、FICEプロジェクトの目的はIAS第32号を適用する際の金融負債と資本性金融商品の区別における課題に対応することであるが、考え得る解決策は、すでによく理解されている分類結果の不必要な変更を限定的にすべきであると決定した。したがって、当審議会は、本プロジェクトの範囲は包括的にすべきであるが、出発点はIAS第32号の既存の原則及び要求事項を基礎とし、金融負債と資本性金融商品の区別のための基礎となる根拠の識別に重点を置くべきであるという点でASAFに同意した。
- 1.18 当審議会は、分類原則の変更又は精緻化では、識別した課題のすべてを解決するのに十分ではない可能性があると考えた。「概念フレームワーク」プロジェクトにおいて、当審議会は、表示及び開示の要求事項の拡充がそれらの課題のいくつかに対処するのに役立つ可能性があるかどうかを検討した。「概念フレームワーク」DPにおける当審議会の予備的見解は、資本の下位クラスに関する追加的な情報（特に、持分請求権の間での富の移転に関する情報）が財務諸表利用者に有用な情報を提供するであろうというものであった。しかし、当審議会は、それらの予備的見解を「概念フレームワーク」プロジェクトの一部として開発しなかった。その代わりに、当審議会はそれらをFICEプロジェクトの一部としてさらに検討することを決定した。
- 1.19 「概念フレームワーク」DPに対する一部のコメント提出者は、資本性金融商品に関する追加的な情報を提供するという予備的見解に同意した。これらのコメント提出者は、そうすることにより、負債と資本について提供される情報の差異が減少し、それにより企業が特定の会計上の結果を達成するために金融商品を組成する場合の影響が軽減されると指摘した。これ

## 資本の特徴を有する金融商品

らのコメント提出者の一部は、資本性金融商品に関するそうした追加的な情報は、企業がそれを異なる方法で表示したならば、もっと有用となる可能性があると考えた。これらのコメント提出者は、当審議会が資本の下位クラスに関する追加的な情報の提供に対するアプローチをより詳細に探求することを提案した。特に、一部の財務諸表利用者は、持分変動計算書を通じてこの情報を提供することを支持した。さらに、一部の財務諸表利用者は、企業はさまざまなシナリオにおける潜在的な希薄化の開示を拡大することによって、当該情報を補足する必要があるかもしれないと指摘した。

- 1.20 さらに、財務諸表利用者は企業が発行する金融商品の幅広い多様性について、より多くの情報を求めてきた。過去の協議（当審議会の「2015年アジェンダ協議」を含む）<sup>12</sup>に対する回答において、彼らは下記に関して提供される情報の改善を要望してきた。
- (a) 金融商品の性質、契約条件及びその他の特性（分類が金融負債なのか資本性金融商品なのかを問わず）
  - (b) 追加的な資本性金融商品の発行を通じての既存の資本性金融商品の潜在的な希薄化
  - (c) 企業の全体的な資本構成（流動性ニーズ及び清算時の請求権の優先順位を含む）
- 1.21 したがって、当審議会は、FICE プロジェクトは、金融商品の分類に加えて、金融商品に関する表示及び開示の要求事項について検討すべきであると決定した。
- 1.22 FICE プロジェクトの焦点は、金融商品の金融負債、金融資産、又は資本性金融商品への分類にある。当審議会は、金融資産及び金融負債に適用される認識及び測定の変更を本プロジェクトの一部として検討しないことを決定した。企業がIAS第32号を適用して金融商品を金融資産又は金融負債として分類した後は、認識及び測定について、IFRS第9号「金融商品」及び該当がある場合はIFRS第13号「公正価値測定」を適用する。当審議会は、企業が金融負債に関する情報をどのように提供するのかを検討する際に、IAS第32号の要求事項とIFRS第9号の要求事項との関係を念頭に置いた。

### 当審議会が識別した課題

- 1.23 金融負債と資本性金融商品の区別に対する考え得るアプローチの大半（全部ではないにしても）は、単純な債券や普通株式などの単純な金融商品をそれぞれ金融負債及び資本性金融商品として分類することになる。しかし、市場の力、金融技術革新及び銀行の自己資本規制の変化により、単純な債券と普通株式の両方の特性を含むさまざまな特性を組み合わせた広範囲の金融商品（資本の特徴を有する金融商品）が生み出されてきた。そうした金融商品は、リスクと期待リターンへのさまざまな選好を有する投資者から企業が資金を調達することを可能にし、また、それらの選好に対応して、金融商品において見出される特性の混合比はたえず変化している。
- 1.24 資本の特徴を有する金融商品（単純な転換社債など）の多くに対するIAS第32号の適用は、財務諸表利用者に有用な情報を提供してきた。また、企業はこれらの金融商品の大半に、重大な問題を生じずにIAS第32号を適用してきた。しかし、資本の特徴を有する金融商品の増大が、企業がIAS第32号を適用する際の問題となってきた。これらの金融商品の一部に

<sup>12</sup> これには、「概念フレームワーク」DP、当審議会の「2015年アジェンダ協議」及び「2011年アジェンダ協議」、Investor Perspectivesの記事「コミュニケーションの改善—表は1000語の価値がある」及び2008年ディスカッション・ペーパーが含まれる。

については、IAS 第 32 号の適用は明確である。しかし、一部の利害関係者は、分類結果又は当該結果の財務報告への影響のいくつか（特定の金融負債（例えば、公正価値で償還され得る株式）について生じる収益及び費用を純損益に認識することなど）に反対している。他の金融商品については、企業がそれらを金融負債又は資本性金融商品に分類するために IAS 第 32 号の要求事項をどのように適用すべきなのかが不明確であり、それにより実務の不統一が生じている。

1.25 このような課題を生じさせている金融商品の例として、次のものがある。

- (a) 非支配持分に係る売建プット・オプション（NCI プット）で、行使価格が公正価値であるもの — こうした金融商品は、NCI プットの保有者（通常は非支配持分株主）の選択により、企業が公正価値と同額の現金と交換に子会社に対する非支配持分を買い戻すことを要求している（1.32 項及び 1.36 項(c)参照）。
- (b) 偶発転換社債 — 実務に存在している多くの変型の中で、解釈指針委員会が検討した具体的な金融商品は、発行者の裁量で利息を支払い、発行者が「Tier 1 自己資本比率」<sup>13</sup>に違反した場合には可変数の発行者自身の株式に強制的に転換されるものである。企業が転換時に引き渡す義務のある可変数の株式の価値は、請求権の額面金額と同額である（すなわち、価値の合計がある固定金額の通貨に等しい、可変数の企業自身の株式）（1.36 項(d)参照）。

1.26 解釈指針委員会は、1.25 項に記述した金融商品への IAS 第 32 号の適用を検討した。しかし、これらの要望における論点は解決されないままである。

1.27 負債と資本を区別することを図るプロジェクトは、下記に対応することが必要となる。

- (a) 負債と資本の区別の根拠を識別することの概念上の課題（1.28 項から 1.34 項）
- (b) 提供される情報の便益を適用のコスト及び複雑性とバランスさせる原則を開発するという適用上の課題（1.35 項から 1.37 項）

#### 概念上の課題

1.28 負債と資本の区別の根拠を識別することは困難である。将来キャッシュ・フローについての企業の見通しに対する影響が異なるさまざまな特性を有する多様な請求権があるからである。さまざまな特性には、例えば、経済的資源の移転が要求される時点、請求権の金額及び企業に対する他の請求権との比較での優先順位がある。それらの特性のすべてに関する情報は、財務諸表利用者にとって目的適合性があり、それらの特性の多くは負債と資本の区別の基礎となる可能性がある。現在、IAS 第 32 号、他の IFRS 基準及び「概念フレームワーク」が、負債と資本を区別するためにさまざまな特性を使用しているが、区別する特性の選択について明確な基礎がないことが多い。

1.29 IAS 第 32 号を適用すると、企業は、金融商品が次のいずれかを生じさせる場合には、当該金融商品を金融負債に分類する。

- (a) 現金又は他の金融資産を引き渡すか、又は金融資産若しくは金融負債を発行者にとって潜在的に不利な条件で交換する契約上の義務。企業がこのような契約上の義務（現金を

<sup>13</sup> 「Tier 1 自己資本比率」とは、金融規制当局が定義するリスク・ウェイト付け資産の合計額に対する、銀行の Tier 1 自己資本の比率である。

## 資本の特徴を有する金融商品

支払う回避不可能な義務など)を有している場合には、支払うべき金額又は受け取るべき金額がどのように決定されるのかに関係なく、当該金融商品は金融負債である。

- (b) 企業自身の可変数の資本性金融商品を引き渡す契約上の義務(例えば、CU100の合計価値で企業自身の普通株式を引き渡す義務)<sup>14</sup>。企業がこのような契約上の義務を有している場合には、たとえ企業が経済的資源を引き渡す契約上の義務を有していなくても、当該金融商品は金融負債である<sup>15</sup>。

- 1.30 しかし、IAS第32号は同じ特性を整合的に使用しておらず(1.36項(b)参照)、当審議会がそれらの特性を選択した理由が不明確な場合がある。例えば、IAS第32号は1.29項(b)に記述した契約上の義務の分類について明確な根拠を示していない。企業自身の資本性金融商品の引渡しによって決済される義務の分類は、IAS第32号における金融負債の定義と「概念フレームワーク」における負債の定義との間の差異の1つである。「概念フレームワーク」は、負債を「過去の事象の結果として経済的資源を移転する現在の義務」と定義している<sup>16</sup>。IAS第32号と同様に、「概念フレームワーク」は、資本性金融商品を引き渡す義務の分類についての根拠を示していない。
- 1.31 IAS第32号の中と他のIFRS基準<sup>17</sup>の両方で、負債と資本を分類するために異なる特性を使用していることは、不整合を生じさせ、比較可能性を低下させ、財務諸表の理解可能性を低下させている。これは、負債と資本の区別がIFRS基準にとって基本的なものであり、企業の財務諸表に重大で対極的な影響を有するからである。こうした影響には、企業の財政状態及び財務業績がどのように描写されるのか、及び負債に関して提供される他の情報の資本と比較した場合の相違(測定及び開示の要求事項を通じてのものなど)が含まれる。
- 1.32 概念上の課題は、1.25項(a)に記述した種類のNCIプットを考慮することによって例示できる。そこでは、現金を移転する契約上の義務は、単純な債券における現金を移転する契約上の義務と同様である。NCIプットにおける当該義務を負債に分類することは、現金を引き渡す義務を単純な債券と同じ方法で描写する。しかし、債券とは異なり、企業が移転する義務を負う現金の金額は、基礎となる非支配持分株式の公正価値に等しい。したがって、当該負債の帳簿価額の変動を収益又は費用として認識することは、当該請求権に対するリターンを、普通株式に対する同様の経済的リターンが描写されるのとは異なる方法で描写することになる。これと対照的に、NCIプットにおける当該義務が資本に分類されたとした場合には、普通株式に対する同様の経済的リターンが描写されるのと同様の方法でリターンを描写することになる。しかし、NCIプットにおける当該義務を資本に分類することは、単純な債券との類似性(すなわち、現金を移転する義務)を反映しないことになる。
- 1.33 分類結果に関する対照的な見解は不可避である。金融負債と資本性金融商品の両方の特徴を共有する金融商品をいずれか一方に分類することは、類似点と相違点の一部を反映するが全部は反映しない結果となるからである。
- 1.34 したがって、企業に対する請求権が幅広い多様な特性を有している可能性があることを考えると、負債又は資本としての分類は、金融商品の特性に関する情報の一部だけしか提供しない可能性がある。したがって、本ディスカッション・ペーパーは、請求権のいくつかの側面

<sup>14</sup> 本ディスカッション・ペーパーにおいて、金額は貨幣単位(CU)で表示している。

<sup>15</sup> 企業が発行する資本性金融商品は、企業の経済的資源ではない(「概念フレームワーク」の4.10項参照)。

<sup>16</sup> 「概念フレームワーク」の4.26項参照。

<sup>17</sup> 例えば、IFRS第2号は、資本性金融商品を引き渡す義務をIAS第32号と異なる方法で分類している。

を分類のみに依拠するのではなく表示及び開示を通じて提供することが必要なのかどうかについての当審議会の検討を示している。

### 適用上の課題

- 1.35 IAS 第 32 号は、分類についての 2 つの主要な要求事項 (1.29 項参照) を、特定の取引及び状況に適用される追加的な要求事項とともに含んでいる。過去の協議に対するコメント提出者は、一部の金融商品が IAS 第 32 号の要求事項の首尾一貫性、完全性及び明瞭性に疑問を呈してきたと指摘していた。これらの課題のうちいくつかは解釈指針委員会に提出された論点からも明白であり、その一部は未解決のままである。
- 1.36 利害関係者が提起した論点は、下記の要求事項に関するものである。
- (a) デリバティブ金融商品 — IAS 第 32 号は、契約が固定金額の現金又は他の金融資産と固定数の企業自身の資本性金融商品とを交換する方法 (固定対固定の条件) 以外の方法によって決済されるか又はその可能性があるデリバティブである場合には、契約を金融資産又は金融負債に分類する。特定の種類の金融商品に対する固定対固定の条件の適用に関して疑問が生じている。例えば、一部のコメント提出者は、株式数が希薄化防止条項の結果としてのみ変動する場合の、固定金額の現金と交換に企業自身の固定数の株式を引き渡す売建コール・オプションに固定対固定の条件を適用する方法に関するガイダンスを求めている。
- (b) 外貨建株主割当発行の例外 — 固定対固定の条件の例外として、IAS 第 32 号は、固定数の企業自身の資本性金融商品を何らかの通貨の固定金額と交換に発行する権利、オプション又はワラントを、次の場合に、かつその場合にのみ、資本性金融商品に分類する。その条件とは、企業が当該金融商品を企業自身の同じクラスの非デリバティブ資本性金融商品の既存の所有者のすべてに比例的に提供することである。利害関係者は、この例外に該当するデリバティブ金融商品を、外貨建転換社債における転換オプション (これは金融負債に分類される) と異なる方法で分類すべき理由を疑問視している。
- (c) 企業自身の資本性金融商品を購入する義務を含んだ契約 — IAS 第 32 号の第 23 項は、企業自身の資本性金融商品に係る一部の売建プット・オプション及び先渡購入契約についての要求事項を含んでいる。当該要求事項を適用すると、償還金額の現在価値についての金融負債が生じる (すなわち、契約が「グロスアップ」される)。過去の協議に対する一部のコメント提出者は次の点を疑問視した。
- (i) そのようなデリバティブ金融商品を他のデリバティブ金融商品のように純額で測定せずにグロスアップすることが適切なかどうか (特に、NCI プットの場合のように、義務がオプションの行使を条件としている場合)
- (ii) 一部の取引を資本の中で会計処理する方法についての IAS 第 32 号の要求事項がないこと。例えば、NCI プットについては、非支配持分を償還負債が認識される時に認識の中止とすべきなのか、それとも資本の親会社持分要素への借方として「資本債権」を認識すべきなのかが明確ではない。
- (d) 条件付決済条項 — IAS 第 32 号の第 25 項は、発行者と保有者の双方の制御が及ばない不確実な将来事象 (株式市場指標の変動又は企業の自己資本比率の変動など) の発生 (又は不発生) を契機とする条件付決済条項についての要求事項を含んでいる。しかし、これらの要求事項を適用する際に、負債部分が決済結果が条件付であることを含むべき

## 資本の特徴を有する金融商品

かどうかに関して疑問が提起されている（特に、一部の種類の偶発転換社債について）。

- (e) 契約条件 — IAS 第 32 号は、現金又は他の金融資産を契約条件を通じて移転する義務を含んだ契約の分類についての原則を含んでいる。契約条件は、そのような義務を明示的又は黙示的に設定する場合がある。しかし、状況によっては、義務が契約条件から生じるのかか他のメカニズムから生じるのかが不明確である。例えば、
- (i) 契約の条件が義務を明示的にも黙示的にも設定しないが、経済的インセンティブにより企業が現金又は他の金融資産を移転することを強制される場合がある。例えば、配当率が時とともに増大して償還を促進する一部の種類の優先株式である。
- (ii) 義務が契約以外のメカニズムを通じて導入される場合がある（法律又は規制上の要求事項によって設定される義務など）。例えば、一部の法域における法律又は規制では、一部の企業に、支配持分を取得する際に非支配持分の購入を申し出ることを義務付けている（強制的な株式公開買付け）。

- 1.37 1.36 項で論じた論点は重要な適用上の疑問点ではあるが、大部分の種類の単純な金融商品への既存の要求事項の適用から生じる分類結果から得られる情報の有用性を疑問視するものではない。したがって、当審議会は、FICE プロジェクトの目的は、IAS 第 32 号の既存の分類結果を根本的には変更せずに、金融商品を金融負債又は資本性金融商品のいずれかに分類するための原則を明確な根拠で明確にすることとすべきであると決定した。本ディスカッション・ペーパーは、当該原則が IAS 第 32 号における分類に関する要求事項の首尾一貫性、完全性及び明瞭性をどのように改善するのかについての当審議会の検討を示している。

### 当該課題は当審議会が基準レベルの解決策を開発するのに値するかどうか

- 1.38 金融商品と資本性金融商品の区別の帰結を考えると、その区別の変更は、多くの法域にわたり、多くの異なる種類の企業にわたって、広範な影響を与える可能性がある。1.24 項で述べたように、大部分の種類の単純な金融負債及び資本性金融商品への IAS 第 32 号の適用は、重大な課題とはなっていない。しかし、継続的な金融イノベーションにより、IAS 第 32 号の要求事項が適用される請求権の多様性が増している。
- 1.39 当審議会は、金融商品の金融負債又は資本性金融商品への分類についての論点は、財務諸表の主要な利用者（投資者、融資者及び他の債権者など）にとっての課題となると考えた。そうした課題には、投資に対する期待リターンの見積り、財政状態及び財務業績の企業間での比較、企業の財政状態及び財務業績の理解が含まれる。財務諸表利用者は、IAS 第 32 号の適用から生じる実務の不統一の影響も受ける。適用上の課題は、解決されない場合には、そうした実務の不統一を増大させる可能性があり、財務諸表の比較可能性と理解可能性をさらに低下させることになる。
- 1.40 当審議会は、財務諸表利用者が、負債と資本の区別における課題だけでなく、負債の中及び資本の中での他の目的適合性のある区別に関する情報の欠如によっても影響を受けることにも着目した。例えば、過去の協議に対するコメント提出者は、次のことを要望した。
- (a) 企業の経済的資源の増加可能性に参加する請求権に関する情報
- (b) 財務諸表利用者が各資本性金融商品についてのリスクと経済価値をより適切に評価し、投資に対するリターンを見積るのに役立つ情報
- (c) 資本性金融商品の契約条件及び報告期間中に発行及び償還された資本性金融商品に関



する情報

- 1.41 IFRS 基準は、資本性金融商品よりも金融負債についての開示要求の方が包括的である。さまざまな資本性金融商品に関してより詳細な情報を提供するための具体的な IFRS 要求事項がないことは、一部の資本への投資者及びアナリストが資本の狭い定義を支持している理由の1つである。そのような分類アプローチでは、普通株式以外のすべての金融商品が負債として会計処理され、したがって、より包括的な開示要求に基づいて、より詳細な情報が提供されることになったであろう。
- 1.42 財務諸表の主要な利用者以外の関係者も、下記を含めて、分類の問題の影響を受ける。
- (a) 財政状態と財務業績に関する目的適合性のある情報をできるだけ忠実に表示すること及び要求事項の適用による複雑性とコストを限定することに関心のある作成者
  - (b) 財務諸表が企業の財政状態と財務業績を表現すること及び要求事項の強制可能性に関心のある金融規制当局及び証券規制当局。規制当局は、負債と資本の区別がどれだけ堅牢なのかを知ること及び他の規制上の要求事項との関係を理解することも望んでいる。当審議会は、本ディスカッション・ペーパーにおける予備的見解は、金融規制上の自己資本の要求への直接の影響はないであろうと予想している。金融規制当局は、規制上の自己資本の定義について独自の要求事項を有しているからである。
  - (c) 要求事項の監査可能性に関心のある監査人。監査人は、負債と資本の区別の明瞭性及び会計上の要求事項の適用による複雑性とコストにも関心がある。
- 1.43 当審議会は、IAS 第 32 号の適用における課題及び分類結果の理解についての課題は、特定の特性のセットを有する金融商品に関するものであり、したがって、一部の企業について他よりも多くの影響を与えるであろうと考えた。しかし、多くの場合、対象となる取引は大きいので、金融商品を金融負債又は資本性金融商品のいずれかに分類することは、一部の企業の財務諸表に重大な影響を与えるであろう。例えば、
- (a) 銀行規制当局が 2007 年から 2008 年の世界的金融危機の後に導入した新たな自己資本要求は、金融機関がより多くのますます多様な偶発転換社債を発行することを促した。1.25 項(b)に記述した偶発転換社債は、この新たな金融商品の一類型である。
  - (b) 一部の経済圏では、企業は他の経済圏の資本市場にアクセスするために外貨建の転換社債 (1.36 項(b)) を発行している。
  - (c) 支配持分の取得から生じる強制的な株式公開買付けは、一部の法域では規制上の要求事項であるが、他の法域ではそうではない。
  - (d) 一部の金融商品は、特定の企業に対する特定の投資者の具体的なニーズを反映した特性を含んでいる。例えば、企業結合における取得企業が、非支配持分の保有者に対し、株式を取得企業に公正価値で売却する権利を提供することがある (公正価値売建プット・オプション)。取得企業は、子会社の株式が上場されていない場合に非支配持分に流動性を提供するために、このような申し出を行うことがある。
- 1.44 1.38 項から 1.43 項に示した考慮事項を踏まえて、当審議会は、1.23 項から 1.37 項で識別した課題は基準レベルの解決策の検討に値すると結論を下した。それらの課題に対応して、当審議会は次のことを行った。
- (a) 負債と資本の分類のための基礎となる根拠を提供するアプローチを開発した (第 2 章)。

## 資本の特徴を有する金融商品

当該アプローチは、下記についての当審議会の予備的見解に基づいている。

- (i) 負債と資本の区別を用いて提供するのが最善である情報
- (ii) 表示及び開示の要求事項を通じて提供するのが最善である情報
- (b) 上記(a)のアプローチの基礎となる根拠に基づいて、金融商品の金融負債及び資本性金融商品への分類のための原則を明確にし、当該原則が IAS 第 32 号の適用についての課題にどのように対処するのか (IAS 第 32 号の要求事項の首尾一貫性、完全性及び明瞭性の改善を含む) を検討した (第 3 章、第 4 章及び第 5 章)。
- (c) 金融商品の表示及び開示についての原則を開発した (第 6 章及び第 7 章)。

### コメント提出者への質問

<p>質問 1</p> <p>1.23 項から 1.37 項は、識別された課題を記述し、それらの原因の説明を示している。</p> <p>(a) 課題及びそれらの原因についての記述に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。課題の原因となっている他の要因があると考えるか。</p> <p>(b) 識別された課題は財務諸表利用者にとって重要で、基準設定活動を必要とするのに十分なほど広範なものであることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。</p>
---

## 第 2 章 — 当審議会の選好するアプローチ

2.1 本章は、負債と資本の区別の基礎となる根拠に関する当審議会の見解を示している。当審議会の予備的見解は、請求権のさまざまな特性やそれらが企業の財政状態及び財務業績に与える影響の分析に基づいている。当審議会の予備的見解では、当審議会の選好するアプローチは、分類を通じて提供される情報と表示及び開示を通じて提供される情報との間の最善のバランスを取ったものとなるであろう。当審議会の選好するアプローチは、請求権が下記のものを含んでいる場合には負債に分類することになる。

- (a) 清算時以外の所定の時点に経済的資源を移転する回避不可能な義務、及び／又は
- (b) 企業の利用可能な経済的資源とは独立の金額に対する回避不可能な義務

2.2 本章は下記のように構成されている。

- (a) 請求権のどのような特性が財務諸表利用者にとって目的適合性があるのか (2.3 項から 2.12 項)
- (b) 負債と資本の区別の帰結はどのようなものか (2.13 項から 2.14 項)
- (c) どのような特性がどの評価に目的適合性があるのか (2.15 項から 2.31 項)
- (d) どの特性を分類を通じて描写し、どの特性を表示及び開示を通じて描写すべきか (2.32 項から 2.47 項)
- (e) 予備的見解の要約とコメント提出者への質問 (2.48 項から 2.52 項)

## 請求権のどのような特性が財務諸表利用者にとって目的適合性があるのか

- 2.3 当審議会は、企業のキャッシュ・フロー、特に企業のキャッシュ・フローが企業に対する請求権の保有者の間でどのように分配されるのか、に影響を与える請求権のさまざまな特性を識別した。識別された特性に関する情報は、企業への資源の提供に関する意思決定に情報を与える評価を財務諸表利用者が行うのに役立つはずである。
- 2.4 明確に負債であり、常にそのように分類されるであろう請求権の1つは、CU100に等しい現金を2年後に支払う義務を伴い、他のすべての請求権に優先する単純な債券である。
- 2.5 2.4項における単純な債券の1つの特性は、清算時以外の所定の時点（すなわち、2年後）に経済的資源を移転することを企業に要求していることである。単純な債券のこの特性に関する情報は、財務諸表利用者にとって目的適合性がある。義務を満了するために、企業は資産を犠牲にするか、例えば、融資の獲得又は他の何らかの請求権の発行によって他の何らかの経済的資源を獲得することを要求されることになるからである。本ディスカッション・ペーパーでは、このような特性を、経済的資源の移転が要求される時点（又は単に時点特性）と呼ぶ。時点特性は、固定した日付として定められることもあれば、例えば、次のように定められることもある。
- (a) 要求払い
  - (b) 利払日
  - (c) 元本支払の日（例えば、満期時又は当該金融商品の存続期間にわたって）
  - (d) オプション行使日
  - (e) 清算時（すなわち、永続的な条件）
- 2.6 経済的資源の移転が要求される時点は、負債を資本と区別することのできる主要な特性とみなされることが多い。しかし、2.4項の単純な債券も、企業に異なる方法で影響を与えるいくつかの他の特性を有しており、これらの特性に関する情報も財務諸表利用者にとって目的適合性がある。
- 2.7 2.4項の単純な債券の他の特性のうち、それに関する情報が財務諸表利用者にとって目的適合性のあるものとなる特性の1つは、企業が移転することを要求される現金の金額が固定されていることである。金額の固定的な性質は目的適合性がある。このような金額は、企業の利用可能な経済的資源の変動に対応して変動しないからである。したがって、金額の固定的な性質は、企業が義務を果たすための十分な経済的資源を有していないか、又は当該経済的資源に対して十分なリターンを生み出さないというリスクをもたらす<sup>18</sup>。本ディスカッション・ペーパーは、義務の金額がどのように定められるのかを義務の「金額」と呼んでおり、それは固定数の通貨単位として定められることもあれば、次のように定められることもある。
- (a) 額面金額、利息支払額、又は選択された商品、金融資産、資産のバスケット・指標の単位に連動する金額<sup>19</sup>

<sup>18</sup> ここでの「金額」は、金融商品の公正価値を指すのではなく、契約に定められた金額を指す（3.21項における追加的な議論を参照）。

<sup>19</sup> 通常、請求権を決済するために必要とされる資源の金額は、移転することが要求される資源に用いられる単位と同

## 資本の特徴を有する金融商品

- (b) 参照レートに連動する金額。参照レートは、市場金利、固定レート又は市場変数（通貨、商品、金融資産、又は資産のバスケット若しくは指標など）の価格の変動である可能性がある。
- (c) 他のすべての請求権を満たすために必要とされる経済的資源を控除した後の企業の経済的資源に対する比例的な取り分

2.8 情報は、2.4 項の単純な債券の他の特性のいくつか（下記を含む）に関しても財務諸表利用者にとって目的適合性がある。

- (a) 企業が移転することを要求される経済的資源の種類が現金であること。企業の資産が非流動性的で、企業が現金を移転することを要求されている場合には、たとえ企業が十分な経済的資源を有している場合であっても、企業が義務を満たすために必要とされる現金を獲得できないリスクが生じるか、又は多額のコストを生じることになる。他の請求権は、経済的資源の種類を特定の金融資産又は具体的な種類の財若しくはサービスとして定めている場合がある。
- (b) 単純な債券が他の負債よりも優先されること。これは、他の特性から生じるリスク（企業が必要とされる時点で十分な金額の現金を有しているかどうかなど）が、この単純な債券については劣後的な請求権の場合よりも低いことを意味する。請求権の優先順位（序列又はランクとも呼ばれる）は、他の請求権との比較で定められる。

2.9 普通株式は、2.5 項から 2.8 項で論じたすべての特性に関して、単純な債券とは異なる。2.4 項の単純な債券とは異なり、普通株式は、清算時以外の所定の時点における特定の種類の経済的資源の移転や特定の金額の経済的資源の移転を要求していない。本ディスカッション・ペーパーの目的上、普通株式とは、下記の特性を有する請求権である<sup>20</sup>。

- (a) 最も劣後的な請求権である。かつ、
- (b) 清算時にのみ経済的資源を移転することを企業に要求し、移転される経済的資源の金額が、優先度のより高い請求権が充足された後に残る清算時の企業の純資産に対する比例的な取り分と同額である。

2.10 請求権の他の権利及び義務の一部は、請求権に対する期待リターンに間接的に影響を与える場合があるが、将来の正味キャッシュ・インフローが請求権の間でどのように分配されるのかに直接には関連しない場合がある。例えば、債券が企業による資源の使用を制約する特約条項を含んでいる場合があり、また、普通株式が特定の事項に関して投票する権利を含んでいる場合もあり、これらの権利の行使が、企業が経済的資源をどのように使用するのかに影響を与える可能性がある。

2.11 他の請求権は、2.4 項から 2.9 項に記述した普通株式と単純な債券の特性のさまざまな組合せを有する場合がある。例えば、

- (a) 公正価値で償還され得る株式 — 保有者の要求によって、普通株式の公正価値と同額の現金で償還され得る株式。経済的資源及び具体的には現金を要求により移転するという

---

じ種類の単位を用いて定められるであろう。しかし、そのような金額が異なることがある。例えば、多くのデリバティブは現金で決済することを要求されるが、当該請求権を決済するために必要とされる現金の金額は、商品や株価を参照して決定される場合がある。

<sup>20</sup> 他の持分請求権と普通株式の特性を有する資本性金融商品の区別に関するより詳細な議論については、第 6 章参照。

要求事項は、単純な債券における同一の要求と同様の影響を有し、資産を移転若しくは売却するか又は現金を何か他の方法で獲得するかのいずれかを企業に求める。しかし、当該義務の金額は、企業の普通株式の価格の変動に対応して変動する。

- (b) 株式決済債券 — CU100 に等しい合計価値の変数の企業自身の株式を2年後に引き渡す<sup>21</sup>ことを企業に要求する債券。企業の普通株式は企業の経済的資源ではないので、この種類の債券は、普通株式と同様に、企業の経済的資源に対する影響がない。しかし、単純な債券と同様に、義務の金額は企業の利用可能な経済的資源の変動に対応して変動せず、企業が義務を履行できない可能性があるというリスクを生じさせる（例えば、極端な状況では、他のすべての請求権の金額が企業の経済的資源を上回っているために、企業自身の株式に合計でCU100の価値がない可能性がある）。

2.12 請求権のさまざまな特性のすべてに関する情報は、財務諸表において何らかの方法で提供すべきである。どのような情報を負債と資本の分類を通じて提供するものが最善であり、どのような情報を表示及び開示の要求事項を通じて提供するものが最善なのかを決定するため、当審議会は、負債と資本の区別の帰結を検討した。

### 負債と資本の区別の帰結はどのようなものか

2.13 「概念フレームワーク」における財務諸表の構成要素の定義とIFRS基準における既存の要求事項に基づくと、負債と資本の区別により次のような主要な帰結が生じる。

- (a) 企業の財政状態を報告する際に、認識された負債の合計が認識された資本の合計と区別される。
- (b) 認識された負債の帳簿価額の変動は企業の財務業績の報告に含まれるが、資本の帳簿価額の変動は含まれない。
- (c) 認識された負債の帳簿価額は事後測定（利息の発生計上や、場合によっては公正価値変動など）を通じて更新されるが、残余である資本合計の帳簿価額は、認識された資産及び負債の帳簿価額の変動に対応して変動する。
- (d) IFRS基準における開示及び表示の要求事項は、負債についての方が資本についてよりも広範である。

2.14 分類に対するいかなるアプローチにおいても、負債と資本の区別は1組の情報しか提供しない。すなわち、請求権が有しているのが負債の特性なのか資本の特性なのかである。したがって、負債と持分請求権に関する追加的な情報を、別途提供しなければならない。当審議会は、負債又は資本としての分類を通じてでは提供されない請求権の特性に関する情報を（表示及び開示を通じて）提供するように企業に要求することによって、2.13項(c)と2.13項(d)に記述した帰結を緩和することを意図している。

### どのような特性がどの評価に目的適合性があるのか

2.15 企業の財政状態計算書は、一時点における企業の経済的資源（資産）及び企業に対する請求権（負債と資本）に関する情報を提供する。企業の経済的資源及び請求権の性質及び金額に

<sup>21</sup> 本ディスカッション・ペーパーでは、別段の記載がない限り、例示は企業が契約によって引き渡すことを要求されているだけの数の株式を、契約で要求されている時に発行することができると仮定している。

## 資本の特徴を有する金融商品

関する情報は、報告企業の財務上の強みと弱み、流動性とソルベンシー、追加的な資金調達  
の必要性、及び当該資金調達の獲得にどのくらい成功しそうなのかを、財務諸表利用者が評  
価するのに役立つ可能性がある<sup>22</sup>。

- 2.16 さらに、企業からの将来キャッシュ・フローの見通しを適切に評価するため、財務諸表利用  
者は、下記から生じた報告企業の経済的資源の変動と請求権の変動とを区別することが必  
要である。
- (a) 当該企業の財務業績から
  - (b) 債券又は資本性金融商品の発行などの他の事象又は取引から<sup>23</sup>
- 2.17 2.15 項及び 2.16 項に記述した諸概念や、過去の協議に対しての財務諸表利用者及び他の利  
害関係者からのフィードバックに基づいて、当審議会は、請求権の特性の異なる組合せに関  
する情報に依存する 2 つの大まかな財政状態及び財務業績の評価を識別した。それらは、
- (a) 資金流動性及びキャッシュ・フローの評価。これには、企業が期限到来時に義務を履行  
するために必要とされる経済的資源を有しているかどうかが含まれる。これらの評価は、  
清算時以外の所定の時点に経済的資源を移転するという要求事項（時点特性）に関する  
情報によって導かれる（2.19 項から 2.25 項参照）。
  - (b) 貸借対照表ソルベンシー及びリターン（発生ベースで測定）の評価。これには、企業が  
一時点において義務を履行するために必要とされる十分な経済的資源を有しているか  
どうか、企業が請求権により達成する義務を負っているリターンを充足するための十分  
なリターンを経済的資源に対して生み出したのかどうかが含まれる。これらの評価は、  
義務の金額（金額特性）に関する情報によって導かれる（2.26 項から 2.31 項参照）。
- 2.18 2.17 項の 2 つの評価は本ディスカッション・ペーパーでは別々に検討されている。請求権の  
異なる特性に導かれているからである。多くの請求権は、2.4 項に記述した単純な債券のよ  
うに、これらの評価の両方に目的適合性のある特性を有しているであろう。しかし、2.11 項  
に記述した金融商品のように、一方の評価には目的適合性があるが他方の評価には目的適合  
性がない特性を含んでいる金融商品もある。したがって、これらの特性のうちどれを負債と  
資本の区別の基礎となる根拠とすべきかを定めることが重要である。

### 資金流動性及びキャッシュ・フロー（時点特性）の評価

- 2.19 財務諸表利用者は、企業が期限到来時に義務を履行するための十分な経済的資源を有してい  
るかどうかを評価する。このような評価が行われるのは、所定の時点に経済的資源を移転す  
る義務は、決済日までに要求されている経済的資源を生み出すか又は他の方法で入手するこ  
とを企業に要求し、企業がその日以降に将来キャッシュ・フローを生み出すために利用可能  
な経済的資源を減少させるからである。
- 2.20 企業が経済的資源を移転することを要求される時点特定することによって、金融商品は、  
企業が当該請求権の決済を要求される時に必要とされる特定の種類の経済的資源を有して  
いないというリスクを生じさせる。これは、たとえ企業が義務を履行するのに十分な金額の  
他の種類の経済的資源を有している場合であっても当てはまる可能性がある。そうした状況

<sup>22</sup> 「概念フレームワーク」の 1.13 項参照。

<sup>23</sup> 「概念フレームワーク」の 1.15 項参照。

は、財政難のコストの可能性や事業の混乱の可能性の予想を生じさせるが、これは、企業が流動性の低い資産（土地や無形資産など）を現金に変換する必要がある場合や、新たな請求権を発行することによって要求される経済的資源を入手する必要がある場合に生じる可能性がある。例えば、企業が経済的資源を生み出すか既存の経済的資源を変換するか、又は他の請求権を発行することによって経済的資源を入手するかしなければならない範囲で、義務を履行するために生じるコストが他の請求権保有者に流出することになる（例えば、現金を生み出すための資産売却に係る損失及び取引コスト）。企業が経済的資源を変化させる場合には、財務諸表は、影響を受ける経済的資源についての認識及び測定の変更事項に従って、それらの変化を反映することになる。

2.21 資金流動性及びキャッシュ・フローの評価を行う際に、財務諸表利用者は通常、下記のことを考慮する。

- (a) 企業の経済的資源が現金を生み出すと予想される時点が、必要とされる支払の時点よりも前になるかどうか
- (b) どの程度まで、企業は流動性の低い長期の資産の資金を短期の流動性要求のある請求権を用いて調達しているか（すなわち、流動性不足の可能性はあるかどうか）
- (c) どの程度まで、企業は資産の市場流動性（例えば、資産を現金に変換する必要がある場合）及び金融市場の流動性（例えば、追加的な調達資金を得る必要がある場合）の変動に晒されているか
- (d) 企業がキャッシュ・フローを効率的かつ効果的に管理しているかどうか

2.22 したがって、当審議会の予備的見解では、企業の資金流動性とキャッシュ・フローを評価するために、財務諸表利用者は、清算時以外の所定の時点に経済的資源を移転することを企業に要求する請求権<sup>24</sup>と、そのような要求のない請求権とを区別した情報を必要とする。これは、こうした評価を行う財務諸表利用者にとって目的適合性のある時点特性に基づく基本的な区別である。

2.23 2.22 項に記述した基本的な区別は、清算時以外のさまざまな所定の時点に経済的資源の移転を要求するか又はさまざまな種類の経済的資源の移転を要求する請求権に関してさらに細分化された情報のための、最善の出発点を設定する。しかしながら、当審議会の予備的見解では、これらは時点特性及び経済的資源の種類に基づく副次的な区別であり、財務諸表利用者が資金流動性とキャッシュ・フローの評価を精緻化するのに役立つであろう。例えば、現金を12か月以内に移転する義務と、現金を20年後又は30年後に移転する義務との区別は、企業の資金流動性とキャッシュ・フローを利用者が評価するのに役立つ追加的な情報を提供するであろう。

2.24 副次的な区別に関する情報は、請求権の追加的な下位分類（流動・非流動、流動性の順序、又は満期分析の開示など）を通じて提供することができる。そうした情報は、財務諸表利用者が満期のミスマッチを識別して満期が集中している特定の時点を予測するとともに、下記

<sup>24</sup> 清算が契約で定められている場合（存続期間が有限の企業など）又は特定の事象に連動して若しくは保有者の選択により生じる場合には、経済的資源をそのような日に移転する義務に関する情報は、資金流動性とキャッシュ・フローの評価にも目的適合性があるであろう。本ディスカッション・ペーパーの目的上、清算には契約で定められた清算は含まない。したがって、清算時にのみ経済的資源の移転を要求する契約への言及には、永続的な契約のみが含まれる。

## 資本の特徴を有する金融商品

を含むさまざまな比率を作成し分析することを可能にするであろう。

- (a) 短期の請求権（12 か月以内に資源の移転を要求する請求権）に対する流動資産の比率
- (b) 要求払の請求権（要求により経済的資源の移転を求める請求権）に対する流動性のある資産の比率
- (c) 資産からのキャッシュ・フローの予想時点との比較での、請求権の流動性の順序（IAS 第 1 号「財務諸表の表示」で要求されているものなど）

2.25 当審議会は、時点特性は財政状態に加えて財務業績の評価に目的適合性があるかどうかを検討した。「概念フレームワーク」の 1.17 項で検討しているように、発生主義会計は、取引及び他の事象が企業の経済的資源及び請求権に与える影響を、たとえ結果として生じる現金の受取り及び支払が別の期間に発生する場合であっても、それらの影響が生じた期間において描写する。そうした情報は、当期中の現金の受取り及び支払に関してのみの情報よりも、企業の過去及び将来の業績を評価するためのより良好な基礎を提供する。企業の経済的資源へのそうした影響は、特定の資産の会計処理に適用される関連する IFRS 基準によって捕捉されることになる。また、企業の請求権への影響は、請求権の金額の描写に関する要求事項（例えば、実効金利法を用いて計算した金利費用）によって捕捉されることになる（2.26 項から 2.31 項参照）。これと対照的に、ある期間中の経済的資源の流入又は流出、及び特にキャッシュ・フローから生じる変動に関する情報は、企業が現金をどのように獲得し消費するのか（投資者に対するリターン（例えば、リターンを具体化した利息及び配当の支払を通じて）を含む）の評価に関して目的適合性がある。したがって、当審議会は、経済的資源の移転が要求される時点に関する情報は、財務業績の評価への目的適合性はないと結論を下した。

### 貸借対照表ソルベンシー及びリターン（金額特性）の評価

2.26 財務諸表利用者は、下記についても評価することが多い。

- (a) 企業がある時点で義務を履行するための十分な経済的資源を有しているかどうか
- (b) 企業が請求権により達成する義務を負っているリターンを充足するための十分なリターンを経済的資源に対して生み出したのかどうか

2.27 請求権の金額がどのように定められているか、また他の請求権との関係での優先順位によって、各請求権の間での企業の経済的資源全体の配分や当該配分が時とともにどのように変化するのか（すなわち、請求権に対するリターン（ペイオフ又は利回りと呼ばれることもある））が決定される。義務の金額を企業の利用可能な経済的資源とは独立している（例えば、固定金額の通貨単位）ように定める請求権は、義務の金額が企業の利用可能な経済的資源を上回るというリスクを生じさせる<sup>25</sup>。このリスクは、たとえ請求権が清算時以外には経済的資源の移転を要求していない場合（企業自身の資本性金融商品で決済される請求権など）であっても生じる。請求権の金額は、要求される決済の時点に関係なく、請求権に対するリターンに影響を与える。同様に、報告期間中の当該金額の変動は、たとえ結果として生じる現金支払（又は他の資産の移転）が別の期間に発生する場合であっても、当該期間中の請求権の保有者に対するリターンの主要な決定要因となる（2.25 項参照）。

2.28 貸借対照表ソルベンシー及びリターンの評価を行う際に、財務諸表利用者は、通常、次のこ

<sup>25</sup> 3.17 項における「利用可能な経済的資源」についての詳細な議論を参照。



とを考慮する。

- (a) 企業が義務を履行するための十分な経済的資源を有しているかどうか、及び経済的資源の不足があった場合の各請求権の間での不足額の考え得る配分
- (b) 企業の利用可能な経済的資源の将来の変動に対応する請求権を企業がどの程度有しているか。この評価は、企業の財政状態が経済的資源の価値の減少に対してどのくらい弾力的なのかを示すものとなる。この評価は、どの請求権が利用可能な経済的資源の将来の減少及び増加に参加するのかも識別する。
- (c) 新たな請求権を発行することによって新たな経済的資源を獲得したり、既存の請求権を再調達することによって既存の経済的資源を維持したりする能力を企業がどの程度有しているか。利用可能な経済的資源の不足は、通常、市場の流動性に関係なく、企業が資本市場にアクセスする能力を損なうことになる。

2.29 したがって、当審議会の予備的見解では、貸借対照表ソルベンシー及びリターンの評価を行うために、財務諸表利用者は、企業の利用可能な経済的資源とは独立した金額に対する請求権を、そのような要求のない請求権と区別する情報を必要としている。これは、金額特性に基づく基本的な区別であり、そうした評価を行う財務諸表利用者にとって目的適合性がある。

2.30 2.29 項の基本的な区別は、請求権が金額及び清算時の請求権の優先順位をどのように定めているのかに関してさらに細分化された情報の最善の出発点を設定する。これらの副次的な区別に関する情報は、財務諸表利用者が貸借対照表ソルベンシー及びリターンについてより詳細な評価を行うのに役立つであろう（例えば、経済的資源の潜在的な余剰又は不足及びリターンがどのように各請求権の間で配分されるのか）。請求権の優先順位は、一般に「ウォーターフォール」と呼ばれる。企業が有している経済的資源が請求権の金額を充足するのに不十分である範囲で、どの請求権保有者が不足のコストを負担するのかは、各請求権の他の請求権との関係での優先順位に応じて決まることになる。

2.31 副次的な区別に関する情報は、請求権の追加的な下位分類（例えば、優先順位）を通じて、又はさまざまなペイオフに関する追加的な表示及び開示を通じて、提供することができる。このような情報は、財務諸表利用者が、考え得る将来のシナリオにおけるさまざまなペイオフを評価し、下記を含むさまざまな比率を作成し分析することを可能にするであろう。

- (a) 自己資本比率
- (b) 損失吸収余力比率
- (c) 財務レバレッジ比率
- (d) インタレスト・カバレッジ比率（例えば、金利及び税金前利益（EBIT）／金利費用）
- (e) リターン・レバレッジ分析（例えば、債務／EBIT 及び自己資本利益率）

### どの特性を分類を通じて描写し、どの特性を表示及び開示を通じて描写すべきか

2.32 2.17 項で識別した評価は両方とも、負債と資本の区別の影響を受ける主要な評価である。それは、財政状態計算書の構成と、財務業績の計算書に含まれる内容に影響を与えるからである。

2.33 当審議会の予備的見解では、負債と資本の分類を通じて提供すべき最善の情報は、識別した

## 資本の特徴を有する金融商品

評価の両方 (2.22 項及び 2.29 項参照) に目的適合性のある主要な区別に関する情報である。したがって、当審議会の選好するアプローチは、請求権が次のものを含んでいる場合には、負債に分類することになる。

- (a) 清算時以外の所定の時点に経済的資源を移転する回避不可能な義務、及び/又は
- (b) 企業の利用可能な経済的資源とは独立の金額に対する回避不可能な義務

2.34 当審議会の選好するアプローチは、「概念フレームワーク」の 4.63 項における定義と整合的に、資本を「企業のすべての負債を控除した後の資産に対する残余持分」と定義することになる。したがって、当審議会の選好するアプローチにおける持分請求権は、2.33 項の特性のいずれも含むことはできない。

2.35 2.18 項で述べたように、当審議会の選好するアプローチを適用すると、多くの請求権は 2.33 項における負債の特性の両方を含むことになるので、それらに関する情報は 2.17 項で識別した評価の両方に目的適合性があることになる。しかし、請求権の中には、その 2 つの特性の一方しか含んでいないために負債に分類され、それゆえ、それらに関する情報が当該評価の一方に対してしか目的適合性がないものがある。したがって、識別した評価のそれぞれを財務諸表利用者が別個に行うのに役立つ情報を提供するために、当審議会の選好するアプローチは、2.33 項における 2 つの特性のうち 1 つだけしか有さない負債について区分表示を要求することによって、追加的な情報を提供することになる (第 6 章参照)。

2.36 当審議会の選好するアプローチの適用を下記の表に例示している。

金額特性に基づく区分 ↓ 時点特性に基づく区分	企業の利用可能な経済的資源とは独立の金額に対する義務 (固定された契約金額、又は金利若しくは他の金融変数に基づく金額など)	企業の利用可能な経済的資源とは独立の金額に対する義務がない (企業自身の株価に連動する金額など)
経済的資源を清算時以外の所定の時点に移転する義務 (予定された現金支払など)	<b>負債</b> (例えば、単純な債券)	<b>負債</b> (例えば、公正価値で償還され得る株式)
経済的資源を清算時以外の所定の時点に移転する義務がない (企業自身の株式での決済など)	<b>負債</b> (例えば、株式決済債券)	<b>資本</b> (例えば、普通株式)

2.37 副次的な区別 (2.23 項及び 2.30 項で論じている) に関する情報も、財務諸表利用者にとって目的適合性がある。したがって、当審議会の予備的見解では、こうした他の特性に関する情報が表示及び開示を通じて提供されることになる。これには次のものが含まれる。

- (a) 普通株式とはペイオフが異なる持分請求権に関する情報 (第 6 章)
- (b) 負債及び資本の優先順位に関する情報 (第 7 章)

2.38 当審議会は、当審議会の選好するアプローチは次のようになると考えている。

- (a) 負債と資本の区別を通じて識別される請求権の特性に関する最善の情報を提供する。それらの特性は財政状態及び財務業績の評価への目的適合性があるからである。
- (b) 負債と資本の両方に関する表示及び開示を通じて追加的な情報を提供するための最善の出発点となる。

2.39 また、当審議会は、当審議会の選好するアプローチは、IAS 第 32 号の既存の分類結果を根

本的には変更せずに明確な根拠を提供するであろうとも考えた。

- 2.40 主要な区別の一方にのみ基づいたアプローチを採用すれば、当審議会の選好するアプローチよりも分類が単純になる可能性がある。しかし、そのようなアプローチは、他方の主要な区別の複雑性をどこかに移転させるだけであろう。企業に対する請求権が幅広い多様性のある特性を有する可能性があることを考えると、それらを負債又は資本に分類することは、それらの特性の多様性に関する情報の一部しか提供できない。したがって、負債と資本の分類に対するいかなるアプローチも、企業が表示及び開示を通じて追加的な情報を提供することを要求することになる。特に、分類のための主要な区別の一方のみを使用すると、より多くの金融商品が資本に分類される結果となり、資本性金融商品のより大きな多様性に関する有用な情報を表示と開示の何らかの組合せを通じて提供する必要性が増大するであろう。両方の区別が財政状態及び財務業績の評価への目的適合性があることから、当審議会は、主要な区別の一方のみに基づくアプローチは、負債と資本の区別の使用による最善の情報を提供しないであろうと考えている<sup>26</sup>。
- 2.41 当審議会は、負債と資本の分類を通じて、資金流動性及びキャッシュ・フローの評価に対してのみ目的適合性のある情報を提供するアプローチを検討した。しかし、そのようなアプローチは、貸借対照表ソルベンシー及びリターンの評価への目的適合性のある情報を他の手段（表示及び開示など）を通じて提供することを企業に要求することになる。特に、このアプローチでは次のような結果となる。
- (a) 資本に分類される請求権の一部が、企業の利用可能な経済的資源とは独立の金額に対する義務を含んでいる可能性がある（固定金額の請求権を伴う株式決済の債券など）。したがって、資本の中での区分表示の要求事項が、異なる持分請求権のさまざまなリターンに関する情報を提供するために、当審議会の選好するアプローチの場合よりも重要となる。
  - (b) 企業の財務業績の評価に有用な情報を提供することが特に困難となる。区別を負債と資本の両方の中で行わなければならないからである。同額の義務を含んだ請求権が、当該請求権が経済的資源の移転によって決済される（例えば、現金でCU100を支払う単純な債券）のか、企業自身の資本性金融商品の引渡しによって決済される（例えば、合計価値がCU100となる可変数の企業自身の株式を引き渡す株式決済の債券）のかに応じて、負債と資本のいずれにも含まれる可能性がある。表示及び開示の要求事項を開発することが必要になるであろう。企業が請求権により達成する義務を負っているリターンを充足するための十分なリターンを経済的資源に対して生み出しているかどうかを、財務諸表利用者が評価するのに役立つためである。これと対照的に、当審議会の選好するアプローチを適用すると、貸借対照表ソルベンシー及びリターンの評価への目的適合性のある請求権の帳簿価額のすべての変動が収益及び費用として含まれることになり、これらの特定の評価への目的適合性のない収益及び費用を区分表示するためにのみ要求事項が必要とされることになる。
- 2.42 当審議会は別のアプローチを検討した。負債と資本の分類を通じて、貸借対照表ソルベンシー及びリターンの評価にのみ目的適合性のある情報を提供するものである。特に、このアプローチでは、資本に分類される請求権の一部が、清算時以外の所定の時点に資源の移転を要求するもの（公正価値で償還され得る株式など）である可能性がある。しかし、そのような

<sup>26</sup> 付録Aでは、一方の特性のみに基づくアプローチの帰結をより詳細に検討している。

## 資本の特徴を有する金融商品

アプローチは、資金流動性及びキャッシュ・フローの評価への目的適合性のある情報を他の手段（表示及び開示など）を通じて提供しなければならないであろう。したがって、当審議会の選好するアプローチとは対照的に、清算時以外の所定の時点に経済的資源を移転することを企業に要求する可能性のある請求権に関する情報を提供するための資本の中での区分表示の要求事項の必要性が大きくなるであろう。当審議会の選好するアプローチを適用する場合には、資金流動性及びキャッシュ・フローの評価への目的適合性のあるすべての請求権が負債に分類されることになる<sup>27</sup>。

### 分類に対する他のアプローチで、識別された評価以外の評価を支援するための情報を提供するもの

- 2.43 過去の協議に対する回答の中で、多くの財務諸表利用者（特に、普通株式に対する投資者）が、普通株式又はその同等物のみを資本に分類するアプローチ（狭い資本アプローチ又は基本的所有金融商品アプローチと呼ばれることがある）を提案した。このようなアプローチは、他のすべての請求権を負債に分類することになる。このようなアプローチを支持する理由としては、次のようなものがある。
- (a) 請求権の最も残余的なクラスのみが残余リスクを負担しているので、そのみを資本に分類すべきである。
  - (b) 財務諸表を企業の所有者の視点から作成することと整合的となる。したがって、このようなアプローチは、財政状態及び財務業績を普通株式の保有者の観点から描写することになる（2.47 項も参照）。
  - (c) 既存の要求事項は、異なる持分請求権に関する情報を提供する具体的な要求事項を含んでいない。ただし、IAS 第 1 号は有用な情報の開示についての一般的原則を含んでおり、また、異なる持分請求権に関する若干の情報が、IAS 第 33 号「1 株当たり利益」を適用して 1 株当たり利益を表示する際に要求されている。
- 2.44 請求権の資本への分類は、たとえ具体的な要求がない場合でも、当該請求権に関する目的適合性のある情報の提供を妨げるべきではない。企業は資本性金融商品に関する追加的な情報を提供することを常に選択できる。しかし、当審議会は、異なる持分請求権に関する情報の有用性を改善するさまざまな方法を検討した。そうした方法の中には、狭い資本アプローチとほぼ同じレベルの情報を提供するものがあるであろう。
- 2.45 当審議会の選好するアプローチの具体的な強みは、狭い資本アプローチと同じ情報を提供できる一方で、企業の財政状態及び財務業績に関する他の目的適合性のある情報を提供し、この情報をより直接に分類及び表示を通じて提供できることである。例えば、最も劣後的な持分請求権に関する情報を資本の下位クラスの表示によって提供できる（第 6 章参照）。
- 2.46 当審議会は、企業が経済的資源をどのように使用するのかに影響を与える可能性のある権利（議決権や防御的な権利など）のような特性に基づいて負債と資本を区別することも検討し、棄却した。金融商品は、企業の活動に対する議決権又は防御的な権利を定めている場合があり、そうした権利には、株主総会で投票する権利、債務特約条項、又は企業が行う可能性のある活動の種類もしくは資源の利用方法に関する他の制約が含まれる。定められた議決権及び制約的な権利は、企業の活動に対する異なるレベルの影響力を請求権保有者に配分する。そのような権利は企業の経済的資源及び当該資源からの将来キャッシュ・フローの見通しに

<sup>27</sup> プッタブルの例外の議論については、第 3 章参照。

間接的にしか影響を与えないかもしれないが、そうした権利の開示は、企業の活動及び経済的資源に影響を与える能力を請求権の保有者間で請求権がどのように分配するのかを財務諸表利用者が理解するのに役立つ可能性がある。

- 2.47 当審議会は、財務諸表において採用された企業の視点が、負債と資本の区別に影響を有しているのかも検討した。「概念フレームワーク」の3.8項で述べているように、財務諸表は、「取引及び他の事象に関して、企業の現在の若しくは潜在的な投資者、融資者又は他の債権者の特定の集団の視点からではなく、報告企業全体の視点から見た情報を提供する」。企業の視点は、企業を資本提供者から分離することの根拠を提供している。しかし、企業の視点は、負債と資本の区別を通じて、どのような情報を財務諸表利用者に提供するのが最善なのかに関する明示的なガイダンスを提供しない。

### 予備的見解の要約及びコメント提出者への質問

- 2.48 負債と資本の区別の基礎となる根拠を明確化するにあたり、当審議会は次のことを検討した。
- (a) 負債と資本の区別を用いた分類を通じて、どのような情報を提供するのが最善か。
  - (b) 表示及び開示の要求事項を通じて、どのような情報を提供するのが最善か。

### 分類

- 2.49 当審議会の選好するアプローチは、請求権が次のものを含んでいる場合には負債に分類することになる。
- (a) 清算時以外の所定の時点で経済的資源を移転する回避不可能な義務、及び／又は
  - (b) 企業の利用可能な経済的資源とは独立の金額に対する回避不可能な義務
- 2.50 当審議会の選好するアプローチを適用した負債と資本の分類を通じて提供される情報は、企業の財政状態及び財務業績の次のような評価への目的適合性があるであろう。
- (a) 資金流動性及びキャッシュ・フローの評価 — 清算時以外の所定の時点で現金又は他の金融資産の移転を要求する金融商品に関する情報は、期限到来時に義務を履行するために必要とされる現金又は他の金融資産を企業が有することになるのかもどうかを財務諸表利用者が評価するのに役立つであろう。
  - (b) 貸借対照表ソルベンシー及びリターンの評価 — 企業の利用可能な経済的資源とは独立の金額に対する義務である金融商品に関する情報、及び当該金額が時とともにどのように変化するのにかに関する情報は、財務諸表利用者が次のことを評価するのに役立つであろう。
    - (i) 企業がある時点で義務を履行するための十分な経済的資源を有しているかどうか
    - (ii) 企業が請求権により達成する義務を負っているリターンを充足するための十分なリターンを経済的資源に対して生み出しているかどうか

### 表示及び開示

- 2.51 財務諸表利用者が 2.50 項における評価のそれぞれを別個に行うのに役立つため、当審議会の選好するアプローチは、区分表示を通じて追加的な情報を提供することになる。これには、2.49 項における負債の特性の一方のみを有している負債が含まれる（第6章）。

## 資本の特徴を有する金融商品

2.52 他の特性に関する情報も財務諸表利用者にとって目的適合性があるが、当審議会の予備的見解は、そうした特性に関する情報は表示及び開示を通じて提供すべきだというものである。したがって、当審議会の選好するアプローチは、分類によって描写されていない請求権の他の特性に関する有用な情報を、下記を含む表示及び開示を通じて提供することになる。

(a) さまざまな種類の資本に関する情報（第6章）

(b) 負債及び資本の優先順位に関する情報（第7章）

### 質問2

分類に対しての当審議会の選好するアプローチは、請求権が下記のものを含んでいる場合には負債に分類することになる。

(a) 清算時以外の所定の時点に経済的資源を移転する回避不可能な義務、及び／又は

(b) 企業の利用可能な経済的資源とは独立の金額に対する回避不可能な義務

これは、当審議会の考えでは、これらの特性の両方に関する情報は、2.50項で要約しているように、企業の財政状態及び財務業績の評価への目的適合性があるからである。

当審議会の予備的見解は、請求権の他の特性に関する情報は、表示及び開示を通じて提供すべきだというものである。

これに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

## 第3章 — 非デリバティブ金融商品の分類

3.1 本章は、当審議会の選好する分類に対するアプローチの非デリバティブ金融商品への適用に関する当審議会の予備的見解を示している。

### 当審議会の選好するアプローチの適用対象範囲

#### IAS 第32号の適用対象範囲

3.2 IAS 第32号は、IAS 第32号の第4項に列挙されている他のIFRS基準の適用対象範囲に含まれる金融商品以外のすべての種類の金融商品に適用される。

3.3 IAS 第32号は、金融商品を「一方の企業にとっての金融資産と、他の企業にとっての金融負債又は資本性金融商品の双方を生じさせる契約」と定義している。したがって、すべての金融商品を定義している1つの要素は、すべての権利及び義務が契約から生じているということである。契約上のものではない権利及び義務（例えば、政府が課している法令上の要求事項から生じる権利及び義務）は、金融商品ではない<sup>28</sup>。

3.4 IAS 第32号は、金融資産、金融負債及び資本性金融商品も定義している<sup>29</sup>。金融資産及び金融負債を定義している要素の1つは、現金又は他の金融商品を受け取る権利及び移転する

<sup>28</sup> 当審議会は、IAS 第32号の既存の範囲の要求事項を適用する際に、契約条件の範囲の識別に関して課題があることを認識している。本ディスカッション・ペーパーでは、当該事項について第8章でさらに論じている。

<sup>29</sup> 他のIFRS基準（IFRS第9号「金融商品」を含む）も、それらの適用対象範囲を設定するため、及びそれらの要求事項の一部について、これらの定義を使用している。

義務である。他の IFRS 基準は、企業が他の種類の経済的資源を受け取るか、移転するか又は交換する権利又は義務を有している場合に適用される<sup>30</sup>。

3.5 IAS 第 32 号の適用対象範囲を踏まえ、当審議会は、当審議会の選好するアプローチに基づいて、下記にも該当する金融商品の分類原則を明確にすることを図った。

- (a) 契約から生じる権利及び義務に限定される。
- (b) 現金又は他の金融商品以外の種類の経済的資源を受け取るか、移転するか又は交換する権利及び義務を除外する。

3.6 したがって、当審議会の選好するアプローチの適用は金融商品の金融資産、金融負債又は資本性金融商品としての分類を変更する可能性があるが、適用対象範囲は IAS 第 32 号の適用対象範囲に含まれるものと変わらないままとする。

### 契約の種類

3.7 IAS 第 32 号は、デリバティブ金融商品と非デリバティブ金融商品についての別々の分類原則を含んでいる。当審議会の選好するアプローチを金融商品に適用するにあたり、当審議会はやはり、デリバティブ金融商品と非デリバティブ金融商品のそれぞれについて別々の分類原則を開発した。企業自身の資本に係るデリバティブから生じる特定の分類の課題があるためである。企業自身の資本に係るデリバティブの分類は、第 4 章と第 5 章で検討している。本章の残りの部分は、非デリバティブ金融商品の金融負債及び資本性金融商品への分類に対する当審議会の選好するアプローチの適用について論じている。

### 当審議会の選好するアプローチを適用した場合の非デリバティブ金融商品の分類

3.8 当審議会の予備的見解では、当審議会の選好するアプローチを金融商品に適用すると、非デリバティブ金融商品は、下記のものを含んでいる場合には金融負債に分類されることになる。

- (a) 清算時以外の所定の時点に現金又は他の金融資産を移転する回避不可能な契約上の義務、及び／又は
- (b) 企業の利用可能な経済的資源とは独立の金額に対する回避不可能な契約上の義務

3.9 当審議会の選好するアプローチを適用すると、資本性金融商品は、企業のすべての負債を控除した後の資産に対する残余持分となる契約である<sup>31</sup>。したがって、資本性金融商品に分類される契約には、次のいずれも含まれないことになる。

- (a) 清算時以外の所定の時点に経済的資源（金融資産及び非金融資産を含む）を移転する回避不可能な義務<sup>32</sup>
- (b) 企業の利用可能な経済的資源とは独立の金額に対する回避不可能な義務

3.10 非デリバティブ金融商品は、将来の事象、又は保有者若しくは発行者の権利行使を条件とす

<sup>30</sup> 非金融商品項目を売買するいくつかの特定の種類の契約（例えば、現金で決済できる一部の契約）を除く。詳細については IAS 第 32 号の第 8 項から第 10 項参照。当審議会は、これらの要求事項の変更を検討していない。

<sup>31</sup> 「概念フレームワーク」は、持分を企業のすべての負債を控除した後の資産に対する残余持分と定義している。当審議会の選好するアプローチにおける資本性金融商品の定義は、この定義と整合的である。

<sup>32</sup> 資本性金融商品には、金融負債だけでなく負債の定義を満たす義務は含まれない。非金融負債は、現金又は他の金融資産以外の経済的資源を清算時以外の所定の時点に移転する回避不可能な義務を含んでいる場合がある。

## 資本の特徴を有する金融商品

る複数の考え得る決済結果を含んでいる場合がある（例えば、固定された元本金額の現金での支払を4年後に要求し、裁量権のある配当を支払う金融商品）。決済結果とは、企業が契約上の義務を履行することの結果を指す。企業が金融負債の特性の一方又は両方を有する決済結果を回避する無条件の契約上の権利を有していない場合（これは、例えば、企業の制御の及ばない状況において、固定金額の通貨と同額の合計価値を有する可変数の企業自身の株式を引き渡すことを企業に要求する金融商品について当てはまる可能性がある）には、企業はその回避不可能な義務をまず識別し、当該義務を非デリバティブ金融負債に分類する。非デリバティブ金融商品が、金融負債の特性を有さない他の考え得る決済結果を含んでいる（例えば、保有者の選択により、固定数の企業自身の株式を移転することを企業に要求する）場合には、企業は、第5章の3.25項から3.28項における要求事項を適用すると当該金融商品は複合金融商品なのかどうかを検討する。

### IAS 第32号との比較

- 3.11 当審議会は、選好するアプローチの非デリバティブ金融商品への適用をIAS 第32号の既存の要求事項と比較した。IAS 第32号を適用すると、下記のいずれかの特性を含んだ非デリバティブ金融商品は金融負債に分類される。
- (a) 現金又は他の金融資産を引き渡す義務（第1の特性）、又は
  - (b) 可変数の資本性金融商品を引き渡す義務（第2の特性）
- 3.12 当審議会の選好するアプローチを適用した場合の非デリバティブ金融商品のついで分類の要求事項は、IAS 第32号の要求事項と多くの類似点がある。いずれのアプローチにおいても、非デリバティブ金融負債には、2つの特性のうち少なくとも1つを含んだ契約上の義務が含まれている。それら2つの特性の1つである、現金又は他の金融資産を移転するという要求は、IAS 第32号と当審議会の選好するアプローチにおいて同じであり、いずれのアプローチを適用しても金融負債への分類となる。
- 3.13 当審議会の選好するアプローチとIAS 第32号は、第2の特性をどのように表現するのかという点で異なっている。当審議会の選好するアプローチは、引き渡すべき資本性金融商品の数量が変動するかどうかに基づいて第2の特性を表現するのではなく、義務の金額が企業の利用可能な経済的資源とは独立かどうかを参照して第2の特性を表現することになる。当審議会の選好するアプローチを適用する場合の金額特性の表現は、第2章における基礎となる根拠（2.26項から2.31項参照）に由来している。こうした表現の変更はあっても、当審議会は、分類結果は大部分の種類の金融商品についておおむね同じままとすると予想している。しかし、一部の金融商品についての分類結果は、IAS 第32号を適用した場合と異なる可能性がある。根拠の明確化とそれに従った第2の特性の再明記により生じた差異によるものである。
- 3.14 変更のない分類結果の1つは、2.11項(b)に記述した株式で決済される債券の分類結果である。IAS 第32号は、株式で決済される債券を金融負債に分類する。可変数の資本性金融商品を引き渡す義務があるからである。当審議会の選好するアプローチも、同じ金融商品を金融負債に分類することになるが、それは固定金額に対する義務が企業の利用可能な経済的資源とは独立であるからである（3.8項(b)）。第2の特性を明確な根拠に基づいて表現することによって、この分類結果の根拠はIAS 第32号の要求事項よりも容易に説明できる。IAS 第32号における要求は、移転すべき株式の数がどのように決定されるのかに関係なく、可変数の資本性金融商品で決済する義務があるかどうか依存している。



- 3.15 第2の特性の表現の結果として変化するであろう分類結果の1つは、非償還の固定率の累積型優先株式である(3.23項(c)参照)。IAS第32号は、このような累積型優先株式を資本性金融商品に分類する。清算時以外の所定の時点に現金又は他の金融資産を移転するか又は可変数の株式を引き渡す契約上の義務がないからである。これと対照的に、当審議会の選好するアプローチは、このような累積型優先株式を金融負債に分類することになる。企業は企業の利用可能な経済的資源とは独立の金額に対する義務を有しているからである(3.8項(b))。これは、固定率の配当が時とともに累積し、企業は清算時にのみ経済的資源の移転を要求されるが、企業の利用可能な経済的資源の変動がその累積型優先株式に係る義務の金額の変動を生じさせないからである。
- 3.16 当審議会の考えでは、第2の特性を義務の金額を参照して表現することで、第2章で識別した評価に有用となる特性を有する金融商品の分類における首尾一貫性が改善されるであろう。さらに、この表現の根拠は、分類原則の適用を説明し支援するのに役立つであろう。株式で決済される債券と非償還型の固定率の累積型優先株式の両方に関する情報が、貸借対照表ソルベンシー及びリターンの評価について目的適合性がある。当審議会の選好するアプローチは、これらの金融商品を首尾一貫して金融負債に分類することによって、それらの評価に有用な情報を提供することになる。どちらの金融商品も清算時以外の所定の時点に経済的資源の移転を要求していないので、これらの金融商品に関する情報は、資金流動性及びキャッシュ・フローの評価のためには必要とされない。第2章で識別した2つの評価を別々に行うに役立つため、追加的な情報が表示を通じて提供されることになる(第6章参照)。

### 企業の利用可能な経済的資源とは独立の金額に関する追加的なガイダンス

- 3.17 企業の利用可能な経済的資源とは、企業に対する他のすべての認識済み及び未認識の請求権(対象となる金融商品を除く)を控除した後に残る企業の認識済み及び未認識の資産の合計である。企業は、ある金融商品の金額(すなわち、金融商品の契約上の義務の金額)が企業の利用可能な経済的資源とは独立なのかどうかを評価するために、利用可能な経済的資源を決定する必要はないはずである。金融商品の金額が企業の利用可能な経済的資源から独立しているかどうかは、当該金融商品の契約条件から明らかであるはずである。
- 3.18 次のいずれかの場合には、金額が企業の利用可能な経済的資源とは独立である。
- (a) 当該金額が企業の利用可能な経済的資源の変動の結果として変動しない場合
  - (b) 当該金額が企業の利用可能な経済的資源の変動の結果として変動するが、企業の利用可能な経済的資源を上回る可能性があるように変動する場合
- 3.19 3.10項で述べたように、非デリバティブ金融商品は、将来の事象、又は保有者若しくは発行者の権利行使を条件とする複数の考え得る決済結果を含んでいる場合がある。このような金融商品について、企業はそれぞれの決済結果に3.18項を個々に適用することになる。非デリバティブ金融商品が、企業の利用可能な経済的資源とは独立の金額に対するものであって、企業が回避する無条件の契約上の権利を有していない決済結果を少なくとも1つは含んでいる場合には、企業はその回避不可能な義務をまず識別し、それを非デリバティブ金融負債として分類することになる。例えば、ある金融商品が、企業がCU100の合計価値で50株を上限として可変数の企業自身の株式を引き渡すことを要求している。当審議会の選好するアプローチを適用すると、企業はCU100の合計価値で可変数の企業自身の株式を引き渡す回避不可能な義務を別個に考慮し、その回避不可能な義務を非デリバティブ金融負債として分類することになる。当該金額は企業の利用可能な経済的資源とは独立であるからである。上限

## 資本の特徴を有する金融商品

が固定数の株式であることを踏まえて、企業は第5章の要求事項を適用した場合に当該金融商品が複合金融商品なのかどうかを検討する。

- 3.20 特定の金融商品の金額が、企業の利用可能な経済的資源を参照先として使用して定められている場合がある。企業の利用可能な経済的資源との結び付きは、当該金融商品の金額が企業の利用可能な経済的資源に左右されることを自動的に意味するわけではない。金融商品の金額が企業の利用可能な経済的資源の影響を受ける場合があるが、企業は、当該金融商品の当初認識時の条件に基づいて、何らかの考え得るシナリオにおいて金額が企業の利用可能な経済的資源を上回る可能性があるかどうかを検討しなければならない。例えば、ある金融商品の金額が企業の認識済み及び未認識の純資産の公正価値の変動の2倍に連動している場合には、当該金融商品の金額は企業の利用可能な経済的資源の2倍だけ増加することになり、したがって、企業の利用可能な経済的資源を上回る可能性がある。当該金額は企業の経済的資源を上回る可能性があるため、企業の利用可能な経済的資源とは独立の金額である。当該金融商品は、当審議会の選好するアプローチでは金融負債に分類されることになる。当該金融商品に関する情報は、貸借対照表ソルベンシー及びリターンの評価に有用であろう。
- 3.21 当審議会の選好するアプローチ（2.7 項参照）で使用している、個々の金融商品の「金額」は、当該金融商品の公正価値ではない（金融商品の公正価値は金融商品の金額の影響を受けるが）。すべての金融負債及び資本性金融商品の公正価値は、発行者である企業の利用可能な経済的資源の変動の影響を受ける。例えば、2年後に現金でのCU100の移転を要求している金融商品の公正価値は、企業の信用リスクの変動を含むいくつかの要因に対応して、存続期間にわたり変動する可能性が高い。当審議会の選好するアプローチを適用した分類のための金額特性の評価は、契約で定められた金額（契約上のペイオフ）が利用可能な経済的資源に対応して変動するかどうかによって依存する。CU100を移転する契約上の義務を伴う金融商品の金額は、企業の利用可能な経済的資源の変動又は当該金融商品の公正価値の変動に関係なく、CU100であり、したがって、当該金額は企業の利用可能な経済的資源とは独立である。
- 3.22 個々の金融商品の金額が、企業の経済的資源の合計（他の請求権の影響を除く）又は企業の経済的資源の合計の変動を参照して定められている場合がある。当該金融商品の金額が単独では企業の経済的資源を上回らないとしても、企業に対する他の請求権と組み合わせて考えた場合に、企業の利用可能な経済的資源を上回る金額となる可能性がある。したがって、当該金額が企業に対する他の請求権の影響を考慮に入れていない場合（例えば、当該金額が特定の認識済み又は未認識の資産の一定率として定められている場合）には、当該金額は企業の利用可能な経済的資源とは独立である。当審議会の選好するアプローチを適用すると、そのような請求権は金融負債に分類されることになる。
- 3.23 金額が企業の利用可能な経済的資源とは独立である金融商品の例には、次のものがある。
- (a) 特定の通貨の固定金額、又は基礎となる変数（金利又は商品指数など）の変動に基づく金額での債券又は他の義務。企業の利用可能な経済的資源は、通貨又は他の定められた変数の影響を受ける場合がある。しかし、そうした金額は企業の利用可能な経済的資源とは独立である。当該債券の金額は、企業の利用可能な経済的資源（すなわち、認識済み及び未認識の資産及び他の請求権）の変動の結果として変動するものではないからである。
  - (b) 企業が支配している具体的な認識済み又は未認識の資産を参照して定められた金額に対する義務を伴う金融商品。そうした金額は、たとえ企業がその具体的な経済的資源を

特定の時点で支配している場合であっても、企業の利用可能な経済的資源とは独立である。例えば、ある金融商品が企業の特定の資産（不動産又はブランド価値など）の価格の変動に基づく金額に対する義務を含んでいる場合には、当該金融商品の金額は企業の利用可能な経済的資源とは独立である。それは、企業の全体的な経済的資源の変動及び企業の他の請求権の変動が、当該金融商品の金額の変動を生じさせないからである。企業の利用可能な経済的資源が減少する一方で、特定の資産の価格が上昇することはあり得る。その場合、企業は当該金融商品から生じる義務を充足するための十分な利用可能な経済的資源を有していない可能性がある。

- (c) 非償還型の固定率の累積型優先株式で、表面金利又は配当金額が支払のない場合に累積するもの。この累積型優先株式の金額は企業の利用可能な経済的資源とは独立である。企業の利用可能な経済的資源の変動が、累積型優先株式の利息又は配当の権利の金額の変動を生じさせないからである。この累積型優先株式の金額と 3.23 項(a)に記述した債券の金額は、ともに企業の経済的資源とは独立である。
- (d) 配当が、支払われない場合に累積しないが、定期的に改定される株式。要求される配当率は、配当が支払われない各年度において、配当が企業の選択により支払われるか又は最終的に清算時に支払われるまで、より高い率に改訂される。例えば、配当率が最初の年度に 5%で、配当が支払われるまで毎年 5%ずつ増加する。この配当は非累積型として記述されるが、ある年度の配当が支払われない場合には時とともに増加する。配当が支払われない場合に配当率が所定の率で増加するという事実は、企業の利用可能な経済的資源とは独立の金額を生じさせる<sup>33</sup>。

3.24 金額が企業の利用可能な経済的資源と独立ではない金融商品の例には、次のものがある。

- (a) 普通株式（2.9 項に記述したもの）で、分配に参加する権利及び清算時の純資産に対する比例的な取り分に対する権利を伴うものは、常に、企業の経済的資源から他のすべての請求権を控除したものから生じる残余キャッシュ・フローに依存する。
- (b) 非償還型の非累積型優先株式で、表面金利又は配当金額が所定のリターン率又は所定の金額の現金であるが、その利息又は配当の金額が、その額を企業が支払わない場合には取り消されるもの。企業が利息又は配当の支払を回避する無条件の権利を有しているので、このキャッシュ・フローの流列は、利用可能な経済的資源と独立とはみなされない。非償還型の非累積型優先株式は、例えば、元本金額という形で、清算時に固定金額の支払を要求する場合もある。その場合には、そのような金融商品は複合金融商品である。清算時に支払われる固定金額は企業の利用可能な経済的資源とは独立であるが、当初認識時においては、その固定金額は、継続企業ベースで測定するならばゼロ又は僅少な金額まで割り引かれることになる。
- (c) 子会社の普通株式で、非支配持分が普通株式として保有しているものは、子会社の利用可能な経済的資源（これは連結グループの利用可能な経済的資源の一部である）に依存することになる。この非支配持分の金額は、子会社の利用可能な経済的資源と独立ではない。当該金額は子会社の利用可能な経済的資源を上回ることはないからである。3.22 項に記述した、金額が資産合計に対する取り分として定められている金融商品とは異なり、グループは非支配持分に対して子会社の（したがって、グループの一部分の）利用

<sup>33</sup> 改定のある優先株式についての議論は第 8 章参照。

## 資本の特徴を有する金融商品

可能な経済的資源を超えるものを引き渡す契約上の義務を有していない。

### 非デリバティブ部分を含んだ複合金融商品

- 3.25 当審議会の予備的見解は、当審議会の選好するアプローチにおいて、非デリバティブ金融商品の発行者が金融商品の条件を評価して負債部分と資本部分の両方を含んでいるのかどうかを判定するという IAS 第 32 号の要求を引き継ぐことである。そのような構成要素は、引き続き、金融負債、金融資産又は資本性金融商品として区分して分類されることになる。
- 3.26 多くの複合金融商品はデリバティブ部分を含んでいる（例えば、転換社債）。本ディスカッション・ペーパーは、第 5 章において当審議会の選好するアプローチのこうした複合金融商品への適用について論じている。しかし、複合金融商品の中には、双方とも非デリバティブである負債部分と資本部分を含んでいるものがある。企業は、そのような金融商品の構成要素を金融負債、金融資産及び資本性金融商品に区分して分類する。
- 3.27 例えば、CU1000 で発行された金融商品が、元本金額を 4 年後に返済するとともに、当該金融商品の存続中に普通株主に支払われる配当と同額の裁量的な配当を支払うという要求を含んでいる場合がある。企業は、4 年後に CU1000 を支払う義務（負債部分）を金融負債に分類し、IFRS 第 9 号に従って測定することになる（CU800 と仮定する）。現金又は他の金融資産を清算時以外の所定の時点に移転する契約上の義務がある（また、企業の利用可能な経済的資源とは独立の金額に対する義務がある）からである。企業は、この裁量的な配当を資本性金融商品に分類することになる。企業は裁量的な配当を回避する無条件の権利を有しているからである。取引価格と負債部分との差額は資本部分に配分される（この場合には CU200）。当審議会の選好するアプローチをこのような金融商品に適用した場合の分類結果は、IAS 第 32 号の適用から生じる結果と同じである。
- 3.28 時には、金融商品は清算時に支払うことを要求される固定金額を定めていることがある（例えば、一部の非累積型優先株式の場合）。この固定金額は企業の利用可能な経済的資源とは独立であり、したがって、3.24 項(b)の例と同様に、負債の定義を満たす。

### コメント提出者への質問

<p><b>質問 3</b></p> <p>当審議会の予備的見解は、非デリバティブ金融商品が下記のものを含んでいる場合には金融負債に分類すべきであるというものである。</p> <p>(a) 清算時以外の所定の時点に現金又は他の金融資産を移転する回避不可能な契約上の義務、及び／又は</p> <p>(b) 企業の利用可能な経済的資源とは独立の金額に対する回避不可能な契約上の義務</p> <p>これは、金融商品に非デリバティブ金融負債の特性を有する決済結果が少なくとも 1 つある場合にも当てはまる。</p> <p>同意するか。賛成又は反対の理由は何か。</p>
--

### プッタブルの例外

- 3.29 2008 年に、当審議会は特定のプッタブル金融商品について金融負債の定義の例外を導入した。IAS 第 32 号における例外は、金融商品が金融負債の定義を満たしていても、経済的資

源を移転する特定の特性を有する義務を資本に分類することを発行者に要求している（プッタブルの例外）。

3.30 IAS 第32号の第16A項及び第16B項は次のように要求している。

16A プッタブル金融商品は、プットの行使時に現金又は他の金融資産と交換に当該金融商品を発行者が買い戻すか又は償還する契約上の義務を含んでいる。金融負債の定義の例外として、このような義務を含んだ金融商品が、次の特徴のすべてを有している場合には、資本性金融商品に分類される。

- (a) 企業の清算時に企業の純資産の比例的な取り分に対する権利を保有者に与えていること。企業の純資産とは、その資産に対する他のすべての請求権を控除した後に残る資産である。比例的な取り分は、次により算定される。
  - (i) 企業の清算時の純資産を同額の単位に分割し、
  - (ii) その金額に当該金融商品の保有者が有する単位数を乗じる。
- (b) 当該金融商品が、他のすべてのクラスの金融商品に劣後する金融商品のクラスに属していること。このようなクラスに属するためには、その金融商品は、
  - (iii) 清算時において企業の資産に対する他の請求権に対する優先権がなく、かつ、
  - (iv) 他のすべてのクラスの金融商品に劣後する金融商品のクラスに属する前に他の金融商品に転換される必要がない。
- (c) 他のすべてのクラスの金融商品に劣後する金融商品のクラスに属するすべての金融商品が、同一の特徴を有していること。例えば、それらはすべてプッタブルでなければならない、買戻し価格又は償還価格の計算に用いられる算式又は他の方法は、そのクラスのすべての金融商品について同じである。
- (d) 発行者が現金又は他の金融資産と交換に当該金融商品を買戻すか又は償還する契約上の義務を別にして、当該金融商品が、現金又は他の金融資産を他の企業に引き渡す義務あるいは金融資産又は金融負債を企業にとって潜在的に不利な条件で他の企業と交換する義務を含んでおらず、かつ、金融負債の定義の(b)に示されているような企業自身の資本性金融商品で決済されるか又はその可能性がある契約ではないこと。
- (e) 当該金融商品の存続期間にわたって当該金融商品に帰属する予想キャッシュ・フローの合計額が、実質的に、純損益、認識されている純資産の変動又は当該金融商品の存続期間にわたる企業の認識済み若しくは未認識の純資産の公正価値の変動（当該金融商品の影響を除く）に基づいていること。

16B ある金融商品が資本性金融商品に分類されるためには、当該金融商品が上記の特徴のすべてを有していることに加えて、発行者は次のものを有する他の金融商品又は契約を有してはならない。

- (a) 純損益、認識されている純資産の変動又は当該金融商品の存続期間にわたる企業の認識済み若しくは未認識の純資産の公正価値の変動（当該金融商品の影響を除く）に実質的に基づくキャッシュ・フロー合計額
- (b) プッタブル金融商品の保有者に対する残余リターンを実質的に制限又は固定する効果

この条件を適用する目的上、企業は、第16A項に示した金融商品の保有者との非金融契約のうち、金融商品の保有者以外の者と発行企業との間で生じるかもしれない同等の契約の契約条件に類似

## 資本の特徴を有する金融商品

した契約条件を有するものを考慮してはならない。企業がこの条件が満たされていると判断できない場合には、そのプッタブル金融商品を資本性金融商品に分類してはならない。

3.31 IAS 第 32 号を 2003 年に改訂した際に、当審議会は当初、金融商品を現金又は他の金融資産と交換に発行者に売り戻す権利を保有者に与えているすべての金融商品は金融負債の定義を満たし、そのように分類すべきであると結論を下していた。しかし、2007 年に、当審議会は、企業の純資産に対する最劣後の請求権を表す特定のプッタブル金融商品に関して、その結論を再検討した (IAS 第 32 号の第 16A 項及び第 16B 項)。その時点で、IAS 第 32 号に関する結論の根拠の BC50 項に記述されているように、このような金融商品を負債に分類することに関して下記のような懸念が提起された。

- (a) 継続的に、当該負債が要求払金額を下回らない金額で認識される。これは、企業の市場株価の全体が、当該金融商品の償還価額の計算基礎に基づいて負債に認識される結果となる可能性がある。
- (b) 当該負債の帳簿価額の変動が純損益に認識される。これは、次のような理由で直観に反する会計処理となる (償還価額が企業の業績に連動している場合)。
  - (v) 企業の業績が良い時には、当該負債の決済金額の現在価値が増加して損失が認識される。
  - (vi) 企業の業績が悪い時には、当該負債の決済金額の現在価値が減少して利得が認識される。
- (c) これも償還価額の計算基礎しだいで、未認識の無形資産及びのれんがあること、並びに認識されている資産及び負債の測定が公正価値でない場合があることにより、企業が負の純資産を報告することとなる可能性がある。
- (d) 発行企業の財政状態計算書が、当該企業を資金調達の手元又は大半を負債で行っているものとして描写する。
- (e) 株主への分配が費用として認識される。このため、純損益が業績ではなく配分方針の関数であるように見えるかもしれない。

### 当審議会の選好するアプローチでプッタブルの例外の必要性はなくなるのか

3.32 当審議会の選好するアプローチを単純に適用すると、プッタブル金融商品は金融負債の定義を満たすことになる (3.8 項(a))。これは、当該金融商品が、現金又は他の金融資産を清算時以外の所定の時点に移転する回避不可能な契約上の義務を含んでいるからである。企業は、保有者の選択又は清算以外の事象の発生により、当該金融商品の償還と交換に現金又は他の金融資産を移転する義務を有している。

3.33 同じ結論が、IAS 第 32 号の第 16C 項及び第 16D 項における例外の要求事項を満たす金融商品にも適用される。これらの金融商品は、IAS 第 32 号の第 16A 項及び第 16B 項における例外を満たすプッタブル金融商品に類似しているが、第 16A 項(e)の条件の代わりに、清算が所定の時点又は金融商品保有者の選択による場合に、清算時にのみ企業の純資産に対する比例的な取り分を引き渡す義務を企業に課している。このような金融商品は清算時にのみ義務を課しているが、清算が所定の時点に行われる (例えば、存続期間が有限の企業の場合) か又は清算が保有者の選択により行われるので、企業は現金又は他の金融商品を所定の時点に移転する契約上の義務を有している。したがって、負債としての分類は、企業の資金流動

性及びキャッシュ・フローの評価への目的適合性のある情報を提供することになる。

- 3.34 IAS 第 32 号の第 16A 項と第 16B 項又は第 16C 項と第 16D 項におけるプッタブルの例外の条件を満たす金融商品は、当審議会の選好するアプローチでは負債に分類されることになるが、第 16A 項(e)に示された特性により、区分表示<sup>34</sup>に適格となる可能性がある。区分表示の要求事項がこうした金融商品に適用される場合には、3.31 項で識別された懸念のいくつかは解決されることになる。特に、そうした金融商品の帳簿価額の変動が区分表示されることになり、これは純損益に対する直観に反する影響を緩和する可能性がある。
- 3.35 しかし、当審議会の選好するアプローチの分類及び表示の原則は、企業の請求権のすべてが負債の定義を満たし、どの請求権も資本としての分類の要件を満たさない場合に生じる課題については対処しない。
- 3.36 資本の定義を満たす請求権がない場合には、次のようになる。
- (a) 3.31 項(a)及び 3.31 項(c)から 3.31 項(d)において識別された懸念が生じる。
  - (b) 資産と負債との差額が何を表すのか、及び企業はどのようにして当該差額を財務諸表において忠実に表現するのかについての疑問が生じる。資本は通常、認識及び測定の上は残余として測定される構成要素であるからである。
  - (c) 収益及び費用の定義は資本の存在を前提にしている（資産又は負債の変動が収益及び費用の定義を満たすには、資本の変動をもたらす必要がある）ので、他の課題が生じる。

### 予備的見解の要約及びコメント提出者への質問

- 3.37 当審議会の予備的見解では、プッタブルの例外が当審議会の選好するアプローチにおいて引き続き要求されることになる。当審議会は、下記の理由でこの見解に至った。
- (a) 当審議会の選好するアプローチをこの例外に該当する金融商品に適用した場合、この例外の理由となった従来の懸念の一部は解決するが、全部は解決されない可能性がある。特に、資産及び負債の不完全な認識及び測定は、少なくとも 1 つの請求権が残余として認識及び測定されない場合には、包括利益計算書の有用性が低下することを意味する。
  - (b) プッタブルの例外の適用対象範囲は、それよりも劣後的な金融商品又は契約がなく、プッタブル金融商品の保有者が企業の純資産に対する最も劣後的な持分を表しているという狭い状況に限定されている<sup>35</sup>。
  - (c) 当審議会は、IAS 第 32 号の第 16A 項と第 16B 項又は第 16C 項と第 16D 項に示されているプッタブルの例外の適用に関して、問題があるとは聞いていない。
- 3.38 特定のプッタブル金融商品を資本に分類することは、財務諸表利用者が企業の資金流動性及びキャッシュ・フローを評価するために必要とする情報を提供しないことになる。この懸念は、IAS 第 1 号の第 136A 項における現在の開示要求で緩和されている。これは、プッタブル金融商品に係る企業の償還義務に関して若干の情報を提供し、財務諸表利用者がこれらの請求権による潜在的なキャッシュ・アウトフローを見積ることができるようにするものである。したがって、IAS 第 32 号の第 16A 項と第 16B 項及び第 16C 項と第 16D 項における例

<sup>34</sup> 本ディスカッション・ペーパーは、区分表示の要求事項について第 6 章でさらに詳細に論じている。

<sup>35</sup> IAS 第 32 号に関する結論の根拠の BC61 項参照。

## 資本の特徴を有する金融商品

外を維持する場合には、IAS 第 1 号の第 136A 項の開示要求も維持して、財務諸表利用者がこの例外の適用対象範囲に含まれるすべての金融商品について決済時の期待キャッシュ・フローを見積ることができるようにすべきであると当審議会は考えている。

### 質問 4

当審議会の予備的見解は、プッタブルの例外が当審議会の選好するアプローチにおいて要求されることになるというものである。同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

## 第 4 章 — デリバティブ金融商品の分類

- 4.1 第 3 章で述べたように、当審議会は、当審議会の選好するアプローチをデリバティブ金融商品に適用するための別個の分類原則を開発した。企業自身の資本に係るデリバティブに関連する特定の課題があるためである。本章は、企業自身の資本に係るデリバティブの分類に関する当審議会の予備的見解、当該予備的見解を支える根拠、及び当審議会が検討した代替的見解を示している。企業自身の資本性金融商品を消滅<sup>36</sup>させる義務を含んだデリバティブ及び複合金融商品に組み込まれたデリバティブについては、第 5 章で論じている。企業自身の資本に係るデリバティブ（第 5 章で論じるデリバティブ以外）についての当審議会の予備的見解は、次のとおりである。
- (a) 企業自身の資本に係るデリバティブはその全体で分類されることになる。そのようなデリバティブは、その全体が資本性金融商品、金融資産又は金融負債に分類される可能性がある。交換の個々のレグを区分して分類することはしない。
  - (b) 企業自身の資本に係るそのようなデリバティブは、次の場合には、金融資産又は金融負債に分類されることになる。
    - (i) 純額現金決済される — 当該デリバティブは、清算時以外の所定の時点に、その純額について、企業が現金又は他の金融資産を引き渡すことを要求する可能性があり、及び/又は、現金を受け取る権利を含んでいる。及び/又は
    - (ii) 当該デリバティブの「純額」<sup>37</sup>が、企業の利用可能な経済的資源とは独立の変数の影響を受ける。
- 4.2 本章は次のように構成されている。
- (a) 企業自身の資本に係るデリバティブ（4.3 項から 4.10 項）
  - (b) 企業自身の資本に係るデリバティブの分類に関連する課題（4.11 項から 4.14 項）
  - (c) 企業自身の資本に係るデリバティブへの当審議会の選好するアプローチの適用（4.15 項から 4.37 項）
  - (d) 予備的見解の要約及びコメント提出者への質問（4.38 項から 4.44 項）

<sup>36</sup> 本ディスカッション・ペーパーにおいて、金融負債及び資本性金融商品の消滅には償還又は買戻しが含まれる。企業自身の資本性金融商品は資産の定義を満たさないため、企業が償還又は買戻しをした企業自身の資本性金融商品は、IAS 第 32 号と整合的に、資本から控除されることになる。

<sup>37</sup> 企業自身の資本に係るデリバティブの純額についての詳細な議論は、4.28 項から 4.29 項参照。



- (e) 企業自身の資本に係るデリバティブの純額に影響を与える変数に関する追加的なガイダンス (4.45 項から 4.66 項)

## 企業自身の資本に係るデリバティブ

- 4.3 IFRS 第 9 号は、デリバティブを「金融商品又は本基準の適用対象範囲に含まれる他の契約のうち、次の 3 つの特徴のすべてを有するもの」と定義している。
- (a) その価値が、次のもの（「基礎数値」と呼ばれることもある）の変動に応じて変動すること。特定の金利、金融商品価格、コモディティ価格、外国為替レート、価格若しくはレートの指数、信用格付け若しくは信用指数又はその他の変数。非金融変数の場合には、当該変数が契約当事者に固有ではないことが条件となる。
- (b) 当初の純投資を全く要しないか、又は市場要因の変動に対する反応が類似する他の種類の契約について必要な当初の純投資よりも小さいこと
- (c) 将来のある日に決済されること<sup>38</sup>
- 4.4 デリバティブ金融商品は、基礎となる金融資産、金融負債又は資本性金融商品を他者と交換する契約上の権利及び義務を含んでいる<sup>39</sup>。したがって、デリバティブ金融商品は、2 つの「レグ」があり、それぞれのレグが交換の一方を表している交換契約として記述することもできる。例えば、典型的なワラントでは、保有者の選択により、企業（発行者）が現金と交換に企業自身の普通株式を引き渡す義務を負う。企業自身の株式を引き渡す義務は一方のレグ（資本レグ）で、現金を受け取る権利は他方のレグ（資産レグ）である。デリバティブの少なくとも 1 つのレグが企業自身の資本性金融商品の引渡し又は消滅を伴う場合、又はデリバティブの基礎数値が企業の企業自身の資本である場合には、本ディスカッション・ペーパーにおいて、当該デリバティブは企業自身の資本に係るデリバティブと呼ばれる。
- 4.5 企業自身の資本に係るデリバティブは、無条件のもの（例えば、先渡契約）もあれば、下記のうち 1 つ又は複数を条件としている場合もある。
- (a) 企業の制御の及ぶ範囲内にある権利（例えば、買建オプション）
- (b) 請求権の保有者の制御の及ぶ範囲内にある権利（例えば、売建オプション）
- (c) 企業と保有者の双方の制御の及ばない事象（例えば、不確実な将来事象が発生した場合に自動的に行使される契約で、当該事象に企業と保有者の双方の制御が及ばないもの）
- 4.6 さらに、企業自身の資本に係るデリバティブはさまざまな方法で決済される可能性がある。例えば、次のような場合がある。
- (a) 基礎となる金融商品の交換による決済（総額現物決済）
- (b) 現金による純額決済（純額現金決済）
- (c) 資本性金融商品による純額決済（純額株式決済）
- 4.7 最終的に、企業自身の資本に係るデリバティブは単独のデリバティブとして存在する場合もあれば、別の非デリバティブ主契約である金融商品に組み込まれている場合（例えば、混合

<sup>38</sup> IFRS 第 9 号の付録 A 参照。

<sup>39</sup> デリバティブについてのこの記述は、IAS 第 32 号の適用指針の AG15 項から AG19 項に基づいている。

## 資本の特徴を有する金融商品

金融商品) もある。

4.8 第4章及び第5章は、企業自身の資本に係るデリバティブの分類に関する当審議会の議論を示している。この主題を検討した際に、当審議会は下記の2種類の交換を検討した。それらは総額現物決済又は現金若しくは株式での純額決済のいずれかの可能性がある。

(a) 現金又は他の金融資産を企業自身の資本性金融商品の引渡しと交換に受け取る契約。本ディスクッション・ペーパーでは、これらの種類の交換を「資産・資本交換」と呼んでいる。

(b) 金融負債を企業自身の資本性金融商品の引渡しと交換に消滅させる契約、及び企業自身の資本性金融商品を3.8項における金融負債の特性の片方又は双方を有する他の義務と交換に消滅させる契約<sup>40</sup>。例えば、企業自身の株式を現金で買い戻す先渡契約。この契約における現金を引き渡す義務は、金融負債の定義を満たす。本ディスクッション・ペーパーでは、これらの種類の交換を「負債・資本交換」と呼んでいる。

4.9 4.8項における2種類の交換は、企業自身の資本性金融商品の引渡しを伴っているという点で類似しているようにみえるかもしれないが、次の相違点がある。

(a) 総額現物決済の資産・資本交換については、受け取るべき基礎となる金融資産も引き渡すべき基礎となる資本も、企業の既存の金融資産又は資本性金融商品ではない。したがって、総額現物決済の資産・資本交換デリバティブの決済は、企業の資産と資本の両方が増加する結果となる<sup>41</sup>。

(b) 総額現物決済の負債・資本交換については、デリバティブの決済時に消滅する金融負債又は資本性金融商品は、企業の既存の金融負債又は資本性金融商品である。

4.10 本章では、当審議会の選好するアプローチの資産・資本デリバティブ及び負債・資本デリバティブへの適用を論じているが、負債・資本デリバティブについては資本性金融商品の引渡しと交換に金融負債を消滅させるもののみである。企業自身の資本に係る組込デリバティブ及び企業自身の資本性金融商品を消滅させる義務を含んだデリバティブについての議論は、第5章に示している。

## 企業自身の資本に係るデリバティブの分類に関連した課題

4.11 当審議会は、企業自身の資本に係るデリバティブの分類は、IAS第32号を適用する際の概念上の課題と実務上の課題の両方を生じさせていると考えた。概念上の課題は、企業自身の資本に係るデリバティブが資本レグと資産レグ又は負債レグの両方を結合させていることである。この2つのレグが別個の金融商品として互いに独立して存在したとした場合には、資本レグの財務報告への影響は資産レグ又は負債レグの影響とは異なるであろう。例えば、資産レグ又は負債レグの変動は収益及び費用の定義を満たし、そのように認識されるであろうが、資本レグの変動はそうならないであろう。

<sup>40</sup> 契約は、現金の引渡しと交換に企業自身の資本性金融商品を消滅させる場合（すなわち、総額現物決済契約）もあれば、企業自身の株式の引渡しを要求する場合（すなわち、純額株式決済契約）もある。これらの契約における現金又は可変数の株式を移転する要求は、金融負債の特性を有している。

<sup>41</sup> IAS第32号を適用すると、企業自身の株式は金融資産として認識されない。企業が企業自身の株式（自己株式）を買い戻す場合には、そうした自己株式は資本から控除される。この要求は、当審議会の選好するアプローチを適用する場合もそのままとなる。

- 4.12 企業自身の資本に係るデリバティブの分類に対するアプローチは、下記の両方の間のバランスを取ることが必要となる。
- (a) デリバティブの資本レグと資産レグ又は負債レグの特徴を、それらのレグが単独で存在していたとした場合に行われたであろう分類と整合的に表現すること
  - (b) デリバティブを全体として分類せずに各レグの特徴を別個に描写することのコストと複雑性
- 4.13 IAS 第 32 号は、企業自身の資本に係るデリバティブの分類についての課題のいくつかに、次のことよって対処している。
- (a) デリバティブを全体で、固定対固定の条件<sup>42</sup>を用いて、資本性金融商品、金融資産又は金融負債に分類する。
  - (b) 複合金融商品、及び資本性金融商品を現金又は他の金融資産と交換に償還する義務を含んだ契約（例えば、企業自身の株式に係る売建プット・オプション）について、負債部分と資本部分を識別する追加的な要求事項を含める。
- 4.14 しかし、当審議会は、1.36 項で述べたように、企業自身の資本に係るデリバティブの分類に関する IAS 第 32 号の要求事項を適用する際のいくつかの実務上の課題を承知している。これには次のことが含まれる。
- (a) 特定の種類の金融商品への固定対固定の条件の適用に関する実務上の疑問点
  - (b) 外貨建株主割当発行の例外に該当するデリバティブを、外貨建転換社債の転換オプションと異なる方法で分類することは適切かどうか<sup>43</sup>
  - (c) 企業自身の資本性金融商品に係る売建プット・オプション及び先渡購入契約を、他のデリバティブのように純額ではなくグロスアップして表示することは適切かどうか
  - (d) 企業が企業自身の資本性金融商品を消滅させる義務を有している場合に、資本の中での取引をどのように会計処理するか

#### 当審議会の選好するアプローチの企業自身の資本に係るデリバティブへの適用

- 4.15 当審議会は、4.11 項で識別した概念上の課題に対処するため、当審議会の選好するアプローチを企業自身の資本に係るデリバティブに適用するさまざまな方法を検討した。特に、当審議会は次のことを検討した。
- (a) そうしたデリバティブを全体で分類すべきかどうか（4.16 項から 4.20 項）
  - (b) そうしたデリバティブのすべてを金融資産又は金融負債に分類すべきかどうか（4.21 項から 4.24 項）

<sup>42</sup> IAS 第 32 号における固定対固定の条件を適用すると、デリバティブが資本に分類されるのは、固定金額の現金又は他の金融資産を企業自身の固定数の資本性金融商品と交換することによって決済される場合のみである。

<sup>43</sup> IAS 第 32 号を適用すると、企業自身の固定数の資本性金融商品を何らかの通貨の固定金額で取得する発行された株主割当、オプション又はワラントは、企業が当該権利、オプション又はワラントを企業自身の同一のクラスの非デリバティブ資本性金融商品の既存の所有者のすべてに比例的に与える場合には、資本性金融商品である。同じことは、他の点では同一の特性を有する転換社債における転換オプションには当てはまらない。

## 資本の特徴を有する金融商品

- 4.16 当審議会の予備的見解では、IAS 第 32 号の既存のアプローチ及び IFRS 第 9 号のデリバティブの会計処理に対するアプローチと整合的に、企業は当審議会の選好するアプローチを次のように適用することになる。
- (a) 企業自身の資本に係るデリバティブをその全体で分類する。
  - (b) 企業自身の資本に係るデリバティブを資本性金融商品、金融資産又は金融負債に分類する。
- 4.17 企業自身の資本に係るデリバティブを全体で資本性金融商品、金融資産又は金融負債に分類することは、企業自身の資本に係るすべてのデリバティブを全体で金融資産又は金融負債に分類することと比較すると、第 2 章に記述した企業の財政状態及び財務業績の評価に有用である情報を提供することになる。当審議会は、このようなアプローチが、企業自身の資本に係るデリバティブの個々のレグの特徴を表現することと、それによるコスト及び複雑性との間の適切なバランスを取ることになると考えている。
- 4.18 企業自身の資本に係るデリバティブを全体で分類することの帰結の 1 つは、資本レグのある一部のデリバティブが金融資産又は金融負債に分類される可能性があること、及びその逆である。4.11 項に記述したように、企業自身の資本に係るデリバティブを全体で金融資産又は金融負債に分類することは、当該デリバティブの資本レグと、非デリバティブ金融商品における資本性金融商品を引き渡す同様の義務との間の不整合な分類につながる。例えば、110 単位の外国通貨と交換に企業の 100 株を引き渡すデリバティブを考えてみる。当審議会の選好するアプローチを適用すると、この 2 つのレグを単独で考慮したとした場合には、企業自身の株式の 100 単位を引き渡す義務は資本の特性を有している。しかし、やはり当審議会の選好するアプローチを適用する場合でも、全体で考慮した場合には、当該デリバティブは資本性金融商品に分類されないことになる。
- 4.19 当審議会は、企業自身の資本に係るデリバティブを全体で分類せずに、企業が当該デリバティブの個々のレグを切り離して別々に分類すべきかどうかを検討した。例えば、現金の受取りと交換に企業自身の株式を引き渡すワラントは、資本部分（企業自身の株式を引き渡す義務）及び資産部分（現金を受け取る権利）として分類されることになったであろう。デリバティブの各レグを別々に分類することの利点には次のことが含まれる。
- (a) このような分類の方が、各レグが非デリバティブ金融商品として存在していたとした場合に同様の権利及び義務が分類されるであろう方法と整合性が高くなること
  - (b) 非デリバティブ金融商品の場合と同じ分類原則を適用したことになるので、デリバティブ金融商品に適用する別個の分類原則を開発する必要がなくなり、複合金融商品及び償還義務について追加的な要求事項を開発する必要もなくなること
- 4.20 しかし、当審議会は、識別したいいくつかの課題があるため、デリバティブを構成要素に分解することを棄却した。その課題には次のことが含まれる。
- (a) 契約の権利と義務の相互依存性を考えた場合に、結果として生じる構成要素が資産、負債又は持分の定義を満たすのかどうかに関する概念上の課題<sup>44</sup>

<sup>44</sup> 「概念フレームワーク」の 4.57 項で述べているように、未履行契約により交換に関する権利及び義務の結合が生じる。当該権利及び義務は相互依存적であり分離できない。したがって、権利及び義務の結合は単一の資産又は負債を構成する。

- (b) 企業が支配しない可能性のある資産と企業がまだ発行していない資本（例えば、保有者のオプション行使を条件とする資産の受取りと資本の発行）で財政状態計算書を「グロスアップ」する結果となること。このグロスアップは、当審議会の選好するアプローチの基礎にある目的と不整合となったであろう。その目的とは、企業が義務を履行するための十分な経済的資源を有しているかどうかを、資金流動性及びキャッシュ・フローの評価と貸借対照表ソルベンシー及びリターンの評価を行うための情報を提供することによって描写することである。
- (c) デリバティブを構成要素に分解してそれらを別々に測定することの実務上の課題（特に、オプション・デリバティブについて）
- (d) IFRS 第9号などの他のIFRS基準との不整合（IFRS 第9号では、デリバティブを構成要素にさらに分解することはしないため）
- (e) 前身である FICE プロジェクトにおいて、当審議会及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、オプション価格評価技法を用いてデリバティブを構成要素に分解することになる再評価予想結果アプローチを検討した。しかし、FASB 及び当審議会は、その複雑性とコストを考慮し当該アプローチの検討を進めしないことを最終的に決定した。

4.21 当審議会は、企業自身の資本に係るデリバティブを資本性金融商品、金融資産又は金融負債として分類せずに、企業自身の資本に係るすべてのデリバティブを金融資産又は金融負債として分類する方が適切なのかどうかも検討した。過去の協議において、一部のコメント提出者は、企業自身の資本に係るすべてのデリバティブをそのように分類すべきだと提案した。デリバティブを全体で分類することに対するアプローチは、どれも 4.1 項に記述した概念上の課題を完全には解消できないという理由からである。

4.22 しかし、当審議会は、企業自身の資本に係るすべてのデリバティブを金融資産又は金融負債として分類することを棄却した。そうすると次のようになるからである。

- (a) 分類を通じて第2章で識別した評価を行うために提供される情報の有用性が低下する。
- (b) 資本レグに関する変動を収益又は費用として認識することの問題が悪化する。資本レグのあるデリバティブで金融資産又は金融負債に分類されるものが多くなるからである。
- (c) 前身であるプロジェクトで検討した基本的所有アプローチと同様の限界がある。このアプローチは、すべてのデリバティブを金融資産又は金融負債に分類するだけでなく、企業に対する最も劣後的な請求権（例えば、普通株式）以外のすべての金融商品を金融負債に分類するものであった。基本的所有アプローチは、4.11 項で論じたデリバティブと非デリバティブ金融商品との間の分類の不整合をなくすことにはなるが、第2章で識別した評価を行うための情報を、分類を通じて提供しないことになる。

4.23 4.22 項に記述した課題は、追加的な表示及び開示の要求事項によって緩和される可能性がある。しかし、表示及び開示の要求事項を通じての緩和は、第2章で識別した評価を財務諸表利用者が行うのに役立つための有用な情報の提供という課題を分類から表示及び開示に移転するものとなったであろう。

4.24 当審議会は、4.16 項に記述した予備的見解に至った。当審議会は、IAS 第32号を適用する際の識別した実務上の課題（4.14 項参照）に、次のことによって対処しようとしている。

- (a) 企業自身の資本に係るデリバティブの全体についての当審議会の選好するアプローチ

## 資本の特徴を有する金融商品

の分類原則の表現<sup>45</sup> (4.25 項から 4.66 項参照)。これは、デリバティブ金融資産又はデリバティブ金融負債を資本と区別する根拠を、IAS 第 32 号の既存の分類結果を根本的には変更せずに明確化することになる。

- (b) 複合金融商品及び企業自身の資本性金融商品を消滅させる義務を含んだデリバティブの識別に関する要求事項及びガイダンスの改善 (第 5 章参照)。

### 当審議会の選好するアプローチを適用した場合の企業自身の資本に係るデリバティブの分類

4.25 第 3 章で論じたように、当審議会の予備的見解は、当審議会の選好するアプローチは、非デリバティブ金融商品が下記のものを含む場合には金融負債に分類するというものである。

- (a) 清算時以外の所定の時点で現金又は他の金融資産を移転する回避不可能な契約上の義務 (時点特性)、及び／又は
- (b) 企業の利用可能な経済的資源とは独立の金額に対する回避不可能な契約上の義務 (金額特性)

4.26 当審議会は、企業自身の資本に係るデリバティブの全体に分類原則がどのように適用できるのかを検討した。当審議会の予備的見解では、当審議会の選好するアプローチは、下記の場合には、企業自身の資本に係るデリバティブを金融資産又は金融負債に分類することになる。

- (a) 純額現金決済される — 当該デリバティブは、清算時以外の所定の時点で、その純額について、企業が現金又は他の金融資産を移転することを要求する可能性があり、及び／又は、現金を受け取る権利を含んでいる (時点特性)。及び／又は
- (b) 当該デリバティブの純額が、企業の利用可能な経済的資源とは独立の変数の影響を受ける (金額特性)。

### 資産・資本交換デリバティブ

4.27 このセクションは、4.8 項(a)に記述した資産・資本交換デリバティブの分類に関する当審議会の議論を示している。時点特性の評価 (企業自身の資本に係るデリバティブが、清算時以外の所定の時点で現金又は他の金融資産を移転することを要求する可能性があり、及び／又は、現金を純額で受け取る権利を含んでいるかどうか) は、比較的単純明快である。4.26 項(a)に記述した当審議会の予備的見解を適用すると、

- (a) 企業自身の資本に係るデリバティブが純額現金決済され、清算時以外の所定の時点で現金を移転することを企業に要求する可能性がある場合には、金融負債に分類されることになる。
- (b) 企業自身の資本に係るデリバティブが純額現金決済され、企業が現金を受け取る結果となる可能性がある場合 (例えば、純額現金決済される企業自身の資本に係る買建オプション) には、金融資産に分類されることになる。このような金融商品は現金を受け取る契約上の権利を表しているからである。
- (c) 企業自身の資本に係るデリバティブが総額現物決済か純額株式決済のいずれかである

<sup>45</sup> 複合金融商品における組込デリバティブを分離する要求は変更しない。この要求の適用は、単独のデリバティブ及び組込デリバティブ (いったん主契約から分離されたもの) を分類の目的でさらに分離することは要求されないことを意味することになる。

場合には、当該デリバティブは、清算時以外の所定の時点に現金又は他の金融資産を移転する義務を企業に負わせていないことになる。そうしたデリバティブについては、企業は金額特性を考慮して分類を決定することになる。

- 4.28 2.7 項で論じたように、金融商品の金額とは、金融商品契約が、移転することを要求される現金、他の金融資産又は企業自身の資本性金融商品の量をどのように定めているのかを指している。デリバティブ金融商品は2つのレグの交換契約を表している。企業自身の資本に係るデリバティブを全体で分類するという決定の結果として、企業はそうしたデリバティブの金額を決定するために2つのレグの複合した影響を考慮することが必要となる。言い換えると、企業自身の資本に係るデリバティブの金額は、交換の2つのレグの純額として決定されることになる。
- 4.29 当審議会は、企業自身の資本に係るデリバティブの純額は交換の各レグによって導入される変数の影響を受けると考えた。デリバティブの純額が企業の利用可能な経済的資源と独立ではないこととなるためには、当該デリバティブの純額に影響を与えるすべての変数が企業の利用可能な経済的資源と独立であってはならない。例えば、CU100 を現金で受け取るのと交換に企業自身の普通株式 100 株を引き渡すことを企業に要求するデリバティブを考えてみる。このデリバティブの純額は、CU100 の受取りと 100 株の引渡しとを複合した影響によって決定される。資産レグは純額に影響を与える変数を導入していない。企業の機能通貨における固定金額の現金だからである。資本レグは引き渡すべき固定数の普通株式なので、資本レグの金額は、企業の純資産の比例的取り分に対する普通株式の権利によって決定される(2.9 項)。したがって、このデリバティブの純額に影響を与える唯一の変数は、企業の利用可能な経済的資源の変動である<sup>46</sup>。このデリバティブの純額は、企業の利用可能な経済的資源とは独立の変数には影響を受けない。
- 4.30 したがって、企業自身の資本に係るデリバティブの金額特性を評価する際に、当審議会は、さまざまな変数(例えば、金利、外貨又は株価)がデリバティブの純額にどのように影響を与えるのかを検討した。その変数は2種類に区分することができる。
- (a) 企業の利用可能な経済的資源とは独立の変数(「独立変数」)。例えば、商品指数に連動した金額の現金の受取り。
  - (b) 企業の利用可能な経済的資源と独立ではない変数(「非独立変数」)。例えば、企業自身の株式の価格。
- 4.31 分類の課題は、企業自身の資本に係るデリバティブのうち純額が独立変数と非独立変数の両方の影響を受けるものについて生じる。デリバティブの両方のレグに影響を与える変数が、企業の利用可能な経済的資源にすべて依存しているか又はすべて独立であるかのいずれかの場合には、分類は明確となる。企業は企業自身の資本に係るデリバティブを資本性金融商品(非独立変数の影響しか受けない場合)又は金融資産若しくは金融負債(独立変数の影響しか受けない場合)に分類することになる。しかし、多くの企業自身の資本に係るデリバティブの純額は、両方の種類の変数の影響を受けるであろう。便宜上、本ディスカッション・ペーパーでは、これらの種類のデリバティブを「部分的に独立したデリバティブ」と呼ぶ。
- 4.32 当審議会の予備的見解では、部分的に独立したデリバティブは、4.33 項から 4.34 項に述べ

<sup>46</sup> このようなデリバティブが評価される場合に、企業の株価などの変数が企業の利用可能な経済的資源の変動の代理変数として使用されることがある。

## 資本の特徴を有する金融商品

る理由で、金融資産又は金融負債に分類されることになる<sup>47</sup>。

- 4.33 部分的に独立したデリバティブを全体で資本性金融商品に分類すると、いくつかの疑問点を生じさせることになったであろう。こうした疑問点には次のことが含まれる。
- (a) 独立変数から生じた帳簿価額の変動が金融資産又は金融負債に分類される別個の契約から生じたならば純損益に含められるとした場合に、資本への分類が適切なかどうか
  - (b) 当審議会が検討している資本性金融商品についての表示の要求事項は、企業の利用可能な経済的資源とは独立の変数の影響を適切に表現するのかどうか（第6章参照）
  - (c) そのようなデリバティブのみを資本性金融商品に分類とした場合、一部の種類の変数（外貨指数など）を他の変数（商品指数など）と異なる取扱いとすべきかどうか
- 4.34 他方、すべての部分的に独立したデリバティブが全体で金融資産又は金融負債に分類されるとした場合に、企業の利用可能な経済的資源の変動から生じた当該デリバティブの帳簿価額の変動は、収益又は費用として認識されることになる。例えば、外貨での固定金額を企業自身の固定数の株式の引渡しと交換に受け取ることを企業に要求するデリバティブの純額は、部分的には、企業の利用可能な経済的資源の変動により変動するだけでなく、当該外貨の為替レートの変動にも対応して変動する。当審議会は、この帰結は企業の利用可能な経済的資源の変動から生じた収益及び費用の区分表示によって緩和できると考えている（第6章参照）。
- 4.35 したがって、当審議会の選好するアプローチは、下記の場合には、企業自身の資本に係る単独の資産・資本交換デリバティブを全体で金融資産又は金融負債に分類することになる。
- (a) 純額現金決済される — 当該デリバティブは、清算時以外の所定の時点に、その純額について、企業が現金又は他の金融資産を移転することを要求する可能性があり、及び／又は、現金を受け取る権利を含んでいる。及び／又は
  - (b) 当該デリバティブの純額が独立変数の影響を受ける。<sup>48</sup>

### 負債・資本交換デリバティブ

- 4.36 資産・資本交換デリバティブと同様に、当審議会の予備的見解では、当審議会の選好するアプローチは、下記の場合には、資本性金融商品の引渡しと交換に金融負債を消滅させる単独の負債・資本デリバティブを金融資産又は金融負債に分類することになる。
- (a) 純額現金決済される — 当該デリバティブは、清算時以外の所定の時点に、その純額について、企業が現金又は他の金融資産を引き渡すことを要求する可能性があり、及び／又は、現金を受け取る権利を含んでいる。及び／又は
  - (b) 当該デリバティブの純額が独立変数の影響を受ける。
- 4.37 負債・資本交換デリバティブは、通常、非デリバティブ金融商品（主契約である金融商品）への組込デリバティブとして存在し、4.9 項で説明したように、企業の既存の金融負債又は資本性金融商品を消滅させる場合がある。この関係があるため、当審議会の予備的見解では、

<sup>47</sup> IAS 第32号の固定対固定の条件を適用すると、すべての部分的に独立したデリバティブは、特定の外貨建の権利、オプション及びワラントを例外として、金融資産又は金融負債に分類される。

<sup>48</sup> したがって、当審議会の選好するアプローチを適用すると、企業自身の資本に係る部分的に独立したデリバティブは、金融資産又は金融負債に分類されることになる。



企業はこのようなデリバティブの権利及び義務を、消滅するか又はその可能性のある既存の金融商品の権利及び義務とともに考慮すべきである。当審議会の選好するアプローチが、同一の権利及び義務を伴うさまざまな取決めにどのようにして整合的に適用できるのかを検討するため、本ディスカッション・ペーパーは、負債・資本交換デリバティブ（特に、資本性金融商品を消滅させる契約）について第5章でさらに詳細に検討する。

### 予備的見解の要約及びコメント提出者への質問

- 4.38 当審議会の予備的見解では、当審議会の選好するアプローチを適用すると、企業自身の資本に係るデリバティブは次のように分類されることになる。
- (a) 全体で、資本性金融商品、金融資産又は金融負債に分類される。交換の個々のレグを別々に分類することはしない。
  - (b) 下記の場合には、金融資産又は金融負債に分類される。
    - (i) 純額現金決済される — 当該デリバティブは、清算時以外の所定の時点に、その純額について、企業が現金又は他の金融資産を引き渡すことを要求する可能性があり、及び／又は、現金を受け取る権利を含んでいる。及び／又は
    - (ii) 当該デリバティブの純額が、企業の利用可能な経済的資源とは独立の変数の影響を受ける。

### 予備的見解と IAS 第 32 号の比較

- 4.39 IAS 第 32 号を適用すると、企業自身の資本に係るデリバティブは金融資産又は金融負債に分類される。ただし、4.13 項(a)に記述したように、固定対固定の条件を満たす場合、又は特定の外貨建デリバティブの例外に該当する場合は除く。
- 4.40 当審議会の選好するアプローチを適用した場合の企業自身の資本に係るデリバティブの分類は、その要求事項において IAS 第 32 号の要求事項と多くの類似点がある。これには次のものが含まれる。
- (a) デリバティブを全体で分類すること
  - (b) 純額現金決済されるすべてのデリバティブを金融資産又は金融負債に分類すること
  - (c) 純額が商品指数などの独立変数の影響を受けるすべてのデリバティブ金融商品を金融資産又は金融負債<sup>49</sup>に分類すること
- 4.41 企業自身の資本に係るデリバティブについての当審議会の選好するアプローチの分類原則は、時点特性と金額特性に基づいており、これらは非デリバティブ金融商品の分類にも使用されている。第3章で論じたように、IAS 第 32 号と当審議会の選好するアプローチとの主要な相違点は、分類原則が金融商品の金額に関してどのように表現されているかである。固定対固定の条件のような具体的な条件を使用せずに、当審議会の選好するアプローチは、金融商品の金額を参照して分類原則を表現している。
- 4.42 当審議会は、企業自身の資本に係るデリバティブの大半の種類については、分類結果はおお

<sup>49</sup> これは IAS 第 32 号において（固定対固定の条件の結果として）当てはまる。ただし、4.14 項(b)への脚注に述べた「外貨建株主割当発行の例外」の対象となる特定の外貨建デリバティブ金融商品は除く。

## 資本の特徴を有する金融商品

むね同じままとすると予想している。例えば、IAS 第 32 号を適用すると固定対固定の条件を満たすすべてのデリバティブは、当審議会の選好するアプローチを適用すると資本性金融商品に分類されると予想される。しかし、企業自身の資本に係るデリバティブの一部についての分類結果は、IAS 第 32 号における分類結果と異なる場合がある。これは根拠の明確化と金額特性の表現変更から生じた差異によるものである。例えば、

- (a) 合計価値が企業の機能通貨の固定金額と同額の可変数の企業自身の株式の受取りと交換に固定数の企業自身の株式を引き渡す純額株式決済のデリバティブ<sup>50</sup>は、当審議会の選好するアプローチでは資本性金融商品に分類されることになるが、IAS 第 32 号では金融資産又は金融負債に分類される。当審議会の選好するアプローチは、清算時以外の所定の時点に経済的資源を移転する契約上の義務があるかどうかを考慮し、その結果として、総額現物決済の金融商品と「純額株式決済」の金融商品は、どちらも経済的資源の移転を要求していないことから、整合的に分類される。したがって、両方の種類の金融商品の純額も、企業の利用可能な経済的資源と独立の変数の影響を受けない場合には、当審議会の選好するアプローチは、両者を資本性金融商品に分類することになるが、IAS 第 32 号は「総額決済」のデリバティブのみを資本性金融商品に分類する。
- (b) IAS 第 32 号における例外に該当する外貨建の株主割当発行は、当審議会の選好するアプローチを適用すると金融資産又は金融負債に分類されることになる。このような分類は、純額が他の独立変数の影響を受ける企業自身の資本に係るデリバティブ（外貨建転換社債に組み込まれた転換オプションなどの他の外貨建デリバティブ<sup>51</sup>を含む）と整合的である。

4.43 金額特性を参照して分類原則を表現することは、第 2 章で識別した評価に対して同様の影響を有する企業自身の資本に係るデリバティブの分類の整合性を改善するであろう。企業自身の資本に係るデリバティブの分類のための基礎となる原則の明確化も、IAS 第 32 号における固定対固定の条件に関する適用上の問題に、IAS 第 32 号の分類結果を根本的には変更せずに対処するものとなる。4.45 項から 4.66 項は、基礎となる原則の識別が、これらの実務上の適用問題のいくつかへの対処にどのように役立つ可能性があるのかを論じている。

4.44 当審議会の選好するアプローチを 4.38 項に示したような企業自身の資本に係るデリバティブに適用することの帰結の 1 つは、企業は部分的に独立したデリバティブを引き続き金融資産又は金融負債に分類することになるということである。これは、このような金融資産又は金融負債の変動には、企業の利用可能な経済的資源の変動が含まれ、それらの変動が収益又は費用として認識される（IAS 第 32 号を適用する場合に認識されるのと同じ方法で）ことを意味する。当審議会は、区分表示の要求事項がこれらの帰結を緩和し財務諸表利用者に提供される情報を改善するのに役立つことができるのかどうかを検討した（第 6 章参照）。

### 質問 5

企業自身の資本に係るデリバティブ（企業自身の資本性金融商品を消滅させる義務を含んだデリバティブは除く）についての当審議会の予備的見解は、次のとおりである。

<sup>50</sup> その逆（すなわち、固定金額の現金と同額の可変数の企業自身の株式を、固定数の企業自身の株式の受取りと交換に引き渡すデリバティブ）については、第 5 章で論じている。当該デリバティブは固定数の企業自身の資本性金融商品の消滅を生じさせるからである。

<sup>51</sup> 当審議会の選好するアプローチには、第 6 章で論じる外貨建のデリバティブ金融商品についての区分表示の要求事項が含まれる。

- (a) 企業自身の資本に係るデリバティブは、全体で資本性金融商品、金融資産又は金融負債に分類されることになる。交換の個々のレグを区分して分類することはしない。
- (b) 企業自身の資本に係るデリバティブは、下記の場合には、金融資産又は金融負債に分類されることになる。
- (i) 純額現金決済される — 当該デリバティブは、清算時以外の所定の時点に、その純額について、企業が現金又は他の金融資産を移転することを要求する可能性があり、及び／又は、現金を受け取る権利を含んでいる。及び／又は
- (ii) 当該デリバティブの純額が、企業の利用可能な経済的資源とは独立の変数の影響を受ける。
- これに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

### 自己の資本に係るデリバティブの純額に影響を与える変数に関する追加的なガイダンス

- 4.45 本章では、自己の資本に係るデリバティブのさまざまな変数が、当審議会の選好するアプローチを適用した場合の分類にどのように影響を与えるのか（特に、IAS 第 32 号における固定対固定の条件を適用する際に疑問点及び困難を生じさせてきた変数）を検討している<sup>52</sup>。
- 4.46 IAS 第 32 号における固定対固定の条件を適用する際に生じる適用上の問題の 1 つは、IAS 第 32 号が「固定」という用語を定義しておらず、固定対固定の条件の論拠に関して不明確であることである。当審議会は、当審議会の選好するアプローチが適用上の問題への対処に役立つかどうかを検討した。例えば、次の場合に固定対固定の条件が満たされるのかについて疑問が生じている。
- (a) 企業が受け取る現金又は他の金融資産の金額が、金利などの変数の結果として変動する。
- (b) 企業が受け取る金融資産の単位が固定されているが、当該金融資産が企業の利用可能な経済的資源とは独立の市場価格の変動に晒されている。例えば、100 オンスの金地金を受け取る権利は、金地金の単位に関しては固定されているが、企業の機能通貨に関しては固定されておらず、金地金の市場価格の変動に晒される。
- (c) 企業が引き渡す資本性金融商品の数が、下記の結果として変動する。
- (i) 発行済株式数の変動（株式分割など）
- (ii) 既存の資本性金融商品に対して支払われる配当に基づく変動（引き渡される資本性金融商品の数が、支払われた配当を反映するためにのみ調整されるようにする）。
- 4.47 当審議会は、下記の変数について検討し、どの変数が企業の利用可能な経済的資源とは独立して企業自身の資本に係るデリバティブの純額に影響を与え、どの変数がそうではないのかを議論した。当審議会の選好するアプローチを適用する場合に、当審議会は次のように考えている。
- (a) 下記の変数は、すべての状況において独立変数である。
- (i) 通貨（企業の機能通貨を除く）及び固定単位の金融資産（4.49 項から 4.51 項）

<sup>52</sup> 解釈指針委員会への要望及び他の協議に基づいている。

## 資本の特徴を有する金融商品

- (ii) 企業の経済的資源に左右される変数 — 企業に対する他のすべての請求権の控除前 (4.52 項)
  - (b) 他方、下記の変数は状況によっては独立変数と考えることができるが、すべての状況においてではないので、これらの変数についての調整は企業の利用可能な経済的資源とは独立の金額特性を生じない場合がある。
    - (i) 貨幣の時間価値 (4.53 項から 4.54 項)
    - (ii) 希薄化 (4.55 項から 4.58 項)
    - (iii) 資本性金融商品の保有者への分配 (4.59 項から 4.61 項)
    - (iv) 非支配持分 (4.62 項)
    - (v) 偶発事象 (4.63 項から 4.66 項)
- 4.48 4.49 項から 4.66 項における議論は、企業自身の資本に係るデリバティブの金額を評価するために、ある所与の変数が企業の利用可能な経済的資源とは独立であるのかどうかの識別に限定されており、当該デリバティブ全体の分類に関連性がある可能性のある他の変数又は他の特性は考慮していない。

### 通貨又は固定単位の金融資産

- 4.49 企業の経済的資源及び企業に対する請求権（これらは企業の利用可能な経済的資源を構成する）は、企業の機能通貨で測定される。したがって、特定の変数が企業自身の資本に係るデリバティブの純額にどのように影響を与えるのかを評価する際に、企業は企業の機能通貨における当該デリバティブの純額を考慮することになる。企業自身の資本に係るデリバティブが外貨の基礎数値を含んでいる（例えば、オプションの行使価格が外貨で設定されている）場合には、企業の機能通貨建ての当該デリバティブの純額は、当該外貨と企業の機能通貨との間の為替レートの影響を受けることになる。これは企業の利用可能な経済的資源とは独立して変動することになる。企業自身の資本に係るデリバティブの純額が外貨の影響を受ける場合には、外貨への参照は独立変数であり、当該デリバティブは金融資産又は金融負債に分類されることになる。
- 4.50 場合によっては、企業は同一グループ内の他の企業の資本性金融商品に係るデリバティブ契約を締結することがある。当審議会は、連結グループ財務諸表の文脈において、どの企業の機能通貨を当該デリバティブの純額が外貨変数の影響を受けるのかどうかの評価の参照点にすべきなのかを検討した。当審議会は、資本性金融商品が当該デリバティブの基礎数値を構成している企業の機能通貨を参照点とすべきであると考えている。デリバティブがグループ内の特定の企業の利用可能な経済的資源に対する請求権を表している場合には、当該企業の機能通貨以外の通貨に対するエクスポージャーは、独立変数を生じさせる。
- 4.51 デリバティブの純額が、ある独立変数に連動した固定単位の金融資産（例えば、商品指数に連動した債券 100 単位の受取り）の影響を受ける場合には、固定単位の金融資産への参照は独立変数となる。固定単位の金融資産の価値の変動は、企業の利用可能な経済的資源とは独立である。

### 他のすべての請求権を控除する前の企業の経済的資源に対する依存性

- 4.52 3.17 項から 3.24 項で論じたように、企業の利用可能な経済的資源とは、企業の認識済み及

び未認識の資産の合計<sup>53</sup>のうち、企業に対する他のすべての請求権<sup>54</sup>を控除した後に残るものである。したがって、企業の経済的資源の合計又はその特定の内訳（すなわち、企業に対する他のすべての請求権を控除する前）に依存する変数は、独立変数である。企業自身の資本に係るデリバティブにおける変数の存在は、当該デリバティブの純額が他の請求権の潜在的な変動とは独立に変動する結果を生じる可能性がある。例えば、デリバティブ金融商品の中には、企業の資産合計に対する取り分又は当該資産の変動を反映した業績指標（EBIT など）に対する取り分を約束しているものがある。例えば、企業の EBIT の 1%の移転を要求しているデリバティブを考えてみる。当該デリバティブの純額は、たとえ企業が純損失を生じて企業の利用可能な経済的資源の減少が生じる場合でも、企業の EBIT が増加する限りは増加することになる。このような変数は独立変数である。

### 貨幣の時間価値

4.53 貨幣の時間価値は、明示的であれ黙示的であれ、あらゆる金融商品に内在している構成要素であり、企業の利用可能な経済的資源ひいてはすべての資本性金融商品にも内在している。株価は、企業の利用可能な経済的資源の変動の代理変数として機能することの多い変数であり、したがって、これも貨幣の時間価値要素を含んでいる。貨幣の時間価値は、特にデリバティブに内在している構成要素である。デリバティブの定義には、将来のある日に決済されるという要求が含まれているからである。企業自身の資本に係るデリバティブにおける現金又は他の金融資産を受け取る権利又は金融負債を消滅させる権利は、現在価値又は将来価値で定められる場合がある。したがって、デリバティブに関連性のある貨幣の時間価値に対する補償を反映した変数（金利など）は、非独立変数である可能性がある。しかし、貨幣の時間価値を表す変数にレバレッジがかかっているか又は当該デリバティブ金融商品と関連がない（例えば、関連のない通貨のベンチマーク金利）場合には、そうした変数は独立変数である。そうした変数は、デリバティブの純額を企業の利用可能な経済的資源とは独立に変動させる可能性がある。

4.54 例えば、企業自身の株式に係る売建コール・オプションに、複数の行使日があり、行使価格が各行使日現在の関連する金利（企業の機能通貨での）のみに基づいて増加する場合がある。このような契約では、行使価格は現在価値で定められている。他方、行使価格を将来の行使日において移転すべき将来価値で固定金額として定めている契約もある。固定金額の特定に対する両方のアプローチが非独立変数を生じさせる可能性がある。

### 希薄化

4.55 多くの資本性金融商品（普通株式及び企業自身の固定数の普通株式の引渡しを要求するデリバティブを含む）は、企業の利用可能な経済的資源に対する取り分の潜在的な希薄化に晒されている。例えば、企業が希薄化効果のある他の普通株式を発行する場合には、既存の普通株式又は固定数の普通株式を受け取るデリバティブの保有者に帰属する企業の利用可能な経済的資源に対する取り分が減少する。この希薄化の影響を緩和するために、企業自身の資本に係るデリバティブ（転換社債に組み込まれた転換オプションなど）の中には、希薄化防止条項を含むものがある。希薄化防止条項は、希薄化の場合にデリバティブの保有者を同じ経済的地位に保つために、交換の条件（例えば、転換比率）を調整するものがある（例えば、

<sup>53</sup> 企業は、金融商品の金額が企業の利用可能な経済的資源とは独立であるかどうかを評価するために、利用可能な経済的資源を決定する必要はないはずである。これは当該金融商品の契約条件から明らかにはずである。

<sup>54</sup> すべての負債及び資本を含む企業に対する他のすべての請求権（対象となる金融商品を除く）。

## 資本の特徴を有する金融商品

決済時に企業に対する普通株式の1%を保有者に付与することによって)。

- 4.56 企業は、希薄化防止条項が、企業の利用可能な経済的資源とは独立の別の変数を生じさせるかどうかを判定することが必要となる。生じさせない場合には、その希薄化防止条項自体は独立変数ではない。企業自身の資本に係るデリバティブの純額がどの独立変数の影響も受けない場合には、デリバティブにこのような希薄化防止条項を追加することによって、当該デリバティブの純額が企業の利用可能な経済的資源と独立になる結果は生じない。多くの資本性金融商品に希薄化の可能性があることを考えると、希薄化防止条項が独立変数を生じさせない限りは、当該条項の有無によって企業自身の資本に係るデリバティブの金額特性の評価は変化しない。
- 4.57 希薄化防止条項の中には非対称なもの（例えば、株式総数が増加する場合（すなわち、希薄化が生じた場合）にのみ、引き渡す株数を調整する）があるが、他方で、対称的なもの（発行済株式総数の増加と減少の両方について、引き渡す株数を調整する）もある。希薄化防止条項の対称的又は非対称な性質は、それ自体では、その希薄化防止条項が独立変数を生じさせるかどうかを決定しない。希薄化防止条項が存在すること又は存在しないことが資本への分類を妨げるものではないこと（すなわち、デリバティブは完全に希薄化性である場合も完全に希薄化から保護されている場合もあり、資本性金融商品に分類される可能性があること）を踏まえると、特定のシナリオにおいて希薄化防止条項が存在すること又は存在しないことも資本への分類の妨げとはならない。このような条項の一例は、一部の希薄化事象を契機とするが、他のものは契機としない非対称な希薄化防止条項である。
- 4.58 次のような例を考えてみる。
- (a) デリバティブが、固定金額の企業の機能通貨と交換に企業の利用可能な経済的資源の一定比率（例えば、発行済株式の25%）を引き渡すことを企業に要求している場合がある。企業の発行済株式の中の一定比率を約束することによって、当該デリバティブの純額は企業の利用可能な経済的資源の変動によってのみ影響を受ける。このような契約条件は独立変数を生じさせない。
- (b) デリバティブが、希薄化の場合に保有者が少なくともCU100の価値がある株式を受け取るように調整が行われる可能性のある固定数の株式を引き渡すことを企業に要求している場合がある。このような契約条件は、企業の利用可能な経済的資源とは独立した金額の引渡しを企業が約束する効果があり、少なくとも、固定数の株式の価値がCU100よりも低い一部のシナリオにおいて、合計CU100の追加的な株式を引き渡すことを企業に要求する<sup>55</sup>。CU100の価値のある自己の株式を引き渡す義務の金額は、企業の利用可能な経済的資源とは独立である。当該義務の金額は、企業の利用可能な経済的資源の変動に対応して変動しない<sup>56</sup>。

### 資本性金融商品の保有者への分配

- 4.59 既存の資本性金融商品の保有者が権利を与えられる分配（例えば、配当）が行われなかったことについて保有者に補償するために、契約条件が企業自身の資本に係るデリバティブの金

<sup>55</sup> 企業自身の株式に係るデリバティブが、少なくとも1つの考え得る決済結果において、企業の利用可能な経済的資源とは独立の金額を移転することを企業に要求する可能性がある場合には、当該デリバティブは金融資産又は金融負債に分類されることになる。4.63項から4.66項参照。

<sup>56</sup> この義務の金額はCU100と算定される。このような義務と交換に引き渡すべき資本性金融商品の数は、株価の変動に対応して変化する可能性があるが、義務の金額はCU100で変わらないままである。

額を調整する場合がある（転換比率又は行使価格の調整など）。

- 4.60 このような契約条件は、非独立変数である可能性がある。資本性金融商品は企業の利用可能な経済的資源を清算時以外の所定の時点に移転する契約上の義務を含んでいないが、企業は利用可能な経済的資源の一部を、例えば、配当の形で分配することを選択する場合がある。企業はこのような配当支払を企業の利用可能な経済的資源の中から行うので、配当の金額は企業の利用可能な経済的資源に依存する。既存の資本性金融商品保有者への企業の利用可能な経済的資源の分配は、将来の資本性金融商品保有者（デリバティブ保有者を含む）にとって利用可能な企業の利用可能な経済的資源を減少させることになる。企業自身の資本に係るデリバティブの純額という観点からは、このような分配は、分配について調整がない限り、希薄化事象と同様の影響を有する。
- 4.61 希薄化防止条項と同様に、行われなかった配当分配について保有者に補償することを図る契約条件は、当該条件が別の独立変数を生じさせない場合には、非独立変数である可能性がある。支払われた配当について補償する契約条件は、配当分配により生じる利用可能な経済的資源の減少から保有者を補償しようとするものであり、資本性金融商品の総数の増加により生じる希薄化から保有者を保護しようとする希薄化防止条項と同様である。希薄化防止条項と同様に、この種の契約条件の有無は、それ自体では独立変数を生じさせない。

#### 非支配持分

- 4.62 3.24 項(c)で論じたように、非支配持分が保有している子会社の普通株式はグループの資本性金融商品である。したがって、企業は非支配持分に係るデリバティブに対して、当審議会の選好するアプローチを他の企業自身の資本性金融商品に係るデリバティブと同じ方法で適用することになる。例えば、
- (a) 子会社の機能通貨での固定金額の現金の受取りを対価にして固定数の子会社の資本性金融商品を引き渡す売建コール・オプションの純額は、子会社の利用可能な経済的資源に依存し、したがって、連結財務諸表における資本への分類の妨げとはならない。これは、たとえ連結グループ財務諸表が他の通貨を使用して作成されている場合や親会社が別の機能通貨を有している場合であっても当てはまる<sup>57</sup>。
- (b) 親会社自身の固定数の株式を子会社の固定数の株式と交換する売建コール・オプションは、親会社及び子会社の利用可能な経済的資源に依存し、したがって、連結財務諸表における資本への分類の妨げとはならない。

#### 偶発事象

- 4.63 企業自身の資本に係るデリバティブの行使は、オプション型の場合も非オプション型の場合もある。先渡契約などの非オプション型デリバティブの行使は確実に発生するが、オプション型デリバティブの行使は、契約に定められた偶発事象を条件とすることになる。その行使は、金融商品の保有者又は企業のオプションによる場合もあれば、保有者と企業の両方の制御の及ばない事象が条件となる場合もある。
- 4.64 3.10 項で論じた非デリバティブ金融商品の分類と整合的に、金融資産又は金融負債の特性を有する企業自身の資本に係るデリバティブの決済結果を回避する無条件の権利を企業が有していない場合には、当該デリバティブ全体がそのように分類されることになり、これはそ

<sup>57</sup> 4.50 項参照

## 資本の特徴を有する金融商品

の行使が保有者に依存しているのか又は保有者と企業の両方の制御の及ばない不確実な将来事象を条件としているのかを問わない。決済結果が回避可能とみなされるのは、その回避が企業の制御の及ぶ範囲内にある場合のみである。企業の視点からは、行使が保有者に依存しているか又は保有者と企業の制御の及ばない不確実な将来事象を条件としている場合には、金融負債の特性を有する決済結果を回避する実際上の能力を企業は有していない。

- 4.65 当審議会の選好するアプローチを適用すると、企業自身の資本に係るデリバティブの時点特性又は金額特性のいずれにも影響を与えない偶発事象<sup>58</sup>は、当該デリバティブの分類に影響を与えないことになる。しかし、偶発事象が企業自身の資本に係るデリバティブの純額に影響を与える場合には、企業はそれが企業の利用可能な経済的資源とは独立した別の変数を生じさせるかどうかを判定することが必要となる。契約条件が、所定の偶発事象の発生により、企業の利用可能な経済的資源とは独立して、受け取る現金の金額が変化するか又は引き渡す資本性金融商品の数が変化するものである場合がある。そのような場合には、その偶発事象は独立変数を生じさせる。
- 4.66 例えば、CU100 を普通株式 100 株と交換することを要求し、事象 A が発生した場合には強制的に行使される企業自身の資本に係るデリバティブを考えてみる。事象 A が発生しない場合には、行使されない場合に消滅するオプションと同様に、当該デリバティブは行使されない。この偶発事象はデリバティブの純額に影響を与えず、その分類に影響を与えない。

## 第 5 章 — 複合金融商品及び償還義務の取決め

- 5.1 第 3 章で述べたように、当審議会は、非デリバティブ金融商品とデリバティブ金融商品について別々の分類原則を開発した。企業自身の資本に係るデリバティブの分類から生じる課題があるためである。4.37 項に述べたように、追加的な要求事項が、負債・資本交換デリバティブを含んだ取決めの整合的な分類を支えるために必要となる。本章は、組込デリバティブ及び企業自身の資本性金融商品を消滅させる義務を含んだデリバティブの分類についての当審議会の議論を示している。
- 5.2 第 2 章に記述した評価を財務諸表利用者が行うための比較可能な情報を提供するためには、すべての類似した権利及び義務について、企業が当該権利及び義務をどのように組成したのかに関係なく、分類を整合的にすべきである。そうしないと、財務諸表において提供される情報が、契約上の取決めの経済的実質ではなく形式を反映する可能性がある。当審議会の目的は、決済結果は同じであるが下記の 5.3 項から 5.7 項に記述するように異なる方法で組成されているすべての取決めの分類の間での整合性を達成することである。
- 5.3 当審議会は、2 つの金融商品（非デリバティブ金融負債と、金融負債を資本性金融商品の発行と交換に消滅させる**単独**のデリバティブ）の同一の契約上の権利及び義務が、組込デリバティブと消滅又は転換されることとなる非デリバティブ金融負債とを組み合わせる複合金融商品として組成される場合があることに着目した。例えば、企業は 2 年後に CU110 を支払う債券を発行して、当該債券を普通株式 100 株に転換するオプションを同一の契約の一部又は別個のオプション契約として売り建てることができる。当該権利及び義務がどちらの方

<sup>58</sup> 偶発事象が発生する確率の変動は、そうした偶発事象を含んだデリバティブの公正価値に影響を与える可能性が高い。しかし、そうしたデリバティブの純額には必ずしも影響を与えない。



法で組成されるとしても、その結果、企業は、金融負債の特性を有する義務（CU110を支払う義務）と、保有者の選択によりCU110を支払う義務を普通株式100株を引き渡す義務に交換する代替的な義務とを有することになる。

- 5.4 さらに、当審議会は、決済結果が同一となる負債・資本交換デリバティブが、次のいずれかの異なる契約の組合せで組成できることにも着目した。
- (a) 金融負債と、当該金融負債を企業自身の資本性金融商品の引渡しと交換に消滅させる結果となる可能性のあるデリバティブ
  - (b) 資本性金融商品と、当該資本性金融商品を負債の定義を満たす義務との交換で消滅させる結果となる可能性のあるデリバティブ
- 5.5 例えば、企業が普通株式100株を発行し、保有者が企業にCU110との交換に当該株式を2年後に売り戻すことのできるオプションを売り建てるのが考えられる。あるいは、企業が、CU110との交換で2年後に企業に売り戻すことのできるプットブル株式100株を発行することが考えられる。普通株式と売建プット・オプションの組合せは、プットブル株式と実質的に同じ契約上の権利及び義務を創出し、これらの取決めの両方が5.3項における転換社債と同様の決済結果となる。すべての場合において、2年の期間の終了時に、企業はCU110を支払うか又は普通株式100株を引き渡すか（あるいは、売建プット・オプションが行使されない場合には普通株式100株が残る）のいずれか（しかし、両方ではない）を行わなければならないことになる。便宜上、本ディスカッション・ペーパーでは、こうした種類の金融商品を、代替的な決済結果のある金融商品と呼ぶ。
- 5.6 当審議会は、次の両方が企業（発行者）の制御が及ばないものであることにも着目した。(a) 代替的な決済結果のある金融商品で、企業と保有者の両方の制御が及ばない不確実な将来事象を条件とするもの、(b) 保有者が権利を行使することを条件とするもの。いずれの場合においても、企業は金融負債の特性を有する決済結果を回避する無条件の権利を有していない。
- 5.7 同様の契約上の権利及び義務を伴う契約上の取決めの経済的実質を整合的な方法で反映するため、代替的な決済結果のある金融商品の分類は、下記に関係なく、整合的であるべきである。
- (a) 消滅する金融商品が次のどちらなのか
    - (i) 金融負債 — 当該金融負債を企業自身の資本性金融商品の引渡しと交換に消滅させる結果となる可能性のあるデリバティブと組み合わされたもの
    - (ii) 資本性金融商品 — 当該資本性金融商品を金融負債の定義を満たす義務と交換に消滅させる結果となる可能性のあるデリバティブと組み合わされたもの
  - (b) 負債・資本交換デリバティブが同一の契約の一部（組込デリバティブ）なのか、それとも別個の契約なのか
  - (c) 決済結果が、保有者の制御が及ぶものなのか、それとも企業と保有者の両方の制御が及ばない不確実な将来事象を条件としているのか
- 5.8 分類の整合性を達成するために、当審議会の予備的見解では、企業は次のことを行うことになる。
- (a) 資本性金融商品を消滅させる単独のデリバティブについては、当該デリバティブと、消

## 資本の特徴を有する金融商品

滅するか又はその可能性のある基礎となる非デリバティブ資本性金融商品から生じる契約上の権利及び義務のパッケージ（一括して「償還義務の取決め」と呼ぶ）を考慮する。いったん識別したならば、契約上の権利及び義務のパッケージは、分類の目的上、複合金融商品と同様の方法で分析されることになる。

- (b) 複合金融商品又は償還義務の取決めについては、金融負債部分と資本部分を別個に分類する。企業が金融負債の特性を有する決済結果を回避する無条件の権利を有していない場合には、企業が次のことを行うことになる。
  - (i) その回避不可能な契約上の義務を非デリバティブ金融負債に分類する（当審議会の選好するアプローチの非デリバティブ分類原則を適用）。
  - (ii) 残りの契約上の権利及び義務を資本性金融商品、金融資産又は金融負債に分類する（当審議会の選好するアプローチのデリバティブ分類原則を適用）。
- (c) 企業が金融負債の特性を有する金融商品のすべての決済結果を回避する無条件の権利を有している場合には、当該金融商品は金融負債部分を含んでいない。

5.9 本章は次のように構成されている。

- (a) 企業（発行者）によって制御されない代替的な決済結果のある金融商品
  - (i) 複合金融商品（5.12 項から 5.14 項）
  - (ii) 償還義務の取決め（5.15 項から 5.18 項）
- (b) 複合金融商品及び償還義務の取決めの会計処理に関する追加的なガイダンス
  - (i) 負債部分が条件付であることの影響を含めるべきかどうか（5.20 項から 5.26 項）
  - (ii) 資本の中での会計処理（5.27 項から 5.32 項）
- (c) 転換社債及び企業自身の資本性金融商品に係る売建プット・オプションの会計処理の設例（5.33 項から 5.34 項）
- (d) 当審議会の選好するアプローチが、識別された課題にどのように対処するのか（5.35 項から 5.42 項）
- (e) 企業（発行者）によって制御される代替的な決済結果のある金融商品（5.43 項から 5.47 項）
- (f) 予備的見解の要約とコメント提出者への質問（5.48 項）

## 企業（発行者）によって制御されない代替的な決済結果のある金融商品

5.10 当審議会は、最初に、企業（発行者）が決済結果を制御しない代替的な決済結果のある金融商品の分類を検討した。これは、3.10 項で論じた当審議会の選好するアプローチを適用すると、代替的な決済結果がある非デリバティブ金融商品を分類する際に、企業は金融負債の特性を有する決済結果を回避する無条件の権利を有しているかどうかを検討することになるからである。そのような権利を有していない場合には、企業はその回避不可能な契約上の義務を非デリバティブ金融負債に分類することになる。企業によって制御される代替的な決済結果のある金融商品については、5.43 項から 5.47 項で論じている。

- 5.11 5.7 項で論じた代替的な決済結果のある金融商品の分類における整合性を達成するため、当審議会は、第3章及び第4章における分類原則の下記への適用を検討した。
- (a) 複合金融商品 — 負債部分と資本部分の両方を含んだ契約。例えば、転換社債及びプットダブル株式<sup>59</sup> (5.12 項から 5.14 項)。
  - (b) 償還義務の取決め — 非デリバティブ資本性金融商品と当該資本性金融商品を消滅させる単独のデリバティブを含んだ取決め。この種類の取決めの一例は、普通株式及び普通株式に係る売建プット・オプションである (5.15 項から 5.18 項)。

#### 複合金融商品

- 5.12 当審議会の予備的見解では、当審議会の選好するアプローチを適用すると、非デリバティブ金融商品の発行者は、その条件を評価して、負債部分と資本部分の両方を含んでいるかどうかを判定することになる。このような構成要素は別個に金融負債、金融資産又は資本性金融商品に分類されることになる。この要求は、IAS 第 32 号における複合金融商品についての要求と整合的である。複合金融商品の例には、転換社債及びプットダブル株式が含まれる。
- 5.13 非デリバティブ金融商品についての当審議会の選好するアプローチを適用すると、企業が金融負債の特性を有する決済結果を回避する無条件の権利を有していない場合には、企業はその回避不可能な契約上の義務をまず識別し、それを非デリバティブ金融負債に分類することになる。
- 5.14 金融負債部分を識別したならば、企業は残りの権利及び義務が別個の契約として存在しているとした場合に資本性金融商品に分類されるかどうかを検討することになる<sup>60</sup>。残りの権利及び義務は負債・資本交換デリバティブを表すことになるので、企業はそれらの残りの権利及び義務を分類するために、第4章に示したデリバティブ金融商品についての分類原則をそれらが単独のデリバティブに含まれているかのようにして、適用することになる。

#### 償還義務の取決め

- 5.15 4.9 項で論じたように、当審議会在資産・資本交換デリバティブと負債・資本交換デリバティブとを区別したのは、負債・資本交換デリバティブは既存の金融商品の消滅を伴うのに対し、資産・資本交換デリバティブはそうではないからである。当審議会の予備的見解は、企業の既存の非デリバティブ資本性金融商品の消滅を生じさせる可能性のあるデリバティブについては、企業は当該デリバティブから生じる契約上の権利及び義務のパッケージを既存の資本性金融商品から生じるものと合わせて分析すべきである（すなわち、償還義務の取決めの全体を考慮する）というものである。
- 5.16 企業が償還義務の取決め全体から生じる契約上の権利及び義務のパッケージを識別したならば、企業は 5.12 項から 5.14 項で論じた当審議会の選好するアプローチに基づく複合金融商品の要求事項を適用することになる。企業は償還義務の取決めの契約上の権利及び義務のパッケージを、それらが単一の複合金融商品に含まれているかのようにして評価し、負債部分及び資本部分があるかどうかを判定することになる。そうである場合には、企業はそれらの構成要素を区分して金融負債、金融資産又は資本性金融商品に分類することになる。

<sup>59</sup> 本章で論じるプットダブル株式は、プットダブルの例外の対象となっていないものである。

<sup>60</sup> このようなアプローチは、IAS 第 32 号の既存の複合金融商品の要求事項と整合的となる。識別された金融負債部分も IAS 第 32 号と整合的な方法で配分され、資本部分は残余として測定されることになる。

## 資本の特徴を有する金融商品

- 5.17 償還義務の取決め全体から生じる契約上の権利及び義務のパッケージを考慮するという 5.15 項から 5.16 項における追加的な要求は、金融負債の特性を有する義務と交換に企業自身の資本性金融商品を消滅させる可能性のあるデリバティブのみに適用されることになる。すなわち、この要求は、企業自身の資本性金融商品の引渡しによって金融負債を消滅させるデリバティブ<sup>61</sup>及び資産・資本交換デリバティブには適用されない。
- 5.18 当審議会は、金融負債の特性を有する義務と交換に資本性金融商品を消滅させるデリバティブについての追加的な要求は、類似した契約上の権利及び義務の統合的な分類の達成と第 2 章で識別した評価のための有用な情報の提供のために必要であることに留意した。例えば、企業が 2 年後に現金 CU110 との交換に企業自身の普通株式 100 株を買い戻す先渡契約を有していたとした場合には、企業は CU110 を支払う義務を金融負債に分類することになる。企業は CU110 を支払う無条件の義務を有しており、これは企業のキャッシュ・フローに対して単純な債券と同様の影響を与え、企業の財務諸表の利用者に同様の情報ニーズを生じさせる<sup>62</sup>。その先渡契約を他のデリバティブ金融商品と同じ方法で会計処理するとした場合には、交換の純額、すなわち、CU110 から資本性金融商品 100 個の公正価値を控除した金額として表示されることになる。この先渡契約を別個に純額で分類する一方で、基礎となる資本性金融商品を残存しているものとして引き続き認識することは、2 年後に CU110 を移転する義務に関する情報（これは第 2 章で識別した評価に有用な情報となる）を提供しないであろう。

## 複合金融商品及び償還義務の取決めの会計処理に関する追加的なガイダンス

- 5.19 当審議会は、5.12 項から 5.16 項で論じた当審議会の選好するアプローチの適用は、IAS 第 32 号の既存の要求事項から生じている下記を含むいくつかの課題及び疑問に対処することにも役立つであろうことに留意した。
- (a) 決済結果が条件付きであることの影響を、複合金融商品又は償還義務の取決めの負債部分に含めるべきかどうか (5.20 項から 5.26 項)
  - (b) 資本の中での会計処理についての明確な要求事項の欠如 (5.27 項から 5.32 項)

### 負債部分に条件付であることの影響を含めるべきかどうか

- 5.20 IAS 第 32 号を適用する際に、決済結果が条件付きであることの影響を下記のいずれかに含めるべきかどうかに関して疑問が生じている。
- (a) 非デリバティブ金融負債部分（例えば、負債部分を負債となる決済結果が発生する可能性に基づいて確率加重することによって）
  - (b) 非デリバティブ金融負債部分が別個に会計処理された後に残る権利及び義務を表すデリバティブ
- 5.21 5.10 項で述べたように、当審議会の選好するアプローチを適用すると、ある金融商品が金融負債の特性を有する決済結果を回避する無条件の権利を企業に与えていない場合には、企業

<sup>61</sup> 非デリバティブ金融負債と当該金融負債を資本性金融商品の引渡しによって消滅させる単独のデリバティブとを含んだ契約については、当該取決め全体から生じる権利及び義務のパッケージの分類は、当該金融負債及びデリバティブを別々に分類するのと同じ分類を生じさせることになる。

<sup>62</sup> 唯一の相違点は、この交換の基礎となる資本性金融商品が 2 年間にわたり残存し、資本性金融商品の保有者にその限定的な期間にわたり当該株式に連動した権利（例えば、配当の受取り）を付与することである。

にとっての金融負債を生じさせることになる。これは決済結果が保有者によって左右されるのか、それとも企業と保有者の両方の制御が及ばない不確実な将来事象によって決定されるのかを問わない。いずれの場合にも、企業は、義務が保有者によって免除されるか又は偶発的事象の発生又は不発生の結果として消滅するまで、金融負債の特性を有する回避不可能な契約上の義務を有している。このような偶発的事象の例には、企業の将来の収益、純損益、財政状態の比率又は自社の株価の変動などの事象が含まれる。したがって、条件付であることは、非デリバティブ金融負債にではなく、残りの権利及び義務を表すデリバティブに含まれることになる（4.63項から4.66項も参照）。

5.22 例えば、合計価値 CU100 で可変数の企業自身の株式を引き渡す（上限 100 株）ことを企業に要求する強制転換金融商品を考えてみる。この上限は、株価が 1 株当たり CU1 を下回った場合には自動的に発動される。これは、企業が次のいずれかを引き渡す義務を有していることを意味する。

(a) CU100 を株式で（株価が CU1 よりも高い場合）

(b) 100 株（株価が CU1 以下である場合）

5.23 当審議会の選好するアプローチを適用すると、5.22 項における CU100 を引き渡す義務は、金額特性（すなわち、企業の利用可能な経済的資源とは独立の金額に対する義務）により金融負債に分類されることになる。企業は、株価が CU1 以下となる場合を除き、CU100 の株式を引き渡す回避不可能な契約上の義務を有している。このような偶発的事象は企業の制御が及ばない。したがって、当審議会の選好するアプローチを適用すると、企業はまず、可変数の企業自身の株式を合計価値 CU100 で引き渡す義務を非デリバティブ負債部分に分類することになる。負債部分を識別する際に、企業は条件付であること（すなわち、株価が CU1 を下回る可能性）から生じる不確実性を考慮しない。負債部分が識別されたならば、企業は残りの権利及び義務を、デリバティブ金融商品についての当審議会の選好するアプローチの分類原則を適用して分類することになる。

5.24 複合金融商品及び償還義務の取決めにおいては、金融負債が識別されたならば、残りの義務は当該金融負債を資本性金融商品と交換する義務を表すことになる。したがって、決済結果が条件付であることの影響は、交換する義務の一部（すなわち、デリバティブの一部）となる。非デリバティブ金融負債部分には、条件付であることの影響は含まれないことになる。

5.25 条件付であることの影響を非デリバティブ金融負債部分から除外することの帰結は、認識される金融負債（経済的資源を移転する回避不可能な契約上の義務を反映する）が、先渡契約及び売建オプションから生じる義務について同じとなることである。例えば、企業は、オプション性を除いては同じ条件を有する強制的な株式買戻しと企業自身の株式に係る売建ブック・オプションについて、同一の非デリバティブ金融負債を認識することになる。売建ブック・オプションから生じる他の代替的な決済結果は、企業自身の資本に係るデリバティブとして認識されることになり、これは金融負債の資本性金融商品との交換の可能性を表す。

5.26 当審議会は、5.25 項に記述した帰結が、資本性金融商品を公正価値で消滅させる義務において資本部分に帰属する帳簿価額は無いという結論と整合的であることにも着目した。この負債部分は、償還金額（すなわち、資本性金融商品の公正価値を支払う義務）を無条件であるかのようにして表すことになる。企業にとっての残りの義務は、当該義務を同じ価値の資本性金融商品と交換することである。したがって、資本部分の価値は、償還義務が保有者の選択により行使可能であったのか、企業と保有者の両方の制御が及ばない事象を条件としてい

## 資本の特徴を有する金融商品

たのか、あるいは償還が強制であったのかに関係なく、ゼロである。資本性金融商品の公正価値での償還義務を金融負債<sup>63</sup>として認識することは、第2章で論じた資金流動性及びキャッシュ・フローの評価に役立てるために必要とされる情報を提供する。

### 資本の中での会計処理

- 5.27 IAS第32号を適用する際に、資本の中での会計処理に関して疑問が生じる。IAS第32号は、特に企業自身の資本性金融商品を消滅させる義務について明示的な要求事項を示していないからである。例えば、企業が企業自身の資本性金融商品を現金又は他の金融資産で買い戻す義務を有している場合に、IAS第32号の第23項は、償還金額の現在価値を金融負債として認識し、同額を資本から振り替えることを要求している。しかし、当該金額をどのように振り替えるのかは定めていない。
- 5.28 当審議会の選好するアプローチを償還義務の取決めに適用すると、企業は企業自身の資本性金融商品を消滅させる回避不可能な契約上の義務を負債部分として識別し、この部分を既存の資本性金融商品の認識の中止<sup>64</sup>を行うことによって金融負債として認識することになる。売建プット・オプションを含んだ償還義務の取決め<sup>65</sup>については、分類する必要のある残りの権利及び義務がある。当該プット・オプションの保有者がオプションを行使しない場合に金融負債を企業自身の資本性金融商品と交換する義務である。この交換義務は、デリバティブ金融商品についての当審議会の選好するアプローチの分類原則を適用して、金融資産、金融負債、又は資本性金融商品に分類されることになる。
- 5.29 企業自身の株式に係る売建プット・オプションは3つの部分で構成される。オプションの行使価格（すなわち、償還金額）、基礎となる株式の公正価値（減算）、保有者のオプションを行使する権利の時間的価値（加算）である。売建プット・オプションにおける交換の1つの部分、すなわち、行使価格を支払う義務は、金融負債として認識されることになる。しかし、オプションが行使されるまで、保有者にはオプションを行使しない選択肢があり、その場合には、普通株式が発行済みのまま残ることになる。残りの権利及び義務を忠実に表現するためには、企業は保有者の当該オプションを表す負債・資本交換デリバティブを認識することが必要となる。このようなオプションは、当該負債を資本性金融商品と交換する売建コール・オプションと同様となる。この類似性は、企業の株価がプット・オプションの満期時にゼロに近づくシナリオを考慮することによって最もよく説明される。このシナリオでは、売建プット・オプションの公正価値は行使価格である。これはすでに当審議会の選好するアプローチにおいては金融負債として認識されている。売建コール・オプションの公正価値（これは当審議会の選好するアプローチを適用して認識することが要求されることになる）は、企業の株価が満期時にゼロに近づくので<sup>66</sup>、価値がないことになる。

<sup>63</sup> この義務の金額は企業の利用可能な経済的資源と独立ではないので、このような義務から生じる収益及び費用は、第6章で論じる区分表示の要求事項の対象となる。

<sup>64</sup> 売建プット・オプションの発行時に資本性金融商品の認識の中止が行われるが、これは資本性金融商品がその時点で消滅することを意味しない。企業自身の資本性金融商品に係る売建プット・オプションの存在は、当該資本性金融商品の特徴を金融負債の特徴に変化させている。

<sup>65</sup> 企業自身の資本性金融商品を買戻す先渡契約については、金融負債が認識され企業自身の資本性金融商品の認識の中止が行われれば、他の権利及び義務は存在しない。

<sup>66</sup> この項に記述した論点と同じ論点は、たとえ残りの権利及び義務がデリバティブ金融資産又は金融負債に分類される場合でも当てはまる。当審議会の選好するアプローチは、それらが資本に分類されるのか金融資産若しくは負債に分類されるのかに関係なく、償還金額に係る金融負債を識別した後の残りの権利及び義務の会計処理を明確化する。

- 5.30 したがって、企業が企業の普通株式 100 株について行使価格が CU110 の売建プット・オプションを発行して CU10 をオプション料として受け取る場合には、当審議会の選好するアプローチを適用した会計処理は次のようになる。
- (a) 金融負債が CU110 (プット・オプションの行使価格) の現在価値について認識される。
  - (b) 企業自身の株式 100 単位の認識の中止が、売建オプションが発行される日の公正価値で行われる。
  - (c) 残りの権利及び義務 ((a)と(b)の合計額と、売建プット・オプションについて受け取ったオプション料 CU10 との差額) は、プットを行使する権利を放棄して(a)で認識した CU110 を発行済みとして残っている普通株式 100 株と交換に受け取るという保有者のオプションを表す。このようなオプションは、売建コール・オプション又は転換社債における転換オプションに類似している。企業は、デリバティブの分類原則に従って、この要素を金融資産若しくは金融負債、又は資本性金融商品に分類することになる。
- 5.31 企業が基礎となる株式について金融負債として認識された償還金額 (すなわち、CU110 の現在価値) で認識の中止を行うとした場合には、5.30 項(c)に記述した残りの構成要素は CU10 に等しくなる。この金額は、売建プット・オプション契約について受け取ったオプション料を表すことになるが、残りの義務は売建コール・オプションの義務を表す。資本性金融商品の認識の中止を公正価値で行うことによって、オプションに実質的に帰属する金額は類似した売建コール・オプションの価値を反映する。
- 5.32 複合金融商品と償還義務の取決めとの間の会計処理の整合性は、当初認識後にも達成されることになる。例えば、売建プット・オプションが行使されず、したがって、保有者が企業自身の株式を行使価格の受取りと交換に企業に売り戻す権利を行使しない場合には、この結果は転換社債における転換オプションの行使と同様の方法で会計処理されることになる。転換社債の転換時に、金融負債部分と資本部分の認識の中止が行われ、普通株式が認識されることになる。企業は保有者による売建プットの不行使を同じ方法で会計処理することになる。普通株式は現物で償還又は発行が行われることがなかったが、売建プット・オプションは発行され期限満了した。売建プット・オプションの期限満了は、企業の財政状態及び財務業績に対して、転換社債の転換の場合に生じるのと同様の影響を生じさせる。

### 転換社債及び企業自身の資本性金融商品に係る売建プット・オプションの会計処理の設例

- 5.33 下記の設例は、当審議会の選好するアプローチが金融負債と資本の交換のための契約にどのように適用されるのかを例示するものである。
- (a) 例 1 — 転換社債： 企業は債券を現金 CU100,000<sup>67</sup>で発行する。これは企業が発行日の 2 年後に CU110,000 に等しい金額を現金で保有者に支払うことを要求する。また、この債券は、現金 CU110,000 の代わりに企業の普通株式 100,000 株を受け取る権利を保有者に付与する (転換オプション)。次のことを仮定する。
    - (i) この債券は金利支払がなく、早期決済は禁止されている。
    - (ii) 2 年後に支払われる CU110,000 の現在価値は CU82,000 である。

<sup>67</sup> 企業の機能通貨の通貨単位。

## 資本の特徴を有する金融商品

(iii) 2年間の終了時における企業の普通株式の価格は、1株当たり CU1.25 である。

- (b) 例 2 — 企業自身の資本に係るプット・オプション： 企業は普通株式 100,000 株をそれぞれ CU0.9 で発行する<sup>68</sup>。同時に、企業は普通株式 100,000 株に対する売建プット・オプションをそれぞれ CU1.1 の行使価格で発行する。このプット・オプションは 2 年後に行使可能であり、それに対し企業はオプション料として CU10,000 を現金で受け取った。償還金額 (CU110,000) の現在価値は CU82,000 である。2 年間の終了時における企業の普通株式の価格は、1株当たり CU1.25 である<sup>69</sup>。

5.34 両方の例において、

- (a) 2年後に CU110,000 を現金で支払う義務は、当審議会の選好するアプローチを適用すると、金融負債の定義を満たすことになる。清算時以外の所定の時点に現金の移転を要求するものであり、かつ、企業の利用可能な経済的資源とは独立の金額に対するものだからである。この金融負債のその後の会計処理 (CU82,000 から CU110,000 への割引の巻戻し効果を含む) は、IFRS 第 9 号に従うことになる。両方の例において、移転すべき現金の金額は企業の利用可能な経済的資源とは独立なので、この金融負債は当審議会の選好するアプローチを適用すると区分表示の要件を満たさないことになる<sup>70</sup>。
- (b) 5.33 項(a)の負債を普通株式 100,000 株と交換するオプションは、資本部分である。このオプションは、当審議会の選好するアプローチを適用すると資本性金融商品の特性を有する。このオプションは企業の機能通貨での固定金額の金融負債と固定数の企業自身の株式との交換を表しているからである。この例は、2年間の終了時におけるオプションの行使と不行使の両方を考慮している。

### 仕 訳

通貨単位 (CU)	例 1：転換社債	例 2：売建プット・オプション
構成要素の識別と当初認識	借方 (Dr) 現金 100,000 貸方 (Cr) 金融負債 82,000 Cr 資本—普通株式 18,000  当初認識時に、転換社債は負債部分と資本部分に分離される。	Dr 現金 90,000 Cr 資本—普通株式 90,000  <i>普通株式 100,000 株 (1株当たり CU0.9) の当初認識時</i> Dr 現金 10,000 Dr 資本—普通株式 90,000 Cr 金融負債 82,000 Cr 資本—転換オプション 18,000  <i>プット・オプションの当初認識時に、企業は普通株式の認識の中止を売建プット・オプションの発行日における公正価値で行い、償還金額に係る負債及び資本部分を認識する。</i>
債券/売建プット・オプションの存続期	Dr 金利費用 (純損益) 28,000	Dr 金利費用 (純損益) 28,000

<sup>68</sup> 設例の目的上、例示は株式と売建プットが同時に発行されると仮定している。しかし、売建プット・オプションと株式が異なる時点で発行される場合でも、この分析は変わらない。

<sup>69</sup> 我々の例では、普通株式は途中の期間において配当を支払わない。債券は第 2 年度の末日の転換日より前に保有者又は企業が転換又は償還することができず (すなわち、ヨーロピアン型のオプションである)、プットブルの例外に該当しない。

<sup>70</sup> 義務の金額が企業の利用可能な経済的資源と独立ではない場合 (例えば、償還金額が基礎となる株式の公正価値と等しい場合) には、区分表示の要求事項はこの金融負債に適用されることになる。第 6 章参照。



間にわたる利息の発生 の認識（当初認識後）	Cr 金融負債 28,000  当初認識と第2年度の末日との間の期間にわたり、 債券について利息が発生し、純損益に認識される。	Cr 金融負債 28,000  当初認識と第2年度の末日との間の期間にわたり、 金融負債が償還金額まで増額され、その増額が利息 として純損益に認識される。
第2年度に資本となる 決済結果が選択され た場合	Dr 金融負債 110,000 Dr 資本—転換オプション 18,000 Cr 資本—普通株式 128,000  債券が普通株式の引渡しによって決済される場合には、 金融負債及び転換オプションの認識の中止を行 わなければならない、普通株式が認識される。	Dr 金融負債 110,000 Dr 資本—転換オプション 18,000 Cr 資本—普通株式 128,000  売建プット・オプションが行使されない場合には、 金融負債及び転換オプションの認識の中止が行われ、 普通株式が認識される。
第2年度において負債 となる決済結果が 選択される場合 <sup>(a)</sup>	Dr 金融負債 110,000 Cr 現金 110,000 Dr 資本—転換オプション 18,000 Cr 普通株式に帰属する資本 18,000  債券が現金の引渡しによって決済される場合には、 金融負債の認識の中止が行われ、転換オプションの 帳簿価額が資本の中で振り替えられることになる。	Dr 金融負債 110,000 Cr 現金 110,000 Dr 資本—転換オプション 18,000 Cr 普通株式に帰属する資本 18,000  売建プット・オプションが行使されて現金の引渡し によって決済される場合には、金融負債の認識の中 止が行われ、転換オプションの帳簿価額が資本の中 で振り替えられることになる。
<p>(a) 資本の中で金額を振り替える要求は、当審議会が資本の中での表示の要求事項をどのように決定するのかに依存する。例えば、当審議会が包括利益合計を普通株式以外の資本性金融商品に割り振ることを要求すると決定した場合（第6章参照）には、資本の中での振替が表示に与える影響はより大きくなるであろう。</p>		

## 当審議会の選好するアプローチは、識別された課題にどのように対処するのか

5.35 IAS 第32号は、複合金融商品における金融負債部分と、企業自身の資本性金融商品を現金又は他の金融資産で消滅させる義務について同様の会計処理を要求しているが、これらの会計処理の要求事項の間の関係については論じていない。これは、下記を含むいくつかの疑問点を生じさせている。

- (a) 企業自身の資本性金融商品を消滅させる義務についてのIAS第32号の要求事項は、売建プット・オプションが可変数の企業自身の株式の移転によって決済される場合に適用されるのかどうか。この疑問が生じるのは、IAS第32号の第23項の要求事項が現金又は他の金融資産を移転する義務にのみ言及して、企業自身の株式での決済については触れていないためである。
- (b) 資本の中での取引をどのように会計処理するのか。例えば、IAS第32号は、償還金額の現在価値に係る金融負債の当初認識とこの金額の資本からの振替を要求している。しかし、この金額をどのように振り替えるのかは定めていない。

5.36 生じている課題を例示する取引の1つは、NCIプットの会計処理である。2012年に、解釈指針委員会は、負債の測定の変動の認識を扱った解釈指針案を公表した<sup>71</sup>。しかし、その解釈指針案に対するコメント提出者は、当審議会はNCIプットの会計処理をもっと包括的に扱うべきであると提案した。当該コメント提出者は、NCIプットの他の側面により実務の不統一が生じていると指摘していた。実務の不統一を生じさせている会計処理の諸側面として、次のものがある。

<sup>71</sup> これについての償還義務の要求事項が、当審議会の選好するアプローチにおいて引き継がれることになる。当審議会の選好するアプローチにおける区分表示の要求事項は、そうした負債の測定の変動の表示を考慮している。

## 資本の特徴を有する金融商品

- (a) 償還金額の現在価値を資本から振り替える際に、借方が認識される勘定科目。NCI プットについては、特に、非支配持分の認識の中止を行うのか、それとも親会社の資本の中に対照資本勘定を認識するのかが問題である。
- (b) NCI プットについて受け取るオプション料、及び NCI プットの期限満了又は行使について、資本の中でどのように会計処理するのか。
- 5.37 NCI プットについてのこれらの疑問への回答は、配当や他の分配などの取引の会計処理に影響を与えることになる。これらの疑問への回答は、子会社の純損益の一部分を、NCI プットが発行された後に、IFRS 第 10 号「連結財務諸表」の B94 項が要求しているように引き続き NCI に帰属させるべきかどうかにも影響を与えることになる。
- 5.38 5.19 項から 5.32 項で議論し、5.33 項から 5.34 項に示した設例で明示したように、当審議会の選好するアプローチは、償還義務の取決め (NCI プットを含む) 及び複合金融商品について整合的な会計処理を要求することになる。これらの取決めについての整合的な会計処理は、両方が同様の負債及び資本の結果を生じる同様の契約上の権利及び義務を有しているので、財務諸表の有用性を改善することになる。このような取決めの間の関係を明確化することによって、当審議会の選好するアプローチは要求事項の整合性と完全性を改善することになる。負債部分を識別するという要求は、企業自身の株式を移転する契約上の義務の金額が企業の利用可能な経済的資源とは独立である場合には、可変数の企業自身の株式の移転を要求する償還義務の取決めにも適用され、したがって 5.35 項(a)に記述した疑問に答えることになる。
- 5.39 当審議会の選好するアプローチは、資本部分の会計処理も明確化することになる。NCI プットについては、連結財務諸表における会計処理は 5.33 項から 5.34 項に示した例 2 での会計処理と同じとなる (基礎となる資本性金融商品が NCI を表す株式であるという点は除く)。当審議会の選好するアプローチを適用すると、したがって次のことを要求することになる。
- (a) 負債部分の償還金額での認識 (その後は IFRS 第 9 号に従って測定される)
- (b) プット・オプションが売建されている NCI (NCI を表す子会社の普通株式) の認識の中止 (プット・オプションの発行日における子会社の普通株式の公正価値で)
- (c) 子会社の株式に係る (黙示的な) 売建コール・オプションについての資本部分の認識
- 5.40 NCI プットの期限満了又は行使について、5.33 項から 5.34 項に示した設例 2 に示したのと同様の仕訳が要求される。ただし、プットが行使されないまま期限満了となった場合には、5.33 項から 5.34 項に示した親会社の普通株式の代わりに、子会社の株式が認識されることになる。
- 5.41 利得又は損失 (負債部分の事後測定から生じるものを含む) は収益及び費用として認識されるが、資本部分の変動は、持分変動計算書に認識される。
- 5.42 NCI プットが公正価値プットである場合には、5.26 項での議論と整合的に、資本部分はゼロとなる。金融負債は IFRS 第 9 号に従って (すなわち、NCI の公正価値の変動を反映して) 再測定されることになる。このプットに対するリターンは負債部分に反映され、負債の帳簿価額の変動は収益又は費用として認識されることになる。区分表示の要求事項が、金融負債部分に係る利得及び損失に適用される場合がある (第 6 章参照)。

## 企業 (発行者) によって制御される代替的な決済結果のある金融商品

- 5.43 5.10 項で述べたように、当審議会は、当審議会の選好するアプローチが、企業によって制御される代替的な決済結果のある金融商品をどのように分類することになるのかを検討した。
- 5.44 金融商品の中には、代替的な決済結果があり、決済結果を選択する無条件の権利を企業に与えているものがある。例えば、いわゆるリバース転換社債を考えてみる。企業自身の株式 100 株を任意の時点に引き渡すか、債券の満期時に CU110 の現金を支払うかのいずれかによって、債券を決済する無条件の権利を企業に与えている。企業は、2 つのうちいずれかの方法で債券を決済する義務を有しているが、100 株の引渡しを選択することによって負債の決済結果を回避する無条件の権利を有している。このような金融商品は、固定数の資本性金融商品を引き渡す義務を、その代わりに現金を引き渡すことによって当該義務を消滅させるという企業の権利（義務ではなく）とともに含んだものとして分析することができる。このリバース転換社債は、債券が金融負債の特性を間接的に有する義務を設定する場合（第 8 章参照）を除いて、金融負債部分を含まない。当審議会の選好するアプローチを適用すると、企業はこの債券を、100 株を引き渡してそれにより現金決済を回避する権利を反映して、資本性金融商品に分類することになる。
- 5.45 当審議会は、企業が代替的な決済結果（5.44 項の例における CU110 の現金での支払）を選択する権利に関する情報を財務諸表において提供すべきかどうか、また、提供すべきであるならば、どのように提供すべきかを検討した。当審議会は、代替的な決済結果に関する情報を提供するための考え得る方法を、下記を含めて検討した。
- (a) 組込デリバティブを主契約である資本性金融商品から分離
  - (b) 表示及び開示（資本の中での帰属など）
- 5.46 5.44 項に記述した金融商品について、企業が 100 株の代わりに CU110 を引き渡す権利は、組込デリバティブ（企業自身の株式に係る買建コール・オプション）である。当審議会は、この組込デリバティブを主契約である資本性金融商品から分離すべきかどうかを検討した。分離することは、組込デリバティブが当審議会の選好するアプローチを適用すると資本性金融商品の特性を有していない場合には、当該デリバティブが金融資産に分類されることを意味する。当審議会は、このような分離の考え得る便益と課題として次のことを議論した。
- (a) 代替的な決済結果に関するより多くの情報が、組込デリバティブの分類並びにその結果としての認識及び測定を通じて提供され、これにより組込デリバティブに関する情報の提供における表示及び開示の要求事項に対する圧力が減少することになる。組込デリバティブの分離は、同様の契約上の権利及び義務を伴う異なる取決めの間での分類の整合性を向上させることにもなる。
  - (b) 他方、組込デリバティブを主契約である資本性金融商品から分離することに関する課題として、主契約である金融商品の識別と定義付け、及び分離の順序の指定がある。分離を行うための考え得る方法は多数あり、これらの面での明確化が、類似した契約上の権利及び義務を統合的に分類するために必要となる。また、当審議会は、組込デリバティブを主契約である資本性金融商品から分離することは、財政状態計算書における資産と資本のグロスアップにつながり、その影響はディープ・アウト・オブ・ザ・マネーのオプションについてはより重大になることにも着目した<sup>72</sup>。分離を要求することは、実務

<sup>72</sup> リバース転換社債において発行者が保有しているディープ・アウト・オブ・ザ・マネーの株式転換オプションの例を考えてみる。ディープ・アウト・オブ・ザ・マネーの株式転換オプションは、株式決済のオプションが現金決済

## 資本の特徴を有する金融商品

の変更を生じる可能性もある。

- 5.47 当審議会は、5.45 項に記述した情報の必要性は、当審議会の選好するアプローチを適用する場合にのみ生じるのではなく、IAS 第 32 号を適用する場合にも生じると考えた。しかし、当審議会は、IAS 第 32 号を適用した場合のこの論点に関連する課題の重大性と一般性の程度を承知していない。この論点の重大性に関する情報が限定的であることと、考え得る解決策の複雑性を考慮して、当審議会は予備的見解を開発しなかった。本ディスカッション・ペーパーに対するフィードバックを受け取った後に、当審議会はこの論点を扱うべきかどうか、及びその場合にはどのように扱うべきかを議論するつもりである。

### 予備的見解の要約及びコメント提出者への質問

- 5.48 当審議会の予備的見解では、当審議会の選好するアプローチを適用すると、企業は次のことを行うことになる。
- (a) 資本性金融商品を消滅させる単独のデリバティブについては、当該デリバティブから生じる契約上の権利及び義務のパッケージと、消滅するか又はその可能性のある非デリバティブ資本性金融商品を考慮する。識別した後は、契約上の権利及び義務のパッケージは、分類の目的上、複合金融商品と整合的に分析されることになる。
  - (b) 複合金融商品又は償還義務の取決めについては、金融負債と資本性金融商品を別々に分類する。企業が金融負債の特性を有する決済結果を回避する無条件の権利を有していない場合には、企業は次のことを行う。
    - (i) その回避不可能な契約上の義務を非デリバティブ金融商品に分類する（当審議会の選好するアプローチの非デリバティブ分類原則を適用）
    - (ii) 残りの権利及び義務を、資本性金融商品、金融資産又は金融負債に分類する（当審議会の選好するアプローチのデリバティブ分類原則を適用）
  - (c) 企業が金融負債の特性を有する金融商品のすべての決済結果を回避する無条件の権利を有している場合には、当該金融商品は金融負債部分を含んでいない。

#### 質問 6

5.48 項(a)から(b)に示した当審議会の予備的見解に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。これらの予備的見解を、企業自身の資本性金融商品の消滅を生じる可能性のあるデリバティブ（企業自身の株式に係る売建プット・オプションなど）に適用すると、5.30 項に記述し 5.33 項から 5.34 項に例示した会計処理となる。

5.48 項(c)に記述したような、代替的な決済結果が金融負債の特性を有する回避不可能な契約上の義務を含んでいない金融商品について、当審議会は、5.43 項から 5.47 項に記述したように代替的な決済結果に関する情報を提供するための考え得る方法を検討した。

のオプションよりもずっと割高であることを示唆している。これは、企業が株式を引き渡さずに現金を支払うオプション（実質的に、株式を買い戻す権利を反映している）が非常に価値が高いことを意味している。組込オプションを主契約から分離するとした場合には、企業は株式を発行されているかのようにして認識し、企業が当該株式を買い戻すために現金を支払う権利を金融資産として認識することになる。この企業が（株式を発行するのではなく）現金を支払うオプションは非常に価値が高いため、高額のオプション資産と高額の資本性金融商品が認識されることになるが、企業は株式の引渡しを実際に選択する可能性は低く、したがって最終的に資本が発行済みのまま残る可能性は低いのに、そうなる可能性がある。

- (a) 当審議会はこの論点の解決を図るべきだと考えるか。賛成又は反対の理由は何か。
- (b) 賛成の場合、どのようなアプローチが当該情報を提供する上で最も効果的となると考えるか、また、その理由は何か。

## 第6章 — 表示

6.1 第2章で論じたように、当審議会は、どのような情報を負債と資本の区別を用いた分類を通じて提供するのが最善で、どのような情報を表示及び開示の要求事項を通じて提供するのが最善なのかを検討した。本章は、当審議会の選好するアプローチを適用した場合に表示を通じて提供されることとなる情報に関する当審議会の予備的見解を示している。本章は次のことを検討している。

- (a) 金融負債の表示 (6.2 項から 6.54 項)
- (b) 資本性金融商品の表示 (6.55 項から 6.95 項)

### 金融負債の表示

6.2 当審議会の選好するアプローチは、金融商品が金融負債の特性の一方又は両方のいずれかを有している場合には、金融負債又はデリバティブ金融資産・負債<sup>73</sup>に分類することになる。それらの特性は当審議会が第2章で識別した評価への目的適合性があるからである。したがって、金融負債及び金融資産又は金融負債に分類される企業自身の資本に係るデリバティブの中には、それらの評価の一方のみへの目的適合性のある特性を有するものがある。2.35 項で論じたように、識別された評価のそれぞれを財務諸表利用者が別々に行うのに役立つ情報を提供するために、当審議会は、2つの特性のうち一方のみを有する金融負債及びデリバティブ金融資産・負債に関する情報を提供する表示の要求事項を開発した。2.37 項で論じたように、本章は、副次的な区分に関する情報（金融負債の時点特性及び金額特性に関する追加的な分解情報や金融負債の優先順位など）をどのように表示を通じて提供できるのかについても検討している。

6.3 本章は次のように構成されている。

- (a) 貸借対照表ソルベンシー及びリターンの評価 — この評価への目的適合性のある、金額特性に関する情報の表示を通じての提供 (6.6 項から 6.48 項)
- (b) 資金流動性及びキャッシュ・フローの評価 — この評価への目的適合性のある、時点特性に関する情報の表示を通じての提供 (6.49 項から 6.52 項)
- (c) 予備的見解の要約及びコメント提出者への質問

6.4 当審議会の予備的見解では、貸借対照表ソルベンシー及びリターンの評価を容易にするため、企業は要件ベースのアプローチ<sup>74</sup>を適用して、次のようにすべきである。

- (a) 財政状態計算書において、下記の帳簿価額を区分表示する。

<sup>73</sup> 本章において、デリバティブ金融資産・負債とは、企業自身の資本に係るデリバティブのうち第4章に示した当審議会の選好するアプローチを適用した場合に金融資産又は金融負債に分類されるものを指している。

<sup>74</sup> 6.21 項から 6.48 項参照。

## 資本の特徴を有する金融商品

- (i) 企業の利用可能な経済的資源とは独立の金額に対する義務を含んでいない金融負債
  - (ii) 純額がどの独立変数の影響も受けないデリバティブ金融資産及びデリバティブ金融負債
  - (iii) 6.34 項の要件を満たす部分的に独立したデリバティブ
- (b) 財務業績の計算書において、下記から生じる収益及び費用をその他の包括利益 (OCI) に表示し、その後に純損益への振替はしない。
- (i) 企業の利用可能な経済的資源とは独立の金額に対する義務を含んでいない金融負債
  - (ii) 純額がどの独立変数の影響も受けないデリバティブ金融資産及びデリバティブ金融負債
  - (iii) 6.34 項の要件を満たす部分的に独立したデリバティブ

6.5 当審議会の予備的見解では、金融負債の時点特性に関する情報を提供するための表示の要求事項を開発する必要はない。他の IFRS 基準における表示及び開示の要求事項が、資金流動性及びキャッシュ・フローの評価を容易にするための十分な情報を提供しているからである。

### 貸借対照表ソルベンシー及びリターンの評価

6.6 このサブセクションは、金融負債（デリバティブ金融資産・負債を含む）の表示に対して当審議会が選好するアプローチをどのように開発したのか、及びこれらの表示の要求事項が、金融負債及びデリバティブ金融資産・負債の金額特性に関して貸借対照表ソルベンシー及びリターンの評価を容易にするための情報をどのように提供するのかを示している。当審議会は下記について検討した。

- (a) 財政状態計算書 (6.7 項から 6.9 項)
- (b) 財務業績の計算書 (6.10 項から 6.15 項)
- (c) 表示の要求事項が適用される金融商品 (6.16 項から 6.20 項)
- (d) 表示の要求事項はどのように適用されるのか (6.21 項から 6.41 項)
- (e) 表示の要求事項は OCI を用いて（その後に純損益への振替をするか又はせずに）達成すべきか、それとも純損益の中で単一の独立の表示項目を用いて達成すべきか (6.42 項から 6.48 項)

### 財政状態計算書

6.7 当審議会は、金融負債及びデリバティブ金融資産・負債の追加的な表示項目又は下位分類を用いた区分表示が、金融商品契約が清算時の各請求権の金額及び優先度をどのように定めているのかに関する追加的な分解情報を提供するのかどうかを検討した。2.30 項で論じたように、これらの副次的な区分に関する追加的な情報は、財務諸表利用者が貸借対照表ソルベンシー及びリターンのより詳細な評価を行うのに役立つであろう。例えば、企業の利用可能な経済的資源とは独立の金額に対する義務を含んでいない金融負債（例えば、公正価値で償還され得る株式）は、そのような義務を含んだ金融負債（例えば、通常の債券）とは別個の表

示項目で表示されることになる。この区分は IFRS 基準では現在要求されていない。

- 6.8 当審議会は、企業の清算時の優先度のレベルが異なる金融負債（及び、その点に関しては、資本性金融商品も）に関する情報（例えば、優先順位<sup>75</sup>、すなわち、優先普通社債、無保証社債、株式で決済される債務及び累積型優先株式の順序で）を提供することを財政状態計算書の本体において要求すべきかどうかを検討した。第2章で論じたように、請求権を清算時の優先度によって配列することは、考え得る経済的資源の不足又は余剰が各請求権の間でどのように配分されるのかを財務諸表利用者がより詳細に評価するのに役立つであろう。
- 6.9 当審議会の予備的見解では、企業は次のようにすべきである。
- (a) 財政状態計算書の本体で、金融負債及びデリバティブ金融資産・負債のうち、企業の利用可能な経済的資源とは独立の金額に対する義務を含んでいないものを、含んでいるものと区分して表示する。この表示の要求が適用される金融商品の集合に関する当審議会の検討を、収益及び費用についての表示の要求事項の議論とともに、6.10 項から 6.48 項でより詳細に示している。
- (b) 金融負債及び資本を財政状態計算書の本体で優先度の順に表示するか、又はこの情報を財務諸表注記において開示する。財政状態計算書が流動又は非流動の表示を用いて表示されている場合には、金融負債及び資本の各クラスをそれらの小計の中で優先度の順に配列することができる。そうしない場合には、清算時における金融負債及び資本の優先度に関する情報は財務諸表注記において開示されることになる。財務諸表の優先度に関する情報を開示を通じてどのように提供できるのかに関する当審議会の検討は、7.4 項から 7.12 項に示している。

### 財務業績の計算書

- 6.10 当審議会は、企業の利用可能な経済的資源の変動から生じた収益及び費用を他の収益及び費用と区分して表示し、財務諸表利用者が第2章で識別した企業の財務業績の評価を行う目的でそれらを区別できるようにすることが、有用となるかどうかを検討した。
- 6.11 当審議会の選好する分類に対するアプローチを適用すると、一部の金融商品は、企業の経済的資源とは独立の金額に対する義務を含んでいなくても、金融負債に分類される。そのような金融商品から生じる収益及び費用は、企業の利用可能な経済的資源の変動の影響を受ける。当審議会は、収益及び費用にそのような影響を含めることになる下記の金融商品を識別した。
- (a) 企業の利用可能な経済的資源とは独立の金額に対する義務を含んでいないが、時点特性（すなわち、清算時以外の所定の時点に現金又は他の金融資産を移転するという要求）により金融負債に分類される金融負債。このような金融商品の一例は、プッタブルの例外に該当しない公正価値で償還され得る株式である。
- (b) 純額がどの独立変数の影響も受けないが、時点特性により金融資産又は金融負債に分類されるデリバティブ金融資産・負債<sup>76</sup>（企業自身の資本に係る純額で現金決済されるデリバティブなど）。

<sup>75</sup> 金融商品の優先順位は、企業の経済的資源の合計額が清算時にどのように配分されるのかを決定する。金融商品の満期の順番は、要求されている決済の時点によって決定される。

<sup>76</sup> 純額がどの独立変数の影響も受けないデリバティブ金融商品は、純額で現金決済される場合には、金融資産又は金融負債に分類されることになる。第4章参照。

## 資本の特徴を有する金融商品

- (c) 部分的に独立したデリバティブ<sup>77</sup>。このようなデリバティブから生じる収益及び費用には、独立変数の影響に加えて、企業の利用可能な経済的資源の変動の影響が含まれることになる。
- 6.12 当審議会は、6.11 項に記述した金融資産及び金融負債の収益及び費用を区分して表示することは有用であろうと考えている。そのような区分表示は、下記の理由で有用であろう。
- (a) そのような収益及び費用は、第 2 章で識別した企業の財務業績の評価への目的適合性がない。
- (b) そのような金融商品の帳簿価額の変動を純損益に認識することは、企業の他の資産及び他の負債の価値の変動の不完全な認識から生じる会計上のミスマッチがあるため、直観に反するように見える可能性もある。
- 6.13 この見目が直観に反する会計処理は、プッタブルの例外の理由となった懸念の 1 つでもあった。その理由とは次のことである。
- (a) 企業の業績が良い場合に、負債の帳簿価額が増加し、それらの負債について損失が認識されることになる。
- (b) 企業の業績が悪い場合に、負債の帳簿価額が減少し、それらの負債について利得が認識されることになる。
- 6.14 しかし、損益計算書に及ぼす直観に反する影響に関する懸念は、プッタブルの例外の対象となる金融商品に限ったことではなく、金融資産又は金融負債に分類される金融商品のうち企業の利用可能な経済的資源の変動の影響を受ける金額に対する義務を含んだもの（すなわち、6.11 項で識別した金融商品）のすべてに当てはまるものである。コメント提出者は、NCI プット（特に、行使価格が公正価値である売建プット）の会計処理に関する 2012 年 5 月の解釈指針案<sup>78</sup>に対しても同様の懸念を示していた。
- 6.15 したがって、当審議会は、6.11 項で識別した金融商品について 6.12 項の情報を提供する表示の要求事項を開発した。当審議会は、これを分類に対する当審議会の選好するアプローチと IFRS 第 9 号の要求事項を考慮して行った。IFRS 第 9 号は、6.11 項で識別した金融商品がどのように会計処理されるのかを示しているからである。特に、当審議会は下記のことを考慮した。
- (a) 区分表示の要求事項が適用されることとなる金融商品（6.16 項から 6.20 項）
- (b) 区分表示の要求事項はどのように適用すべきか（6.21 項から 6.41 項）
- (c) 区分表示の要求事項は純損益の中で適用すべきか、それとも OCI を用いて（その後に純損益への振替をするか又はせずに）適用すべきか（6.42 項から 6.47 項）

### 区分表示の要求事項が適用されることとなる金融商品

- 6.16 金融資産及び金融負債から生じる収益及び費用の表示は、当該金融資産及び金融負債が

<sup>77</sup> 当審議会の選好するアプローチを適用すると、すべての部分的に独立したデリバティブ（すなわち、企業自身の資本に係るデリバティブのうち純額が独立変数と非独立変数の両方の影響を受けるもの）は、金融資産又は金融負債に分類される。第 4 章参照。

<sup>78</sup> 詳細については 5.36 項参照。



IFRS 第9号に基づいてどのように測定され会計処理されるのかに影響を受ける。したがって、当審議会の表示の要求事項が適用されることとなる金融負債の新規又は追加の下位クラスは、IFRS 第9号における分類及び測定の要求事項の文脈の中で考慮する必要がある。

- 6.17 当初認識後において、IFRS 第9号は企業が金融負債を償却原価又は純損益を通じた公正価値のいずれかで測定することを要求している<sup>79</sup>。デリバティブなどの特定の金融負債については、純損益を通じた公正価値での測定が要求される<sup>80</sup>が、他の一部の金融負債については、所定の条件で、純損益を通じた公正価値での指定が認められている（公正価値オプション）<sup>81</sup>。
- 6.18 IFRS 第9号は、組込デリバティブ（非デリバティブである主契約も含んでいて、その効果として複合された金融商品のキャッシュ・フローの一部が単独のデリバティブと同様の方法で変動する混合契約の構成要素として記述している）の会計処理に関する具体的な要求を含んでいる<sup>82</sup>。組込デリバティブの経済的特徴及びリスクが主契約のそれらと密接に関連していない場合には、IFRS 第9号は、混合契約が純損益を通じて公正価値で測定される場合を除き、組込デリバティブを主契約から分離することを企業に要求している<sup>83</sup>。これらの要求事項は、IFRS 第9号の適用対象範囲に含まれる資産ではない主契約を含んだ混合契約に適用される<sup>84</sup>。
- 6.19 IFRS 第9号のB4.3.5項(c)は、主契約である負債性金融商品又は保険契約に組み込まれた、株価に連動した金利又は元本の支払は、主契約と組込デリバティブに内在するリスクが異なるので、主契約である金融商品と密接に関連していないと述べている。したがって、混合契約が企業の利用可能な経済的資源とは独立でない組込デリバティブを含んでいる場合には、その組込デリバティブは、公正価値オプションが当該金融商品全体に適用される場合を除き、主契約である金融商品から分離することが要求される。
- 6.20 したがって、当審議会が6.11項で識別した金融商品は、IFRS 第9号を適用すると純損益を通じて公正価値で測定されることになる。当該金融商品は次のいずれかの種類の金融商品であろう。
- (a) 企業自身の資本に係る単独のデリバティブのうち下記に該当するもの
    - (i) 純額が、企業の利用可能な経済的資源とは独立した変数の影響を受けない。かつ、
    - (ii) 現金又は他の金融資産を移転するという要求により、金融資産又は金融負債に分類される（例えば、純額で現金決済される企業自身の資本に係るデリバティブ）。
  - (b) 企業自身の資本に係る単独のデリバティブのうち下記に該当するもの
    - (i) 企業の利用可能な経済的資源とは部分的に独立である。すなわち、当該デリバティブの純額が独立変数と非独立変数の両方の影響を受ける（例えば、企業自身の固定数の株式を固定金額の外国通貨と交換に引き渡す契約）。かつ、

<sup>79</sup> IFRS 第9号の4.2.1項参照。金融保証契約及びローン・コミットメントの分類については、本ディスカッション・ペーパーとの関連性がないので考慮していない。

<sup>80</sup> IFRS 第9号の4.2.1項(a)参照。

<sup>81</sup> IFRS 第9号の4.2.2項及び4.3.5項参照。

<sup>82</sup> IFRS 第9号の4.3.1項参照。

<sup>83</sup> IFRS 第9号の4.3.3項参照。

<sup>84</sup> IFRS 第9号の4.3.2項参照。

## 資本の特徴を有する金融商品

- (ii) したがって、金融資産又は金融負債に分類される。当審議会の選好するアプローチを適用すると、すべての部分的に独立したデリバティブがそのように分類されるからである（第4章参照）。
- (c) 下記に該当する混合金融商品
  - (i) 非デリバティブ金融負債と、(a)又は(b)における単独のデリバティブと同じ特性を有する組込デリバティブを含んでいる。かつ、
  - (ii) 公正価値オプションを適用して、全体が純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されている（すなわち、組込デリバティブが分離されていない）。
- (d) 下記に該当する組込デリバティブ
  - (i) (a)又は(b)における単独のデリバティブと同じ特性を有している。かつ、
  - (ii) デリバティブではない主契約と分離されている<sup>85</sup>。

### 区分表示の要求事項はどのように適用されるのか

- 6.21 当審議会は、表示の要求事項に対する下記のアプローチを 6.20 項に記述した種類の金融商品に適用することを検討した。
- (a) 分解アプローチ
  - (b) 要件ベースのアプローチ
- 6.22 企業自身の資本に係るデリバティブに関する限り、当審議会は、アプローチの選択は部分的に独立したデリバティブについてのみ問題となると考えた。純額がどの独立変数の影響も受けないデリバティブ金融資産・負債（すなわち、6.20 項(a)に記述した単独のデリバティブ又は組込デリバティブ）については、6.21 項におけるアプローチのいずれを適用しても同じ表示となるからである。
- 6.23 分解アプローチを適用すると、企業は、表示の目的上、すべての部分的に独立したデリバティブ（すなわち、6.20 項(b)に記述した単独のデリバティブ又は組込デリバティブ）から生じる収益及び費用を下記に分解することになる。
- (a) 収益及び費用のうち非独立変数の影響から生じる部分（これは区分表示の対象となる）
  - (b) 収益及び費用のうち独立変数の影響から生じる部分（これは区分表示の対象とはならない）。言い換えると、この部分の収益及び費用は、独立変数の影響を受ける他のデリバティブから生じる収益及び費用と一緒に表示されることになる。
- 6.24 要件ベースのアプローチを適用すると、企業は、デリバティブが特定の要件を満たす場合には、企業は部分的に独立したデリバティブから生じる収益及び費用の合計に表示の要求事項を適用することになる。分解アプローチとは異なり、区分表示の要求事項は、特定の要件を満たす一部の部分的に独立したデリバティブにのみ適用されることになる（すなわち、当該デリバティブに関しての収益及び費用の合計（独立変数の影響を含む））。

### 要件ベースのアプローチの相対的な便益とその適用の帰結

<sup>85</sup> この主契約は非金融負債である可能性がある。

- 6.25 当審議会の予備的見解では、要件ベースのアプローチは、表示の要求事項の目的をより適切に達成する。要件ベースのアプローチは、分解アプローチに対して下記の利点がある。
- (a) 要件ベースのアプローチを適用すると、デリバティブ金融資産・負債から生じる収益及び費用が全体で表示される。したがって、それらは当該金融商品におけるすべての変数がデリバティブの公正価値に与える影響（変数間の相互依存性を含む）を反映する。
  - (b) 要件ベースのアプローチの適用は、分解アプローチよりも、作成者の適用と財務諸表利用者の理解の両方について、複雑性が低くコストも低くなる。当審議会は、収益及び費用を比較可能な方法で分解する首尾一貫した方法はないと考えた。当審議会は、独立変数を一定に保つことによってデリバティブの公正価値の変動を分解するさまざまな方法を検討したが、変数間の相互依存性があるため、特定の変数の変動の影響を分離することは困難であることが多いと結論を下した。
  - (c) 要件ベースのアプローチは、財政状態計算書（6.9項参照）及び財務業績の計算書における区分表示の目的上、首尾一貫した方法で適用できる。これと対照的に、分解アプローチは、財政状態計算書において分解をどのように適用するのかについて追加的な考慮が必要となる。分解アプローチを財政状態計算書と財務業績の計算書において首尾一貫した方法で適用するには、部分的に独立したデリバティブの帳簿価額の分解が必要となる。そのような要求は、オプションのように当初認識時の公正価値がゼロではないデリバティブについては追加的な困難を生じさせるであろう。
  - (d) 要件ベースのアプローチの方が、デリバティブが全体で分類され会計処理されるという点で、企業自身の資本に係るデリバティブの分類に対しての当審議会の選好するアプローチ及びIFRS第9号の要求事項と整合的である。
- 6.26 しかし、要件ベースのアプローチを部分的に独立したデリバティブに適用すると、区分表示される収益及び費用に、いくつかの独立変数（選択した要件で認めている範囲で）の影響が含まれることになり、表示の要求事項の有用性が減少する。これは、要件ベースのアプローチを適用することの欠点ではあるが、当審議会は、これは選択する要件によって緩和できると考えている（6.28項から6.34項参照）。
- 6.27 当審議会は、要件ベースのアプローチの適用には、組込デリバティブを含んだ混合金融商品に当該アプローチがどのように適用されるのかについての追加的な考慮が必要となるが、分解アプローチは単独のデリバティブと混合金融商品に同じ方法で適用でき、追加的な要求事項の必要がないことにも留意した。この論点に関しての当審議会の議論は6.37項から6.41項に示している。

#### 要件ベースのアプローチの開発

- 6.28 要件を開発するにあたり、当審議会は、下記のことを念頭に置いて、適切なバランスを取ることを図った。
- (a) 要件が複雑すぎる場合、作成者にとってはそれらを適用するコストが高く、財務諸表利用者にとっては結果として生じる情報を理解することが難しくなる
  - (b) 要件が大まかすぎる場合には、区分表示される収益及び費用に、あまりにも多くの独立変数の影響が含まれることになり、収益及び費用の区分表示の有用性を低下させることになる。また、大まかな要件は、ある会計上の結果を達成するために契約を組成する機会を生じさせる可能性があり、実務の不統一を生じさせる可能性もある。例えば、企業

## 資本の特徴を有する金融商品

は単に企業の利用可能な経済的資源に依存する変数（例えば、株価）への軽微な参照を含めることによって、ある金融商品から生じる収益及び費用を純損益に表示することを避けることができる。そのため、当該要件はこれらのリスクの緩和に有効である必要がある。厳格な要件の必要性は、IFRS 第 9 号における組込デリバティブに関する会計処理の要求事項の根拠と同様であり、これは企業がデリバティブではない主契約にデリバティブを組み込むことによって、「密接に関連」の考え方を利用してデリバティブに関する要求事項を回避することを防ぐことを目的としたものである。

- 6.29 当審議会は、組込デリバティブが混合契約における主契約と密接に関連しているかどうかの評価についての既存の要求事項を検討した。特に、IFRS 第 9 号の B4.3.8 項に示した密接に関連した経済的特徴の例のいくつかを吟味して、部分的に独立したデリバティブを表示の要求事項の対象とすべきかどうか、及び、その場合に、どのような種類のものを対象とすべきかを識別するための要件としてそれらの例を使用できるかどうかを検討した。
- 6.30 当審議会は当初は金利と外貨変数を考え得る候補として識別した<sup>86</sup>が、表示の要求事項の要件を検討する際に目的適合性がある可能性のある唯一の変数は外貨変数であると結論を下した。これは、当審議会の選好するアプローチを適用すると、企業自身の資本に係るデリバティブは、4.53 項から 4.54 項で論じた金利変数の存在の結果として、通常は金融資産にも金融負債にも分類されないこととなるからである。
- 6.31 組込外貨デリバティブに関して、IFRS 第 9 号の B4.3.8 項(d)は、下記の状況における組込外貨デリバティブの分離を要求していない。

(前略) 外貨デリバティブは、次の条件に該当していれば、主契約と密接に関連している。その条件とは、レバレッジされていないこと、オプション要素を含んでいないこと、及び次のいずれかの通貨による支払を要求していることである。

- (i) 当該契約の主要当事者の機能通貨
- (ii) 取得又は引き渡す関連する財又はサービスの価格が世界中の商取引において通常表示されている通貨（原油取引における米ドルなど）
- (iii) 取引が行われる経済環境において、非金融商品項目の売買契約に通常使用されている通貨（例えば、地域の事業取引又は対外取引に通常使用されている相対的に安定的で流動性のある通貨）

- 6.32 企業自身の資本に係るデリバティブの中には、IFRS 第 9 号の B4.3.8 項(d)と同様の理由で外貨変数を有しているものがある。例えば、一部の企業は、企業自身の資本に係るデリバティブで行使価格が次のような理由で外貨建となっているものを締結する。

- (a) 企業の株式が外国の証券取引所に上場されている。
- (b) 企業の機能通貨で表示される転換社債の市場がないか、又は企業の機能通貨で転換社債を発行するコストが禁止的に高い。

<sup>86</sup> 当審議会は、IFRS 第 9 号の B4.3.8 項における密接に関連した経済的特徴及びリスクの他の例を検討したが、企業自身の資本に係るデリバティブに対する関連性はないと結論を下した。それらの例は非常に個別的な種類の契約に関するものであり、企業自身の資本に係るデリバティブに意味のある方法で適用することはできない。こうした他の例には、元本のみ又は金利のみのストリップにおける早期償還特性、ユニット・リンク特性及び例に関連した他のリース又は保険契約が含まれている。

- 6.33 当審議会は、限定的な状況において、IFRS第9号が組込外貨デリバティブの分離を要求していないことに留意した(6.31項参照)。したがって、当審議会は、独立変数が同様の理由から生じる外貨変数である場合に、いくつかの特定のデリバティブから生じる収益及び費用を区分して表示することが適切となるかどうかを検討した。当審議会は、一部の種類の外貨デリバティブについてのみ区分表示を要求することは、同じ経済的効果を有する2つの外貨エクスポージャーを異なる企業が異なる方法で表示する結果となることを認識した。このリスクは、区分表示の要件を設定した際の当審議会の検討に組み込まれた。
- 6.34 当審議会の予備的見解では、6.11項(a)から6.11項(b)に記述した金融商品から生じる収益及び費用を区分表示することに加えて、企業は、下記の要件のすべてが満たされる場合には、部分的に独立したデリバティブから生じるすべての収益及び費用を区分表示される金額に含めるべきである。
- (a) 当該デリバティブの純額が、それ以外の点では他のどの独立変数の影響も受けず、唯一の独立変数は企業の機能通貨以外の通貨である。
  - (b) 外貨エクスポージャーがレバレッジされていない。
  - (c) 外貨エクスポージャーがオプション要素を含んでいない。
  - (d) 外貨での表示が外部的な要因によって課されている。例えば、外貨での表示が法律又は規則によって課されているか、又は市場の力により、企業の機能通貨でデリバティブを表示することが実務的に可能ではなかった。
- 6.35 部分的に独立したデリバティブが6.43項の要件を満たさない場合には、企業が当該デリバティブから生じるすべての収益及び費用を純損益に表示し、区分表示は行わない。
- 6.36 さらに、財政状態計算書における表示については、企業は要件を満たす部分的に独立したデリバティブの帳簿価額を区分して表示することになる。具体的には、すべてのこうしたデリバティブの帳簿価額の合計は、財政状態計算書の本体において独立の表示科目として表示されることになる。

#### 要件ベースのアプローチの混合金融商品への適用

- 6.37 6.27項で述べたように、当審議会は、混合契約への要件ベースのアプローチの適用を検討した。混合契約は、純額がどの独立変数の影響も受けない組込デリバティブを含んでいる場合がある。例えば、債券が「エクイティ・キッカー」を含んでいて、それにより、満期時に、企業の固定数の普通株式の価値と当該債券の契約上の金額との差額と同額の現金を支払う義務を企業が負っている場合がある<sup>87</sup>。他の混合契約の中には、企業の利用可能な資源とは部分的に独立した組込デリバティブを含んだものがある。
- 6.38 混合契約における組込デリバティブが主契約から分離される場合(すなわち、6.20項(d)に記述した組込デリバティブ)には、6.21項から6.36項で論じた要件ベースのアプローチを用いた区分表示の要求事項が適用されることになる。しかし、組込デリバティブの中には、混合契約が全体として純損益を通じて公正価値で測定されているために、主契約から分離さ

<sup>87</sup> これらの特性を有するデリバティブは、たとえ単独で存在していたとしても、資本金金融商品には分類されないことになる。企業が当該金融商品の満期時(すなわち、清算時以外の所定の時点)に現金を移転することを要求されているからである。

## 資本の特徴を有する金融商品

れていないものがある（すなわち、6.20 項(c)に記述した混合金融商品）<sup>88</sup>。このような金融商品について、当審議会は次の 2 つの代替案を検討した。

- (a) 代替案 A — これらの区分表示の要求事項を、主契約から分類されている組込デリバティブ及び全体として企業の利用可能な経済的資源とは独立の金額に対する義務を含んでいない混合契約（例えば、公正価値で償還され得る株式）のみに適用する。
- (b) 代替案 B — これらの区分表示の要求事項を、主契約から分離されているかどうかに関係なく、すべての組込デリバティブに適用する。この代替案では、企業は、混合契約全体を純損益を通じて公正価値で測定している場合であっても、表示の要求事項を適用する目的上は、すべての組込デリバティブを分離することを要求されることになる。

6.39 この 2 つの代替案の間での選択は、区分表示の要求事項が、主契約から分類されている組込デリバティブにどのように適用されるのかには影響を与えない。いずれの代替案でも、それらは 6.21 項から 6.36 項で論じた区分表示の要求事項の対象となる。

6.40 当審議会は、この 2 つの代替案の間での決定を行うには、次の両者のバランスを取ることが必要となると考えた。

- (a) 6.34 項における要件を単独のデリバティブと組込デリバティブの両方（すなわち、主契約から分離されていても分離されていなくても）に同じ方法で適用することによって、比較可能性の改善という便益を最大限にすること
- (b) 要求事項のコストと複雑性を最小限にすること。企業が混合金融商品の全体を純損益を通じて公正価値で測定するものに指定することを認める理由の 1 つは、組込デリバティブを主契約から分離することのコストと複雑性を軽減することである。

6.41 当審議会は、要件ベースのアプローチの混合金融商品への適用に関して予備的見解に至っておらず、本ディスカッション・ペーパーを利用してフィードバックを求めることにした。

### 区分表示の要求事項の適用は純損益の中とすべきか、それとも OCI を使用するのか

6.42 当審議会は、区分表示の要求事項の要件を満たす収益及び費用を純損益における独立の表示科目又は OCI における独立の表示科目のいずれとして表示すべきかを検討した。OCI に表示する場合には、当該金額をその後に純損益に振り替えるべきかどうかという問題も生じる。当審議会の予備的見解では、

- (a) 企業は OCI において、6.11 項(a)から 6.11 項(b)に記述した金融負債及びデリバティブ金融資産・負債並びに 6.34 項の要件を満たす部分的に独立したデリバティブから生じた収益及び費用を区分して表示すべきである。
- (b) 企業は OCI に表示したこれらの金額を純損益に振り替えるべきではない。

6.43 当審議会の予備的見解は、OCI の使用は、区分表示の要求事項の収益及び費用への適用のより効果的な方法となるというものである。これらの表示の要求事項を OCI を用いて適用することが純損益の中での区分表示を上回る相対的な利点には、次のことがある。

- (a) OCI を用いた区分表示は、企業の利用可能な経済的資源の変動から生じる収益及び費

<sup>88</sup> 6.20 項(c)に記述した混合契約に組み込まれたデリバティブは、6.19 項に記述した理由で、主契約と密接に関連していないことになる。

用と、純損益に表示される収益及び費用とのより明確な区別を提供することになる。

- (b) OCI を用いた区分表示は、企業が請求権により達成を義務付けられているリターンを充足するために十分なリターンを自らの経済的資源に対して生み出しているかどうかを評価する目的での純損益<sup>89</sup>の目的適合性を高めることになる。
- (c) OCI を用いた区分表示は、6.14 項に記述した会計上のミスマッチに対する懸念を緩和することになる。

6.44 これらの表示の要求事項を OCI を用いて適用することの相対的な不利益には、次のことが含まれる。

- (a) そのようにすると、OCI の使用を新たな種類の収益又は費用に拡大することになり、OCI にさらに複雑性を加えることになる。収益及び費用の表示に関する原則的な要求（「概念フレームワーク」において）は、純損益に表示することである。
- (b) 純損益に、金融資産又は金融負債の認識された価値の変動の一部が含まれないことになる。これらの利得又は損失は、企業に対する請求権に係る経済的な利得又は損失である。
- (c) 企業が、収益及び費用を純損益に表示することを回避するために、OCI に表示されることとなる金融商品を組成しようとする誘因が強くなる可能性がある。

6.45 企業の利用可能な経済的資源とは独立の金額に対する義務を含まない金融商品の価値の変動が不安定かもしれないという事実は、区分表示を OCI で行うべきであるという当審議会の予備的見解には全く関連がなかった。

6.46 当審議会は、OCI に表示される金額をその後に純損益に振り替える（リサイクルする）べきかどうかを検討した。当審議会の予備的見解では、企業は OCI に区分表示したこれらの金額を純損益に振り替えるべきではない。これらの収益及び費用の性質は将来において変化することはなく、したがって、将来の日における業績の評価への目的適合性がないからである。この予備的見解に達するにあたり、当審議会は 6.47 項から 6.48 項に示した点を認識した。

6.47 OCI を用いてその後に純損益にリサイクルしない区分表示の帰結の 1 つは、一部の金融負債の価値の変動が純損益に決して含まれなくなることである。例えば、公正価値で償還され得る株式を考えてみる。株価が時とともに上昇するにつれて、当該金融負債の価値は増加し、企業が償還時に支払わなければならない現金の金額も増加することになる。将来キャッシュ・アウトフローの金額の増加に関する情報が、支払が行われる時点でさえも、純損益に表示されないこととなる。

6.48 当審議会は、企業の利用可能な経済的資源とは独立の金額に対する義務を含んでいない金融商品から生じる収益及び費用を、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した金融負債の企業自身の信用リスクの変動から生じる利得及び損失と比較した。そうした収益及び費用は、

- (a) 両方が企業の利用可能な経済的資源の変動の影響を受けるという意味で、類似している。

<sup>89</sup> 「概念フレームワーク」の 7.17 項は次のように述べている。「(前略) 原則的に、すべての収益及び費用が純損益計算書に含められる。しかし、基準を開発する際に、当審議会は、例外的な状況において、資産又は負債の現在価値の変動から生じる収益又は費用をその他の包括利益に含めることを決定する可能性がある。それは、そうすることにより、純損益計算書が目的適合性のより高い情報を提供することとなる場合、又は企業の当該期間の財務業績のより忠実な表現を提供することとなる場合である。」

## 資本の特徴を有する金融商品

したがって、そのような利得及び損失を同様に OCI にリサイクリングなしで表示することは、財務諸表利用者が貸借対照表ソルベンシー及びリターンの評価を行うのに役立つであろう。

- (b) しかし、次の点では異なっている。企業が契約金額を返済する場合には、金融商品の存続期間にわたっての負債の信用リスクの変動の累積的影響は、純額ではゼロとなる。公正価値が最終的には契約金額に等しくなるからである<sup>90</sup>。これは IFRS 第 9 号がこのような利得又は損失を OCI にリサイクリングなしで表示することを要求している理由の 1 つである。これと対照的に、企業の利用可能な経済的資源とは独立の金額に対する義務を含んでいない金融商品の公正価値の変動は、当該金融商品の存続期間にわたり戻入れが行われることはない。

## 資金流動性及びキャッシュ・フローの評価

6.49 当審議会は、金融負債及びデリバティブ金融資産・負債を追加的な表示科目又は下位分類を用いて区分表示することが、時点特性（すなわち、清算時以外のさまざまな所定の時点に要求されている経済的資源の移転）に関してさらに分解した情報を提供する上で有用となるかどうかを検討した。2.23 項で論じたように、これらの副次的な区別に関する情報は、財務諸表利用者が資金流動性及びキャッシュ・フローのより詳細な評価を行うのに役立つであろう。例えば、負債の中での追加的な下位分類が、下記を示すために有用である可能性がある。

- (a) 要求払として定められている金融負債（例えば、要求払預金、いつでも公正価値で償還され得る株式）
- (b) 清算時以外の所定の時点に支払われる金融負債（例えば、普通社債、営業債務）
- (c) 清算時にのみ経済的資源の移転を要求する金融負債（例えば、非償還型の累積型優先株式）

6.50 IAS 第 32 号は、金融商品の負債又は資本への分類に関する要求事項を示しているが、IAS 第 1 号及び IFRS 第 7 号「金融商品：開示」は、金融負債及び他の金融商品に関する表示及び開示の要求事項を示している。IAS 第 1 号の要求事項の中には、資金流動性及びキャッシュ・フローの評価への目的適合性のある情報を提供するものがある。IAS 第 1 号は企業に、下記のように流動負債と非流動負債を区分して表示するか、又は負債を流動性の順序で表示することを要求している<sup>91</sup>。

- (a) 流動又は非流動の表示<sup>92</sup>の要求事項を適用する。例えば、
- (i) 要求時に公正価値で償還される株式は、流動負債に分類されることになる。
- (ii) 非償還型の累積型優先株式は、非流動負債に分類されることになる。
- (b) 流動性の順序を適用して、異なるクラスの負債を満期に基づいてランク付けし表示する。この表示においては、例えば、要求時に公正価値で償還される株式は、非償還型の累積型優先株式よりも前に表示されることになる。

<sup>90</sup> IFRS 第 9 号に関する結論の根拠の BC5.53 項参照。

<sup>91</sup> IAS 第 1 号の第 60 項参照。

<sup>92</sup> IAS 第 1 号の第 69 項参照。



- 6.51 当審議会は、現金又は他の金融資産を清算時にのみ移転する契約上の義務を有する金融負債について他の非流動負債との区分表示を要求することを検討したが棄却した。長い満期どうしでの区別は、短い満期どうしでの区別よりも、資金流動性及びキャッシュ・フローの評価への目的適合性が低い。さらに、IFRS 第7号はすでに金融負債の満期予定表を財務諸表注記において要求している。
- 6.52 したがって、当審議会の予備的見解では、既存のIFRS基準における要求事項は、当審議会の選好するアプローチを適用した金融商品の分類を通じて提供されることとなる情報と合わせて考えると、資金流動性及びキャッシュ・フローの評価を行うために必要な情報を提供するのに十分である。

### 予備的見解の要約及びコメント提出者への質問

- 6.53 当審議会の予備的見解では、貸借対照表ソルベンシー及びリターンの評価を容易にするために、企業は、要件ベースのアプローチを適用して、次のようにすべきである。
- (a) 財政状態計算書において、下記の帳簿価額を区分して表示する。
    - (i) 企業の利用可能な経済的資源と独立の金額に対する義務を含んでいない金融負債
    - (ii) 純額がどの独立変数の影響も受けないデリバティブ金融資産及びデリバティブ金融負債
    - (iii) 6.34項の要件を満たす部分的に独立したデリバティブ
  - (b) 財務業績の計算書において、下記から生じる収益及び費用をOCIに表示し、リサイクリングは行わない。
    - (i) 企業の利用可能な経済的資源と独立の金額に対する義務を含んでいない金融負債
    - (ii) 純額がどの独立変数の影響も受けないデリバティブ金融資産及びデリバティブ金融負債
    - (iii) 6.34項の要件を満たす部分的に独立したデリバティブ
- 6.54 当審議会の予備的見解では、時点特性に関する情報を提供するための表示の要求事項を開発する必要はない。他のIFRS基準における表示及び開示の要求事項が、資金流動性及びキャッシュ・フローの評価を容易にするための十分な情報を提供しているからである。

#### 質問7

6.53項から6.54項に述べた当審議会の予備的見解に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

当審議会は、6.37項から6.41項で論じた表示の要求事項の目的上、組込デリバティブを主契約から分離することを要求すべきかどうかを検討した。6.38項におけるいずれの代替案が、有用な情報の提供という便益と適用のコストとの適切なバランスを取るものだと考えるか、また、その理由は何か。

### 資本性金融商品の区分表示

- 6.55 現在、IFRS基準は、金融負債に分類される金融商品について、資本性金融商品に分類される金融商品よりも多くの有用な情報の表示及び開示を発行企業が行うことを要求している。

## 資本の特徴を有する金融商品

FICE プロジェクトの1つの目的は、発行企業が資本性金融商品に関して提供する情報をどのように改善すべきかを検討することである。

- 6.56 当審議会の選好するアプローチを適用すると、資本性金融商品に分類される金融商品は、企業が経済的資源を移転する義務も、企業の利用可能な経済的資源とは独立の金額に対する義務も含まないことになる。しかし、異なる資本性金融商品は権利及び義務に相違がある可能性がある。これらの相違により、資本への分類には反映されていない特性に基づいて、異なるクラスの資本性金融商品に対して異なる金額の残余リターンの配分を生じさせる可能性がある。これらの異なる特性は、下記における相違を含んでいる可能性がある。
- (a) 清算時における請求権の優先度（例えば、非累積型優先株式と普通株式）
  - (b) ペイオフ（例えば、行使価格が異なるワラント）及び偶発事象（例えば、オプション及び先渡取引）
  - (c) 配当、買戻し又は他の分配に対する制限
- 6.57 資本性金融商品の異なる特性に関する情報は、当該資本性金融商品の間でのリターンの分配を財務諸表利用者が評価する際に有用であろう。既存の IFRS 基準は、たとえ一部の資本性金融商品の特性が金融負債の特性に類似している場合であっても、異なる資本性金融商品に関する情報を提供することを企業に具体的に要求していない。
- 6.58 当審議会は、資本性金融商品に関する情報を下記の方法の1つ又は複数を用いて提供することを企業に要求することを検討した。
- (a) 異なるクラスの資本についての持分変動計算書を通じての表示の要求事項の拡充と、包括利益合計の普通株式以外の資本性金融商品への帰属を拡張することによるリターンの分配に関する情報の提供（6.60 項から 6.86 項参照）、及び/又は
  - (b) 資本性金融商品に関する開示要求の改善、特に、金融負債及び資本性金融商品による普通株式の潜在的な希薄化に関するより適切な情報（第7章参照）並びにデリバティブ資本性金融商品の公正価値に関するより適切な情報の提供（6.87 項から 6.90 項参照）
- 6.59 より多くの情報の表示及び開示を通じての提供を企業に要求することは、普通株式以外のクラスの資本に関する情報に対する財務諸表利用者からの要望に対応するものとなる。それにより、財務諸表が金融負債と資本性金融商品に関して提供する情報の相違も減少するはずであり、それにより分類の影響の1つが軽減されることになる（2.13 項参照）。

### 持分変動計算書及び包括利益合計の帰属

- 6.60 IAS 第1号の要求事項には、財政状態計算書及び財務業績の計算書並びに持分変動計算書の本体での資本の表示に関する原則が含まれている。これには次のものが含まれる。
- (a) 純損益と OCI は、非支配持分に帰属する金額と親会社の所有者（親会社の資本性金融商品の保有者）に帰属する金額との間で配分される<sup>93</sup>。
  - (b) 財政状態計算書及び持分変動計算書における資本合計は、各クラス（最低限、非支配持

<sup>93</sup> IAS 第1号の第81B項参照。

分と親会社の資本持分) に分解される<sup>94</sup>。

(c) 持分変動計算書には、下記から生じる変動に関する情報を含める<sup>95</sup>。

(i) 非支配持分及び親会社の資本持分に帰属する包括利益合計の金額

(ii) 所有者としての立場での所有者との取引 (拠出及び分配など)

6.61 IAS 第1号の要求事項に加えて、基本的1株当たり利益及び希薄化後1株当たり利益 (IAS 第33号の要求事項を適用して計算) が、普通株式以外の資本性金融商品が普通株式に対するリターンに与える影響に関する若干の情報を提供する。しかし、当該情報は下記の理由で限定的である。

(a) 基本的1株当たり利益と希薄化後1株当たり利益の両方の計算に、普通株式以外の資本性金融商品の一部の影響が含まれるが、全部の影響は含まれない。例えば、これらの計算には、逆希薄化性の資本性金融商品の影響は含まれない。

(b) 1株当たり利益の計算の作業は財務業績の計算書の本体には表示されず、資本性金融商品の帳簿価額は更新されない。

(c) 包括利益合計の異なる種類の資本性金融商品への帰属に関する情報を提供する開示要求は少数しかない。

6.62 当審議会の予備的見解では、IAS 第1号で要求される情報は、資本合計及び資本の変動を普通株式と普通株式以外の資本性金融商品との間で分解することを要求するように改善すべきである。特に、包括利益合計の他の資本性金融商品への帰属を拡張することにより、資本性金融商品の異なる特性が資本性金融商品の間でのリターンの分配に与える影響に関して提供される情報が改善されるであろう。包括利益合計の残額は、他のすべての資本性金融商品に帰属させた後に、普通株式に配分されることになる。これらの目的上、普通株式とは、次のようなクラスの資本である<sup>96</sup>。

(a) 最劣後の請求権である。かつ、

(b) 清算時にのみ企業に経済的資源の移転を要求し、清算時に移転すべき経済的資源の金額は、より高順位の請求権がすべて充足された後に残る企業の清算時の純資産に対する比例的な取り分に等しい<sup>97</sup>。

6.63 他の資本性金融商品への帰属を拡張することの利点は、このような帰属が、単一の場所で、他のクラスの資本性金融商品があることが普通株式に与える影響を表示することである。その結果、リターンをすべての資本性金融商品に帰属させることにより、資本性金融商品が互いのリターンにどのように影響を与えるのかについての完全な像が提供されることになる。リターンを帰属させることにより、資本の各クラスの帳簿価額が、それに帰属させた包括利益合計の金額について更新され、そうした帳簿価額の変動を、非支配持分と同様に、持分変動計算書に表示することにもなる。このような要求は、第5章で論じたさまざまな資本の内訳項目の識別の改善と合わせて、資本性金融商品に関して提供される情報並びに資本性金融

<sup>94</sup> IAS 第1号の第54項(q)から第54項(r)参照。

<sup>95</sup> IAS 第1号の第106項参照。

<sup>96</sup> 普通株式には、清算時の優先度及び権利は同じであるが、議決権などの異なる権利を有している可能性のある複数のクラスが含まれている場合がある。

<sup>97</sup> 同様の特徴が、前身の FICE プロジェクトにおける基本的所有金融商品の定義において識別された。

## 資本の特徴を有する金融商品

商品に関する要求事項の首尾一貫性、完全性及び明瞭性を改善することになる。

- 6.64 当審議会の予備的見解では、包括利益合計のすべての資本性金融商品への帰属は、財務業績の計算書の本体で表示すべきである。
- 6.65 包括利益合計をさまざまな資本性金融商品にどのように帰属させるべきかを検討するにあたり、当審議会は IAS 第 33 号の既存の要求事項を出発点として考慮した。
- 6.66 本プロジェクトは IAS 第 33 号の要求事項の再検討はしていない。したがって、企業は IAS 第 33 号が現在要求している基本的 1 株当たり利益及び希薄化後 1 株当たり利益を引き続き開示することになる。さらに、本ディスカッション・ペーパーにおける帰属の要求事項案の目的は、IAS 第 33 号の目的と類似しているが、同一ではない。しかし、
- (a) 負債と資本の区別は IAS 第 33 号の要求事項と関連がある。したがって、本プロジェクトは IAS 第 33 号の結果的修正につながる可能性がある。
  - (b) 作成者には要求された情報を提供するためのコストが発生することになる。しかし、IAS 第 33 号を出発点として使用することにより、帰属の要求事項の適用のコストを低減するとともに IAS 第 33 号への影響も限定されることになる。

## 資本の各クラスに帰属させるべき金額の決定

- 6.67 当審議会は、包括利益合計の下記への帰属を検討した。
- (a) 普通株式以外の非デリバティブ資本性金融商品 (6.68 項から 6.69 項参照)
  - (b) デリバティブ資本性金融商品 (6.70 項から 6.91 項参照)

### 普通株式以外の非デリバティブ資本性金融商品

- 6.68 当審議会の予備的見解では、純損益及び OCI の合計の非デリバティブ資本性金融商品（例えば、非累積型優先株式や参加型資本性金融商品）への帰属は、IAS 第 33 号における基本的 1 株当たり利益の計算に従うべきである。IAS 第 33 号を適用すると、基本的 1 株当たり利益の分子は、親会社に帰属する純損益を、優先配当の税引後金額、優先株式の決済時に生じた差額及び資本性金融商品に分類された優先株式の他の同様の影響について調整することによって計算される。さらに、基本的 1 株当たり利益及び希薄化後 1 株当たり利益の計算の目的上、IAS 第 33 号には「参加型資本性金融商品」に関する要求事項がある (IAS 第 33 号の A13 項から第 14 項)。
- 6.69 したがって、非デリバティブ資本性金融商品についての帰属の要求事項は、企業が財務業績の計算書の本体において IAS 第 33 号を適用した基本的 1 株当たり利益の計算を表示することとなる。それにより、帰属の要求事項が 1 株当たり利益の計算と合致し、これらの帰属の要求事項のコストを低減させることになる。

### デリバティブ資本性金融商品

- 6.70 IAS 第 33 号を適用すると、希薄化後 1 株当たり利益は、基本的 1 株当たり利益をすべての希薄化性潜在普通株式<sup>98</sup>の影響について調整することによって計算される。しかし、IAS 第

<sup>98</sup> IAS 第 33 号は、「潜在的普通株式」を、その所有者に普通株式の権利を付与する可能性がある金融商品又はその他の契約と定義している。潜在的普通株式は、普通株式への転換により継続事業からの 1 株当たり利益が減少するか

33号は、企業のさまざまな資本性金融商品に関して限定的な情報しか要求していない。逆希薄化効果を有するオプション又はワラントの影響を開示するという具体的な要求がないからである。アウト・オブ・ザ・マネーである一部の売建オプション及びすべての買建オプションは、IAS第33号において逆希薄化効果を有する。

- 6.71 6.62項から6.63項で述べたように、帰属の要求事項の目的は、すべての資本性金融商品の間でのリターン分配に関する情報を提供することである。したがって、包括利益合計をすべての資本性金融商品に帰属させることにより、当該資本性金融商品が現時点で希薄化効果を有するの逆希薄化効果を有するのに関係なく、有用な情報が提供されることになる。
- 6.72 当審議会は、包括利益合計のデリバティブ金融商品への帰属を計算するための下記の3つのアプローチについて議論した。
- (a) 全面公正価値アプローチ — 純損益及びOCIの合計をデリバティブ資本性金融商品にそれらの公正価値の変動に基づいて帰属させ、残額を普通株式に帰属させる（6.74項から6.78項参照）。
  - (b) 期中平均アプローチ — 純損益及びOCIの合計をデリバティブ金融商品に期間中の相対的な平均公正価値を用いて帰属させる（6.79項から6.82項参照）。
  - (c) 期末アプローチ — 純損益及びOCIの合計をデリバティブ金融商品に間接的に帰属させる。これは、まず期末の相対的な公正価値を使用して期末現在のデリバティブ資本性金融商品及び普通株式の帳簿価額を帰属させることによって計算される。その後は、帰属金額は、帰属させた帳簿価額の期間ごとの変動に基づくことになる（6.83項から6.86項参照）。
- 6.73 当審議会は、帰属に対するどのようなアプローチも、情報を作成するための追加的なコストを伴うことを承知している。特に、3つのアプローチすべてが企業に資本性金融商品の公正価値を測定することを要求することになるが、それらの公正価値が観察可能ではない場合には、それは困難である可能性がある。したがって、当審議会は、このような資本性金融商品に関する情報を開示及びIAS第33号の要求事項のみを通じて提供することを作成者に要求するとした場合に、便益とコストのより良好なバランスが達成されるのかも検討した（6.87項から6.90項参照）。

#### 全面公正価値アプローチ

- 6.74 このアプローチを適用すると、各デリバティブ資本性金融商品は、各報告期間の末日現在の公正価値で測定され、当該デリバティブに帰属する包括利益合計は、期中における当該金融商品の公正価値の変動に等しくなる。普通株式は、各部分を各デリバティブ資本性金融商品に帰属させた後の包括利益合計の残額を受け取ることになる。
- 6.75 全面公正価値に基づく帰属の利点は、次のことである。
- (a) 負債に分類されるデリバティブについて提供されるのと同様の情報を提供することになる。したがって、すべてのデリバティブが金融資産又は金融負債に分類される分類アプローチ（普通株式のみを資本性金融商品に分類するアプローチなど）を適用して提供される情報と同様となる。

---

又は1株当たり損失が増加する場合には、希薄化性がある。

## 資本の特徴を有する金融商品

- (b) オプション契約の公正価値は、普通株式が発行される確率を反映することになる。これと対照的に、IAS 第 33 号を適用すると、希薄化後 1 株当たり利益の計算はオプションの本源的価値のみを反映する（すなわち、実質的には、オプションが直ちに行使されると仮定している）。
- (c) 公正価値測定は、デリバティブ資本性金融商品の帳簿価額の理解可能な測定基礎となる。
- 6.76 財務諸表利用者は、企業の普通株式の価値を見積るために、デリバティブ資本性金融商品の公正価値に関する情報も利用する可能性がある。例えば、この情報は資本への投資者とアナリストが、まず資本合計の価値を見積り、当該合計からデリバティブ資本性金融商品の公正価値を控除することによって、企業の普通株式の価値を見積るために使用することができる。
- 6.77 公正価値に基づく帰属の欠点は、次のことである。
- (a) デリバティブ資本性金融商品の公正価値の変動は、企業が当該評価へのインプット（例えば、行使価格）も開示している場合を除いて、当該金融商品に対するリターンについて大きな予測価値を有している可能性は低い。
- (b) デリバティブ金融商品の公正価値の変動の合計が、包括利益合計を上回る場合がある。これは、デリバティブ資本性金融商品と普通株式の両方に対するリターンが正である場合でも、負の金額を普通株式に帰属させる結果となる（6.12 項(b)における同様の課題も参照）。
- (c) 普通株式についての企業の株価収益率や株価純資産比率を歪める可能性がある（6.91 項の後の設例参照）。
- 6.78 全面公正価値アプローチとは異なり、期中平均アプローチ（6.79 項から 6.82 項参照）及び期末アプローチ（6.83 項から 6.86 項参照）は、ともに相対的な公正価値に基づいている。したがって、不完全な認識と混合測定の影響を緩和することになる。企業の認識された純資産又は認識された純資産の変動に基づくことになり、公正価値に基づく帰属のアプローチに関する懸念（6.77 項(b)参照）が緩和されるからである。

### 期中平均アプローチ

- 6.79 期中平均アプローチを適用すると、企業は、デリバティブ資本性金融商品に帰属する包括利益合計の金額を次のように計算することになる。
- (a) 当該デリバティブ資本性金融商品についての比率を、当期の平均公正価値と、すべてのデリバティブ資本性金融商品及び普通株式の当期の平均公正価値との比較として計算する。
- (b) (a)における比率を当期の包括利益合計に乗じる。
- 6.80 期中平均アプローチの背後にある根拠は、企業の当期の包括利益合計を割り振るために期中平均公正価値比率を使用するということである。その目的は、財務諸表利用者が IAS 第 33 号を適用して計算される希薄化後 1 株当たり利益と同様の方法で使用することができる帰属金額を達成することである。1 株当たり利益の計算と同様に、このアプローチを適用してデリバティブ資本性金融商品及び普通株式に帰属させた金額は、それらの公正価値に比例的となる。したがって、包括利益合計が正である場合に負の金額を帰属させること（及びその逆）は可能ではないことになる。

- 6.81 期中平均アプローチは、普通株式及びデリバティブ資本性金融商品に対する当期のリターンを、帰属に対する他のアプローチよりも適切に描写する可能性がある。このアプローチは、デリバティブ資本性金融商品を、当期中の相対的な平均公正価値に基づいて普通株式同等物として扱うことになるからである（6.91 項の後の設例参照）。このようなアプローチは、IAS 第 33 号を適用した希薄化後 1 株当たり利益の計算のために要求される追加的な希薄化性株式の計算と類似している。しかし、期中平均アプローチは、デリバティブ資本性金融商品の行使価格の代わりに公正価値を使用しており、報告日現在で希薄化効果のある金融商品に限定されていない。
- 6.82 期中平均アプローチを適用した後に普通株式に帰属させた金額は、希薄化後 1 株当たり利益と同様、頻繁に使用される利益比率へのインプットとして、及び利益乗数（例えば、普通株式の株価収益率）を計算する目的のためのインプットとして利用できる。6.91 項の後の設例において、期中平均アプローチを用いて計算した普通株式についての株価収益率は、普通株式の価格の普通株式に帰属する包括利益合計の比率を、おそらくは正確に反映している。このアプローチは、希薄化後 1 株当たり利益とは異なり、希薄化効果と逆希薄化効果の両方を考慮に入れることになるからである。しかし、期中平均アプローチは、期末の帳簿価額に関する有用な情報を提供しない可能性がある。

#### 期末アプローチ

- 6.83 期末アプローチを適用すると、企業はデリバティブ資本性金融商品に帰属する包括利益合計の金額を次のように計算することになる。
- (a) 各デリバティブ資本性金融商品についての比率を、期末現在のその公正価値と期末現在のすべてのデリバティブ資本性金融商品及び普通株式の公正価値との比較として計算する。
  - (b) (a)の比率をすべてのデリバティブ資本性金融商品及び普通株式（すなわち、他の非デリバティブを除外する）に帰属する資本の帳簿価額の合計に乗じて、当該デリバティブに配分すべき帳簿価額を計算する。
  - (c) デリバティブ資本性金融商品の帳簿価額を(b)の金額と同額となるように更新するために必要とされる帰属の金額を計算する。
- 6.84 期末アプローチの根拠は、資本の期末帳簿価額をさまざまなデリバティブ資本性金融商品及び普通株式の間で再配分して、期末の公正価値比率を反映するようにすることである。したがって、期末アプローチは、期末現在の資本の異なる内訳項目の合計の相対的な帳簿価額を、他のアプローチよりも適切に描写する可能性がある。
- 6.85 財務諸表利用者は、このような情報を、普通株式の簿価比率（例えば、普通株式の株価純資産比率）を計算するために使用することができる。6.91 項に示した設例において、このアプローチを用いて計算される普通株式の株価純資産比率は、普通株式の価格の普通株式に帰属する帳簿価額に対する比率を相対的公正価値ベースで表現している。
- 6.86 しかし、期末アプローチは期中におけるリターンの分配を正確に描写しない可能性がある。デリバティブ資本性金融商品の帳簿価額の変動には、キャッチアップ及び他の修正が含まれることになるからである。これらが生じるのは、普通株式以外の資本性金融商品は公正価値で発行されるが、当該発行前の資本の帳簿価額は、通常は資本性金融商品の公正価値とは異なるからである。これは、資本性金融商品が発行された期間における当該資本性金融商品の

## 資本の特徴を有する金融商品

キャッチアップ修正を生じさせる（6.91 項の後の設例中の追加のコメント参照）。

### 開示のみ

- 6.87 包括利益合計を資本デリバティブに帰属させるどのアプローチにもコストと複雑性があることを考えて、当審議会は、普通株式に対するデリバティブ資本性金融商品の影響に関する十分な情報が、希薄化後 1 株当たり利益及び他の開示によって提供できるかどうかを検討した。本ディスカッション・ペーパーは、潜在的な希薄化に関する開示について、第 7 章の 7.13 項から 7.25 項で論じている。それらの開示は、すべての潜在的希薄化性金融商品に適用され、財務諸表利用者が要望している情報の一部を提供することができる。
- 6.88 さらに、資本性金融商品に関するより多くの情報を求める利用者の要望に対応するため、IFRS 第 7 号における金融負債の公正価値に関連した開示要求を、普通株式以外の資本性金融商品に拡張することが考えられる。この情報は、財務諸表利用者が異なる持分請求権の間でのリターンの分配を理解するのに役立つ可能性がある。また、企業自身の資本に係るデリバティブについて、それらが金融資産、金融負債又は資本性金融商品のいずれに分類されるのかに関係なく、同様の情報が提供されることにもなる。
- 6.89 新たな開示はどれでも、作成者が公正価値情報を収集し作成することが必要となるため、コスト負担が生じることになる。しかし、当審議会は次のように考えた。
- (a) IFRS 第 7 号は、現在、デリバティブ資本性金融商品と類似したリスクを有する金融負債（現金決済される企業自身の資本に係るデリバティブなど）の公正価値に関する開示を要求している。したがって、資本デリバティブの公正価値の算定は、類似したリスクを有する金融負債よりも困難又は高コストとなることはないはずである。
  - (b) 当該開示は、IFRS 第 2 号が持分決済型の株式に基づく報酬について要求している開示及び IFRS 第 13 号が要求している公正価値に関する開示に類似したものとなる。
- 6.90 しかし、開示ベースのアプローチの欠点の一部は次のことである。
- (a) 開示は資本性金融商品に分類されるデリバティブの公正価値に関する情報を提供するが、そうしたデリバティブが資本性金融商品の間でのリターンの分配に与えた影響の全体を示すものとはならない。
  - (b) 開示は、6.74 項から 6.86 項で論じた他のアプローチほどには、他のクラスの資本が普通株式に与える影響に関するより良い情報を求めた財務諸表利用者からの要望に対応するものとはならない。希薄化後 1 株当たり利益及び公正価値に関する開示は、帰属ほどには完全な情報を提供しない。2.43 項で述べたように、当審議会は、一部の財務諸表利用者が狭い資本アプローチを支持する 1 つの理由は、当該アプローチを適用すれば普通株式以外のすべての請求権について同じ情報を提供することになるからであると考えている。特に、財務諸表利用者は、財政状態計算書の本体での請求権から普通株式への分析に関心がある。開示のみのアプローチは、こうした利用者が要望している情報を提供する可能性が低い。

### デリバティブについての帰属アプローチの設例

- 6.91 下記の設例は、6.74 項から 6.86 項で論じたさまざまな帰属アプローチを例示している。



20X0年1月1日に、ある企業がCU149,266の純資産を認識した。この企業の資本は下記で構成されている。

- 合計入金額CU100,000で発行された普通株式100,000株及び利益剰余金CU18,667
- 20X0年1月1日に入金額CU30,599で発行された、資本に分類される100,000個のワラント

ワラントは下記の条件を有している。

- 行使日は20X1年12月31日（それより早く行使できない）
- ワラント保有者が行使できる
- 行使価格は1株当たりCU1.70
- 行使した場合には100,000株が引き渡される

20X0年12月31日終了年度中に、企業は包括利益合計CU16,419を認識した。

その他の関連情報：

20X0年1月1日現在の株式の市場価格	1株当たりCU1.78
20X0年12月31日現在の株式の市場価格	1株当たりCU1.95
20X0年1月1日現在のワラントの公正価値	CU30,599
20X0年12月31日現在のワラントの公正価値	CU34,719

単位：CU	公正価値アプローチ	期中平均アプローチ	期末アプローチ
20X0年12月31日終了年度の包括利益合計	16,419	16,419	16,419
下記に帰属：			
ワラント <sup>(a)</sup>	4,120	2,447	(5,558)
普通株式 <sup>(b)</sup>	12,299	13,972	21,977
20X0年1月1日現在の普通株式に帰属する資本の帳簿価額	118,667	118,667	118,667
20X0年12月31日現在の普通株式に帰属する資本の帳簿価額	130,966	132,639	140,644
株価純資産比率	149% (1株当たりCU1.95 ×100,000株/ CU130,966)	147% (1株当たりCU1.95 ×100,000株/ CU132,639)	139% (1株当たりCU1.95 ×100,000株/ CU140,644)
普通株式に帰属する金額/ 発行済株式総数	1株当たり0.123 (12,299 / 100,000)	1株当たり0.140 (13,972 / 100,000)	1株当たり0.220 (21,977 / 100,000)
株価収益率	15.9	13.9	8.9
IAS第33号を適用した 希薄化後1株当たり利益 <sup>(c)</sup>	1株当たり0.151 (16,419 / 108,847)		
株価収益率 (希薄化後1株当たり利益)	12.9		

(a) 当期の純損益の合計とワラントに帰属させた金額との差額として計算される。

(b) 帰属させた金額は、それぞれのアプローチにおいて次のように計算されている。

<b>公正価値アプローチ</b>
ワラント：ワラントの公正価値の変動に基づく (CU34,719 - CU30,599 = CU4,120)

資本の特徴を有する金融商品

期中平均アプローチ	
当期のワラント及び普通株式の平均公正価値 (便宜上、単純平均に基づく)	
普通株式 (100,000 × (1.78 + 1.95) / 2)	CU186,500
ワラント ((30,599 + 34,719) / 2)	<u>CU 32,659</u>
公正価値合計	CU219,159
ワラントの相対的な平均公正価値 = 32,659 / 219,159	
純利益合計	CU16,419
ワラントに帰属する純利益合計 (相対的な平均公正価値に基づく) (CU16,419 × 32,659 / 219,159)	CU2,447
<i>注釈</i>	
ワラントに帰属させた金額 CU2,447 は、ワラントの代わりに追加の普通株式 17,512 (32,659 / 1,865) 株が発行済となっていたとした場合に帰属させていたであろう金額と同じ金額である。この 17,512 株の追加株式は、当期中のワラントの平均公正価値と交換に発行される株数となる。期中平均アプローチに基づく帰属後のワラントの更新後の帳簿価額は、CU33,046 (CU30,599 + CU2,447) となる。この金額は、それ自体でも普通株式の帳簿価額との関連でも、意味を持たない。	

期末アプローチ	
当期末現在のワラント及び普通株式の公正価値	
普通株式 (100,000 × 1.95)	CU195,000
ワラント	<u>CU 34,719</u>
公正価値合計	<u>CU229,719</u>
ワラントの相対的な平均公正価値 = 34,719 / 229,719	
期末現在の帰属させるべき純資産 (118,667 + 30,599 + 16,419)	<u>CU165,685</u>
ワラントに帰属する純資産 (相対的な公正価値に基づく) (CU165,685 × 34,719 / 229,719)	CU25,041
ワラントの期首帳簿価額	<u>CU30,599</u>
ワラントに帰属する純利益合計	<u>(CU5,558)</u>
<i>注釈</i>	
ワラントに帰属させた金額は (CU5,558) で、これは帳簿価額を CU30,599 から CU25,041 に修正するために必要となる金額である。ワラントの期首帳簿価額 CU30,599 は、ワラントの発行時の公正価値であり、相対的な公正価値ではない。したがって、帳簿価額の更新 (CU5,558) には、当期における他の変動に加えて、相対的な公正価値を得るための帳簿価額の再修正から生じた金額が含まれている。	

(c) IAS 第 33 号を適用した希薄化後 1 株当たり利益は次のように計算される。

IAS 第33号を適用した希薄化後1株当たり利益	
加重平均株式数	100,000

加算：仮定されるワラントの転換による希薄化性潜在普通株式	8,847
調整後の加重平均株式数	108,847
ワラントの行使による希薄化性潜在普通株式	
= 100,000 - 91,153 = 8,847	
CU1.70 (行使価格) × 100,000 株 = CU170,000	
CU170,000 / CU1.865 (平均株価) = 91,153 株	

### 予備的見解の要約及びコメント提出者への質問

- 6.92 当審議会は、純損益及び OCI を普通株式以外のすべての資本性金融商品に帰属させることは、財務諸表利用者に有用な情報を提供する可能性があると考えている。普通株式以外の非デリバティブ資本性金融商品の場合には、帰属計算は IAS 第 33 号における基本的 1 株当たり利益の既存の計算に従うべきであるが、これらの金額は財務業績の計算書の本体に表示すべきである。しかし、デリバティブ資本性金融商品の場合には、当審議会は、3 つのアプローチのうちどれが、コストと財務諸表利用者に提供される情報の改善という便益とを最もよくバランスさせることになるのかに関して、予備的見解を有していない。
- 6.93 帰属計算が IAS 第 33 号における 1 株当たり利益の計算と整合的であったならば、リターンの分配に関するこのような情報を作成することの増分コストは最小限となるであろう。しかし、財務諸表利用者は、デリバティブ資本性金融商品に関して、IAS 第 33 号の現在の要求事項で要求されている情報よりも良い情報を要望しており、これには追加的なコストが伴うことになる。
- 6.94 当審議会の予備的見解では、
- (a) 全面公正価値アプローチは、デリバティブ資本性金融商品に関して、分類に対する狭い資本アプローチで提供される情報と同等の情報を提供することになる。これはデリバティブ資本性金融商品に関する理解可能な情報を提供することになる。しかし、このアプローチの 1 つの欠点は、普通株式に最終的に帰属する金額に関する不完全な認識及び混合測定の影響を増幅することである (6.77 項(b)参照)。
  - (b) 相対的な公正価値に基づく帰属の計算への考え得るアプローチは、全面公正価値アプローチの欠点のいくつかを軽減する。しかし、これらのアプローチも高コストとなる。普通株式の公正価値がインプットとして必要となるからである。また、期中平均アプローチは、平均を計算するための追加的なデータの必要があるため、期末アプローチよりも高コストとなる。
  - (c) 相対的な公正価値に基づく計算の実施は、帳簿価額及び帰属させる金額が、個々の資本性金融商品の単独での具体的な測定属性を表さない結果を生じることになる。
  - (d) しかし、相対的な公正価値アプローチは、計算に使用するアプローチによっては、財務諸表利用者に、株価簿価比率の計算及び株価収益率などの利益乗数の計算のためのより良い情報を提供することになる。
- 6.95 資本デリバティブに関する帰属に対するいかなるアプローチもコスト及び複雑性があることを考慮して、当審議会は、その代わりにデリバティブ資本性金融商品の影響に関する情報の希薄化後 1 株当たり利益を通じての提供に引き続き焦点を当て、他の開示を改善すべきかどうかを検討した (7.13 項から 7.25 項参照)。当審議会の考えでは、開示の改善には、IFRS

## 資本の特徴を有する金融商品

第7号における公正価値の開示要求のデリバティブ資本性金融商品への拡張が伴うことになる。このようなアプローチの追加的な欠点は次のことである。

- (a) 当該開示は、資本性金融商品に分類されるデリバティブ及び非デリバティブが普通株式に帰属する利益に与える影響の全体を示さないであろう。
- (b) 当該アプローチは、他のクラスの資本が普通株式に与える影響に関するより良い情報を求める財務諸表利用者からの要望への十分な対応とはならないであろう。

### 質問 8

当審議会の予備的見解は、収益及び費用の帰属を普通株式以外の一部の資本性金融商品に拡張することは、財務諸表利用者が資本性金融商品の間でのリターンの分配を評価する上で有用となるというものである。これに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

当審議会の予備的見解は、非デリバティブ資本性金融商品の帰属はIAS第33号における既存の要求事項に基づくべきであるというものである。これに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

当審議会は、デリバティブ資本性金融商品についての帰属アプローチに関して予備的見解を形成しなかった。しかし、当審議会は下記を含むさまざまなアプローチを検討した。

- (a) 全面公正価値アプローチ (6.74 項から 6.78 項)
- (b) 期中平均アプローチ (6.79 項から 6.82 項)
- (c) 期末アプローチ (6.83 項から 6.86 項)
- (d) 帰属を要求しないが、6.87 項から 6.90 項で導入し 7.13 項から 7.25 項で開発した開示を使用する。

どのアプローチが、コストと財務諸表利用者に提供される情報の改善という便益とを最もよくバランスさせると考えるか。

## 第7章 — 開示

- 7.1 さまざまな協議に対する回答において、財務諸表利用者は、資本性金融商品に関して並びに清算時の金融負債及び資本性金融商品の優先順位に関して、より多くの情報を提供することを作成者に要求することを一貫して要望してきた。
- 7.2 金融負債及び資本性金融商品に関する開示をどのように改善すべきかに関する予備的見解を開発するにあたり、当審議会は次のことを行った。
  - (a) 財務諸表利用者が審議会の他の協議に対する回答において負債及び資本に関して要望した情報をレビューした。
  - (b) 利用者の情報ニーズを満たし、当審議会の選好するアプローチの分類及び表示の要求事項を支えるために、どのような情報を開示を通じて伝えることができるのかを検討した。
  - (c) IFRS 基準における開示要求について、それらが改善できるか、又は、有用な情報を提供していない場合に削除ができるのかどうかを検討した。例えば、資本性金融商品につ

いての考え得る帰属の要求事項は、優先株式に対する配当に関する一部の情報（IAS 第1号の第137項で要求している開示など）の必要性を減少させる可能性がある。

- 7.3 7.2 項に記述した活動に基づいて、当審議会は、金融負債及び資本性金融商品に関する開示要求に対する下記の考え得る改善を識別した。
- (a) 清算時の優先度（7.4 項から 7.12 項）
  - (b) 普通株式の潜在的な希薄化（7.13 項から 7.25 項）
  - (c) 契約条件（7.26 項から 7.29 項）

### 清算時の優先順位

- 7.4 第2章（2.30 項）で論じたように、清算時の金融負債及び資本性金融商品の優先度に関する情報は、貸借対照表ソルベンシー及びリターンのより詳細な評価を財務諸表利用者が行うのに役立つであろう。その評価とは、例えば、経済的資源及びリターンの考え得る余剰又は不足が各請求権の間でどのように配分されるのか（通常、ウォータフォールと呼ばれる）を決定することである。IFRS 基準は、現在、金融負債及び資本性金融商品の優先度に関して特定の情報を要求していない。
- 7.5 財務諸表利用者は、企業の清算時における金融負債及び資本性金融商品の優先度に関して、より多くの情報を求めてきた。例えば、以前の協議に対してのコメント提出者である利用者の多くが、証券取引委員会が米国市場における証券の新規上場について Form S-1 で要求している「資本構成明細表」と同様の開示要求を提案していた。こうした開示は、企業の資本構成を単一の場所（別の様式の方が適切な場合以外は、表）で提供し、財務諸表利用者がこの情報を複数の情報源から編集する必要性を軽減している。
- 7.6 6.8 項から 6.9 項で論じたように、当審議会の予備的見解は、金融負債及び資本性金融商品を優先度の順に示すことが有用となるというものである。当審議会は、企業はこの情報を財政状態計算書の本体又は財務諸表注記のいずれかで提供することを選択できると考えている。
- 7.7 企業は、複数の金融商品が同じレベルの優先度を有していることが金融商品の契約条件で示されている場合には、金融商品をグループにまとめることが認められる。その目的は、金融負債及び資本性金融商品の相対的な順番に関する情報を財務諸表利用者に提供することである。その目的は、仮想的な清算における当該金融負債及び資本性金融商品の価値を描写することではない。
- 7.8 提供される情報には、次のものが含まれる可能性がある。
- (a) すべての金融負債及び資本性金融商品の優先度の順による一覧表
  - (b) 金融負債及び資本性金融商品の各グループ又は各区分について、下記に関する情報
    - (i) 企業の資本構成の中での優先度を示す契約条件（例えば、清算優先権、保証の存在、担保、及び契約間の優先度を設定する可能性のある他の支払条件）
    - (ii) 優先度の変更を生じさせる可能性のある契約条件（例えば、転換特性や条件付特性）
    - (iii) 約束されたリターン、及び／又は配当その他の分配に対する権利を示す契約条件

## 資本の特徴を有する金融商品

(iv) 企業の経済的資源及びリターンに対する取り分に対しての所有者の権利に影響を与える可能性のある他の契約上の特性

(c) 金融商品のいずれかのグループの優先度の変化がある場合には、当該変化の理由に関する情報（例えば、関連性のある契約条件又は状況の変化）

7.9 7.8 項(a)の情報を表で提供すると、7.5 項で論じた資本構成明細表と同様の表示となる。例えば、

優先順位	20XX年1月1日現在 単位：百万CU
優先担保付ローン	X
上位劣後担保付ローン	X
下位劣後債券	X
<b>負債合計</b>	<b>XX</b>
非累積型優先株式	X
普通株式	X
<b>資本合計</b>	<b>XX</b>
<b>資本構成合計</b>	<b>XXX</b>

7.10 7.8 項に記述した情報を提供するためには、企業は、金融商品の契約条件を分析して各金融商品の他の金融商品との比較での優先度を決定することが必要となる。当審議会は、金融商品の優先度を決定する際のいくつかの課題を識別した。例えば、

(a) 特定の金融商品の優先度が、それ自体の契約条件と他の金融商品の契約条件との組合せで決定される場合がある。

(b) 優先度が企業のグループ構成の影響を受ける可能性がある（例えば、請求権が特定の子会社に対するものである場合）。

(c) ある金融商品の優先度が、不確実な将来事象を条件としている場合がある。

(d) この開示を金融商品に限定して、IAS 第 32 号の適用対象範囲外の非金融負債に同じ開示を適用しないことは、開示の有用性を低下させる可能性がある。

7.11 こうした課題はあるが、当審議会は、金融負債及び資本性金融商品の優先度に関する情報がない場合には、財務諸表利用者は自分で評価を行うことが必要となり、これは限定的な情報に基づいて仮定を行うことを要求することになると考えた。企業の金融負債及び資本性金融商品の優先度に関する情報は、たとえそうした情報が若干の制約付きで作成される場合であっても、財務諸表利用者にとって有用となる。そうした制約には、仮定を単純化することや、この情報の提供を特定の金融商品についてのみ要求すること（親会社の（又は親会社に対する）金融負債及び資本性金融商品に限定するなど）が含まれる可能性がある。

7.12 当審議会は、金融負債に含める金額を、財政状態計算書において表示される帳簿価額、IFRS 第 7 号で要求している公正価値金額、又はその両方とすべきかどうかに関して議論したが、予備的見解には至らなかった。当審議会は、異なる目的には異なる測定基礎が有用となる可能性があることに留意した。

## 普通株式の潜在的な希薄化

- 7.13 希薄化に関する若干の情報が、IAS 第 33 号が要求している希薄化後 1 株当たり利益の開示において現在提供されている。しかし、財務諸表利用者は、IAS 第 33 号は希薄化を狭く定義しているため、そのような情報は特定の評価について有用ではないという考えを示してきた。具体的には、財務諸表利用者は、IAS 第 33 号における希薄化の定義は不完全であると述べている。潜在的普通株式に希薄化効果があるとみなされるのは、潜在的普通株式が継続事業からの 1 株当たり利益<sup>99</sup>を減少させる（又は 1 株当たり損失を増加させる）場合のみであるからである。当審議会は、IAS 第 33 号には他の限界もあると考えた。特に、IAS 第 33 号はイン・ザ・マネーである資本性金融商品の影響のみを考慮している。したがって、財務諸表利用者は、報告日現在でアウト・オブ・ザ・マネーである資本性金融商品がイン・ザ・マネーになった場合に、どれだけの潜在的普通株式が発行される可能性があるのかを決定することができない。
- 7.14 さらに、財務諸表利用者は、IAS 第 33 号を適用した普通株式の加重平均株式数の計算に関する情報の不足を指摘した。例えば、下記の情報は開示することが具体的に要求されていない。
- (a) 期末現在の潜在的に発行済みの普通株式の総数
  - (b) 将来において基本的 1 株当たり利益を希薄化させる可能性のある金融商品を決済するために発行される可能性があるが、表示している期間については逆希薄化効果があるため計算から除外された普通株式の数
- 7.15 IAS 第 1 号は、株式資本の各クラスについて、期首現在と期末現在の発行済株式総数の調整表を開示することを企業に要求している。しかし、IAS 第 1 号も IAS 第 33 号も、企業の既存の権利及び義務から生じる期末時点の発行済株式数の潜在的な変動に関する情報の提供を企業に要求していない。
- 7.16 IAS 第 1 号及び IAS 第 33 号の限界を考えて、当審議会の予備的見解では、普通株式の潜在的な希薄化に関するより多くの情報を、財務諸表利用者のニーズを満たすために提供すべきである<sup>100</sup>。このような情報は、リターンの普通株式への分配、企業が過去に事業の資金をどのように賄ってきたのか、企業の資本構成が将来どのように変化する可能性があるのかを財務諸表利用者が理解するのに役立つであろう。このような潜在的な希薄化に関する情報は、企業の普通株式に対する現在の及び潜在的な投資者にとって有用である。
- 7.17 当審議会がこれらの情報ニーズの一部に対処することを検討した 1 つの方法は、財務諸表の本体（持分変動計算書を含む）での表示の改善を通じてのものである。第 6 章の 6.60 項から 6.95 項で論じたように、普通株式以外の資本性金融商品についての潜在的帰属アプローチは、企業が残りの包括利益合計を普通株式に帰属させる結果を生じることになる。したがって、普通株式は帰属を適用した後の最終的な残余となる。潜在的な希薄化に関する情報は、当審議会がそうした帰属の要求事項を進めない場合には、なおさら重要となるであろう。第 6 章で論じたように、財務諸表注記での開示は、普通株式以外の資本性金融商品についての潜在的帰属の要求事項の補足又は代用となる可能性がある。

<sup>99</sup> IAS 第 33 号の第 42 項によると、企業は潜在的普通株式が希薄化効果を有するのか逆希薄効果を有するのかを確かめるために、親会社に帰属する継続事業からの純損益を判定用数値として使用する。

<sup>100</sup> 本ディスカッション・ペーパーにおいては、潜在的な希薄化とは、金融商品の決済の結果としての普通株式の発行済株式数の実際の又は潜在的な増加である。

## 資本の特徴を有する金融商品

- 7.18 潜在的な希薄化に関する情報に加えて、財務諸表利用者は、普通株式の新規発行が既存の株主の議決権に与える影響に関する情報も要望した。議決権に関するそのような情報は、希薄化に関する情報とともに提供される可能性がある。
- 7.19 7.13 項から 7.18 項に基づいて、当審議会の予備的見解では、財務諸表注記における潜在的な希薄化に関する追加的な開示は有用であろう。財務諸表利用者は、希薄化分析の様式についてさまざまな選好を示してきた。当審議会は、それらのさまざまな様式の利点を検討するのではなく、有用となるであろう具体的な情報の識別に焦点を当てた。
- 7.20 当審議会の選好するアプローチを適用すると、普通株式を引き渡すデリバティブは、金融資産、金融負債又は資本性金融商品に分類される可能性がある。したがって、普通株式に対するリターンは、資産若しくは負債又は資本性金融商品に分類される金融商品によって希薄化される可能性がある。固定された現金金額と同額の可変数の株式を引き渡すことによって決済される金融負債の潜在的な希薄化は、無制限である。これと対照的に、固定数の株式を引き渡すことによって決済される資本性金融商品（固定対固定のワラントなど）の潜在的な希薄化は、限定的である。
- 7.21 目的は、普通株式の発行によって決済される可能性のある金融商品から生じる普通株式の潜在的な希薄化を財務諸表利用者が評価するのに役立つ情報を企業が提供することである。IAS 第 33 号の限界に対処するため、これらの財務諸表注記における開示は、普通株式の発行済株式数の潜在的な増加から生じる可能性のある希薄化に関する情報を提供することになる。
- 7.22 開示目的を満たすための情報には、次のものは含まれる可能性がある。
- (a) 普通株式を希薄化させる可能性のあるすべての金融商品の各報告期間末現在の一覧表
  - (b) 潜在的に希薄化効果のある金融商品の各グループについての下記の情報
    - (i) 契約条件（決済のために要する普通株式の数がどのように決定されるのかを含む）
    - (ii) 株式決済の日付
    - (iii) 決済時に引き渡される株式の数（報告期間の末日現在の状況に基づく）
  - (c) 当期中の普通株式の発行済株式数の増減及び追加的な潜在的普通株式の最大数<sup>101</sup>の増減の調整表（下記の項目を含む）
    - (i) 報告期間の期首現在及び期末現在の発行済みの普通株式及び追加的な潜在的普通株式の総数
    - (ii) 普通株式及び追加的な潜在的普通株式の数の変動の発生源（例えば、株主割当発行、株式分割、ワラント発行など）
    - (iii) 普通株式の発行済株式数の変動を生じさせた決済日
    - (iv) 株式買戻し計画の詳細

### 希薄化の開示の設例

<sup>101</sup> 株式決済を要求しているすべての金融商品の転換を仮定



7.23 下記の設例は、7.22 項で論じた開示を例示している。

下記の表は、発行済みの普通株式数と発行される可能性のある追加的な潜在的普通株式の最大数の当期中の変動の調整表を例示している。

	発行済みの普通株式	追加的な潜在的普通株式 の最大数
20X1年1月1日	5,000,000	900,000 <sup>(a)</sup>
20X1年1月1日 ワラントの発行	-	600,000
20X1年3月1日 普通株式の現金での発行	200,000	-
20X1年6月1日 社債の転換	20,000	(20,000) <sup>(b)</sup>
20X1年9月1日 ワラントの行使	400,000	(400,000) <sup>(c)</sup>
20X1年12月31日	<u>5,620,000</u>	<u>1,080,000</u>

(a) 20X0年の第2四半期に発行された転換優先株式に係る800,000、及び20X0年の第4四半期に発行された転換社債に係る100,000を含んでいる。

(b) 転換された社債は、もはや潜在的な希薄化の発生源とはならない。したがって、社債の転換は潜在的普通株式の数を減少させる。

(c) 行使されたワラントは、もはや潜在的な希薄化の発生源とはならない。したがって、ワラントの行使は潜在的普通株式の数を減少させる。

7.24 7.22 項で論じた開示のために必要とされる情報の大半は、すでに1株当たり利益の計算のために要求されている (IAS 第33号を適用している企業の場合)。さらに、当審議会は、7.22 項で論じた開示を既存の開示 (例えば、IAS 第1号で要求している発行済株式数に関する開示) と統合することもできると考えている。これらの開示は、第6章で検討した帰属の代替案のいずれかに対する補足として有用となるはずである。これらの開示は、当審議会が帰属の代替案のうち1つを進めない場合には、帰属の代替としてさらに不可欠となるであろう。

7.25 この開示は、すべての潜在的に希薄化効果のある金融商品の要約を示すことになる。そうした情報は、リターンの各資本性金融商品の間での分配及びこれが将来においてどのように変化する可能性があるのかを財務諸表利用者が評価するのに役立つであろう。

## 契約条件

7.26 金融負債及び資本性金融商品の契約条件に関する情報は、財務諸表利用者が第2章で識別した評価の両方や、さまざまな将来のシナリオにおけるリターンの分配などの他の評価を行うのに役立つであろう。

7.27 当審議会の予備的見解では、キャッシュ・フローの金額及び時点に影響を与える金融負債及び資本性金融商品の契約条件に関する追加的な情報を提供すべきである。そうした情報には、下記のものが含まれる可能性がある。

- (a) 決済金額の決定に関連性のある契約条件。そうした契約条件には、金融商品の元本金額、金利、指数、及び決済金額が企業の利用可能な経済的資源に依存しているかどうか、ま

## 資本の特徴を有する金融商品

た、どのように依存しているのか（株価との連動など）、並びにオプション及び偶発事象の影響が含まれる可能性がある。

(b) 決済の時点（オプション及び偶発事象の影響を含む）

7.28 本ディスカッション・ペーパー（7.8 項及び 7.22 項参照）において、当審議会は、金融商品の優先度又は普通株式を希薄化させる可能性に影響を与える契約条件に関して開示すべき特定の情報を識別した。利用者のフィードバックは、契約条件に関する開示を財務諸表注記において単一の場所で提供すべきであることを示している。

7.29 当審議会は、この情報の集約は、開示の適用対象範囲に含まれる多数の金融商品を企業が有している場合には困難となる可能性があることを承知している。当審議会は、この情報の示し方に対して複数の考え得るアプローチがあることに留意している。将来キャッシュ・フローについての企業の見通しに対して与える可能性のある影響に応じて金融商品のセットを階層化することや、それらの生じ得る影響の重大性に基づいた異なる開示を要求することなどである。当審議会がこの開示要求を最終確定することを決定する場合には、当審議会は、企業が他の要求事項によって提供することをすでに要求されている情報を考慮する。

## コメント提出者への質問

### 質問 9

当審議会の予備的見解は、下記の情報を財務諸表注記において提供することは財務諸表利用者にとって有用であろうというものである。

(a) 清算時における金融負債及び資本性金融商品の優先度に関する情報（7.7 項から 7.8 項参照）。企業は、財政状態計算書の本体又は注記のいずれかにおいて、金融負債及び資本性金融商品を優先度の順に表示することを選択できる（6.8 項から 6.9 項参照）。

(b) 普通株式の潜在的な希薄化に関する情報。こうした開示には、普通株式のすべての潜在的な発行についての潜在的な希薄化が含まれる（7.21 項から 7.22 項参照）。

(c) 契約条件に関する情報は、金融負債と資本性金融商品の両方について、財務諸表注記において提供すべきである（7.26 項から 7.29 項参照）。

当審議会の予備的見解に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

7.10 項及び 7.29 項で識別した課題を克服する有用な情報を財務諸表利用者に提供するために、当審議会の提案をどのように改善するか。

当審議会が開示に関する予備的見解を開発する際に考慮すべきだとコメント提出者が考える他の課題はあるか。

## 第 8 章 — 契約条件

8.1 本プロジェクトの焦点は、IAS 第 32 号の適用対象範囲に含まれる金融商品に限定されている。3.3 項で述べたように、IFRS 基準におけるすべての金融商品の定義（金融資産、金融負債及び資本性金融商品の定義を含む）は、契約から生じる権利又は義務に言及している。IAS 第 32 号の第 13 項は次のように述べている。

本基準では、「契約」及び「契約上の」という用語は、通常、法律により強制可能であるという理由により、当事者には回避する自由裁量が（仮にあっても）ほとんどないという明確な経済的効果のある複数の当事者間の合意を指している。契約（したがって金融商品も）は、さまざまな形態をとるものであり、文書である必要はない。

8.2 しかし、権利及び義務が契約条件から生じているのか、それとも何か他の仕組みから生じているのかを判定することは、場合によっては困難である可能性がある。当審議会は次のことを検討した。

(a) 経済的強制及び間接的な義務（8.4項から8.26項）

(b) 契約と法律の関係（8.27項から8.36項）

8.3 当審議会の予備的見解では、当審議会の選好するアプローチは、金融商品の**契約条件**によって設定された権利及び義務（契約条件を通じて間接的に設定されている義務を含む）に適用すべきである。これはIAS第32号の要求事項と整合的である。発行者が権利を行使する意思決定に影響を与える可能性のある経済的インセンティブは、金融商品を金融負債又は資本性金融商品に分類する際には考慮されない。

### 経済的強制及び間接的な義務

8.4 金融商品の中には、代替的な決済結果の間で選択する権利を保有者に与えるのではなく、企業（発行者）に与えるものがある。例えば、その方法が唯一の可能な結果だったとした場合には負債の定義を満たすような方法で金融商品を決済する権利を企業に与える契約条件となっている場合がある。

8.5 このような金融商品を金融負債又は資本性金融商品に分類する際の課題には、当該金融商品が実質的に、金融負債の定義を満たす義務を設定するのかどうかの判定が含まれる。

8.6 解釈指針委員会と当審議会は、過去にこれらの課題のいくつかを検討し解決している。検討した金融商品の種類には、次のものが含まれていた。

(a) 発行した優先株式のうち企業が所定の日に償還することが認められているもの。しかし、企業がこの優先株式を償還しない場合には、配当率及びその結果としての償還金額が、時とともに逡増する率で増加する（2006年に、解釈指針委員会は同様の種類の金融商品である「ステップアップ配当条項付きのコーラブル優先株式」について検討した）。

(b) 発行者の選択により固定数の普通株式に転換できる金融商品（解釈指針委員会はこの種の金融商品について2013年に検討した）。

8.7 企業が決済オプションを有している場合に、資本となる決済結果を選択する権利を企業が有しているのに、負債となる決済結果を行使することを経済的インセンティブが企業に促す場合（又はその逆）がある。経済的インセンティブの強さは、企業の権利及び義務並びに他の事実及び状況に依存する。

8.8 状況によっては、インセンティブが非常に強いために、企業が特定の結果（例えば、負債となる決済結果）の行使を「経済的に強制されている」と考える人々がいる。金融負債及び資本性金融商品の分類が経済的インセンティブを考慮すべきかどうか、また、考慮するとした場合に、当該経済的インセンティブを経済的強制と同一視するためにはどれだけ強いものである必要があるのかについて、利害関係者の意見は一致していない。

当審議会の選好するアプローチの適用はこれらの課題を解決するのか

- 8.9 当審議会の選好するアプローチは、金融商品が経済的資源を移転することを企業に要求しているかどうかだけでなく、義務の金額がどのように決定されるのかにも基づいている。特に、義務が企業の利用可能な経済的資源とは独立の金額に対するものである場合（契約上のキャッシュ・フローが金利を基礎とする非デリバティブ金融商品など）には、当該金融商品は負債に分類されることになる。これは、たとえ企業が支払を清算時まで無期限に延期する権利を有している場合（例えば、ステップアップ配当条項付きのコーラブル優先株式）又はその独立の金額と合計価値が等しい可変数の株式の発行によって義務を決済する権利を有している場合であっても当てはまる。
- 8.10 3.23 項で述べたように、当審議会の選好するアプローチを適用すると、企業は、ステップアップ配当条項付きのコーラブル優先株式や累積型優先株式などの請求権を、企業が経済的資源を移転する義務があるかどうかを考慮せずに、金融負債に分類することになる。これは、当審議会の選好するアプローチは義務の金額がどのように決定されるのかも考慮するので、企業の利用可能な経済的資源とは独立の金額に対する義務を含んでいるが企業が支払を無期限に延期することを認めている金融商品を金融負債に分類することになるからである。このような請求権については、支払の時点は未知であるが支払の金額は既知である。したがって、当審議会の選好するアプローチは、ステップアップ配当条項付きのコーラブル優先株式に関する懸念を経済的インセンティブ及び強制を考慮する必要なしに解決することになる。
- 8.11 しかし、当審議会の選好するアプローチを適用する場合、企業の制御の及ぶ範囲にある代替的な負債及び資本となる決済結果を伴う金融商品にも他の種類のものがあり、それについて経済的インセンティブ及び経済的強制に関する疑問点を当審議会は検討した。
- 8.12 例えば、リバース転換社債は発行企業の選択により転換可能である。発行者は、所定の金額の現金又は固定数の企業自身の株式のいずれかを引き渡すオプションを有している<sup>102</sup>。実質的に、企業が請求権の決済方法を選択する権利は、企業の義務の金額が、所定の数の株式の価値と所定の現金の金額の低い方に限定されることを意味する。
- 8.13 8.12 項のリバース転換社債を金融負債又は資本性金融商品に分類する際に、問題は、経済的強制を考慮すべきかどうか、及び、考慮するとした場合に、請求権を特定の方法で決済する経済的インセンティブを経済的強制と同一視するためにはどれだけ強いものである必要があるのかである。
- 8.14 この論点を説明するのに役立つため、当審議会はまず「典型的な」転換社債を考慮した。典型的な転換社債は、発行者の機能通貨で表示され、保有者のオプションで転換可能である。保有者は、所定の金額の現金又は固定数の株式のいずれかを受け取るオプションを有している。実質的に、典型的な転換社債は、所定の数の株式と所定の金額の現金のうち価値が高い方に等しい金額を引き渡す義務を企業に負わせている。

<sup>102</sup> 他の金融商品も同様の代替的な決済結果を有しているであろう。これには、(a) コーラブル株式 — 企業が株式を固定金額の現金で買い戻す無条件の権利を含んでいる普通株式（当該株式は、組み込まれたコール・オプションを除いては、普通株式と同等となる）及び(b) 買建コール・オプション — 総額で現物決済されるデリバティブで、固定数の普通株式を固定金額の現金で買い戻す権利を企業に付与するもの。このような金融商品は、コーラブル株式における組込デリバティブと単独で同等のものである。5.43 項から 5.47 項に述べたように、当審議会は、このような組込デリバティブについて考え得る分離方法の詳細については議論しておらず、本ディスカッション・ペーパーにおける提案に対するフィードバックを考慮して議論する。

8.15 それから当審議会は、当審議会の選好するアプローチを適用して、典型的な転換社債とリバース転換社債とを比較した。

- (a) 企業が保有者のオプションで現金を移転する義務を負う可能性のある 8.14 項の典型的な転換社債の構成要素は、負債部分となり現金決済の選択肢の現在価値で測定される。保有者が株式に転換する権利は、別個の資本性金融商品となる。この 2 つの構成要素の別個の分類は、たとえ転換オプションが保有者によって行使される可能性が非常に高い（例えば、株式の価値が現金支払金額よりも高いことによる）場合であっても適用される。保有者が転換権を行使しなかった場合には、企業は経済的資源を移転する義務を負うことになる。
- (b) 8.12 項のリバース転換社債は、全体が資本となる。企業が当該金融商品を現金の移転ではなく固定数の普通株式の発行によって決済する権利を有しているからである。この金融商品は、たとえ企業が株式を発行せず代わりに現金を支払う可能性が非常に高い（例えば、株式の価値が現金支払金額よりも高いことによる）場合であっても、資本に分類されることになる。契約上、企業は経済的資源を移転する回避不可能の契約上の義務を有していない。

8.16 これらの分類結果について 2 つの見解がある。

- (a) 見解 A — 8.15 項における分類結果は、企業の異なる権利及び義務を忠実に表現している。典型的な転換社債については、企業は経済的資源を移転するかどうかを決定する権利がない。当該権利は保有者が制御しているので、保有者が当該権利を行使しないことを決定するまでは、企業が経済的資源を移転する義務である。リバース転換社債については、企業は経済的資源を移転するのか固定数の株式を移転するのかを決定する権利を有しているため、企業が資本となる決済の権利を放棄して現金の移転を行うことを約束するまでは、経済的資源を移転する義務ではない。
- (b) 見解 B — 8.15 項における分類結果は直観に反するものである。株式に転換される可能性が非常に高い転換社債が、現金決済の選択肢の現在価値についての負債として分類される結果となる可能性がある。同様に、現金で決済される可能性が非常に高いリバース転換社債が資本に分類される結果となる可能性がある。この見解を有する人々は、この直観に反する結果を避けるため、IAS 第 32 号の要求事項を修正すべきであると提案している。リバース転換社債の場合に、彼らは、当該金融商品が負債部分を有しているかどうかを判定するために、企業は債券を現金の移転によって決済する経済的インセンティブを考慮すべきであると考えている。言い換えると、彼らは、経済的インセンティブを回避不可能な決済結果を創出するものとみなすべきだと考えている。

8.17 企業は通常、自らに対するすべての請求権（普通株式の請求権を含む）を、全体で又は部分的に、ある時点での経済的資源の移転によって（例えば、請求権を市場で買い戻すか、配当を支払うか、何か他の分配を行うことによって）充足する権利を有している。経済的資源の移転の可能性がない場合には、企業は自らに対する請求権を全く有していない可能性がある。

8.18 当審議会は、金融商品を金融負債又は資本性金融商品のいずれに分類すべきかを検討する際に、次のように考えている。

- (a) 企業が資本となる決済結果に対する権利を放棄して、当該金融商品を清算の前に経済的資源の移転によって決済することができるという事実は、この分析には関連性がない。関連性があるのは、企業が清算時以外の所定の時点に経済的資源を移転する回避不可能

## 資本の特徴を有する金融商品

な義務を有しているかどうかであり、そうする権利を有しているかどうかではない。企業は自らに対する請求権の大部分を、全体で又は部分的に、清算の前にさまざまな時点で経済的資源を移転することによって（例えば、裁量的な分配を行うことによって）決済する権利を有している。

- (b) 経済的インセンティブは権利でも義務でもないが、企業又は保有者が特定の権利を行使する確率（これは時とともに変化する可能性がある）に影響を与える要因である。金融商品を経済的インセンティブに基づいて金融負債又は資本性金融商品に分類することは、可能性の高い結果を表現するかもしれないが、企業が金融負債の特性を有する回避不可能な契約上の義務を有しているかどうかに関する情報を提供しない。

8.19 当審議会は、IAS 第 32 号の AG26 項における次のような従前の結論<sup>103</sup>に同意した。

（前略）優先株式を資本性金融商品と金融負債のいずれに分類するかは、例えば次のような事項には影響されない。

- (a) 分配を行った実績
- (b) 将来において分配を行う意図
- (c) 配当をしなかった場合に発行者の普通株式の株価に対して考えられる悪影響（優先株式への配当が支払われなかった場合の、普通株式への配当支払の制限による）
- (d) 発行者の積立金の金額
- (e) 発行者の純損益の予想
- (f) 発行者が純損益の額に影響を与える能力の有無

8.20 リバース転換社債は、企業に対する請求権である。しかし、その特性は典型的な転換社債の特性とは異なっている<sup>104</sup>。企業はリバース転換社債を自身の固定数の普通株式の引渡しによって決済する権利を有しているため、それを資本に分類することは次のことを示している。

- (a) 企業が義務を充足するための十分な経済的資源を有しているかどうかについての利用者の評価には影響を与えない。普通株式と同様に、当該金融商品の金額は企業の利用可能な経済的資源に依存することになる。企業は、当該請求権を固定数の企業自身の普通株式を発行することによって決済する権利を常に有しているからである。
- (b) 当該金融商品は企業自身の固定数の普通株式で決済できるので、期限到来時に企業が経済的資源を移転すると言う要求を満たすことができるかどうかについての利用者の評価には影響を与えない。企業は、固定数の株式での決済を選択することによって経済的資源の移転を回避する無条件の権利を有しているからである。

8.21 分析において経済的インセンティブを考慮しようとすることは、疑問点に答えるよりも多くの疑問を提起する可能性がある。広範囲の事実及び状況が、企業が資本となる決済オプション

<sup>103</sup> これは IFRIC 第 2 号の BC12 項でも参照されている。解釈指針委員会は次のような所見を示した。「（前略）償還をした実績が、将来のすべての要請が履行されるという合理的な期待を生み出す場合がある。しかし、多くの資本性金融商品の保有者は、企業が過去の支払の慣行を継続するという合理的な期待を有しているであろう。例えば、ある企業が何十年にもわたり優先株式への配当の支払を行ってきたとする。こうした支払を行わないと、企業は普通株式の価値の下落などの大きな経済的コストに晒されることになる。しかし、IAS 第 32 号の AG26 項で説明しているように、配当に対する保有者の期待は、優先株式を金融負債に分類する理由にはならない。」

<sup>104</sup> 当審議会は、代替的な決済結果を伴う請求権に関する情報を提供することを企業に要求する表示及び開示の要求事項も開発した。これには、資本の中で普通株式以外のクラスの資本に金額を帰属させる要求事項が含まれている。

ンではなく負債となる決済オプションを行使するという意思決定に影響を与える可能性がある。したがって、金融負債を識別する際に経済的インセンティブを考慮するものとした場合には、下記を含めて、多くの後続の疑問点が生じる。

- (a) 企業が経済的資源の移転を経済的に強制されるためには、経済的インセンティブがどれだけ大きいことが必要となるのか。したがって、また、その閾値は分類にどのような影響を与えるのか。
- (b) 市場の変化により、経済的インセンティブの程度は期間ごとに変化していくことになる。したがって、経済的強制の評価は、請求権を当初認識時に分類する際にのみ行うべきなのか、それとも、事実及び状況の変化を考慮に入れるために評価を継続的に行うことが必要となるのか。
- (c) 企業の他の経済的資源（支配条項の変更など）若しくは請求権（他の債務に対する追加的な持分や特約条項違反など）に対する影響、又は他の事業上の要因が、負債となる決済オプションを行使するという企業の意思決定に影響を与えるべきかどうか。経済的強制の評価は、契約における選択肢の経済的帰結を超える経済的帰結を考慮すべきか、また、考慮すべきだとした場合、当該状況の変化をその後において考慮すべきか。
- (d) 評価は評価日現在の経済的影響に限定すべきか（すなわち、「本源的価値」評価）。それとも、生じ得る将来の決済から生じ得る将来の経済的帰結も評価において考慮すべきか。考慮すべきだとした場合、どのような将来のシナリオを評価すべきか。リスクに晒されているオプションは、通常、必ず将来においては潜在的に有利である。

8.22 しかし、当審議会は、場合によっては、企業が固定数の普通株式の引渡しによって金融商品を決済するという明文上の権利が「構造的にアウト・オブ・ザ・マネー」である（すなわち、常に「アウト・オブ・ザ・マネー」であるか又は常に不利である）ことに着目した。これは、企業にとって、現金若しくは他の金融資産を支払うか、又は企業の利用可能な経済的資源とは独立の金額に対して可変数の企業自身の株式を引き渡すか、あるいは当審議会の選好するアプローチにおいて金融負債の定義を満たすような他の方法で決済することが、常に有利であることを意味する。すなわち、負債となる決済結果の公正価値が、資本となる決済結果の公正価値よりも常に低い。

8.23 IAS 第 32 号は、金融商品が金融負債の定義を満たす義務を契約条件を通じて間接的に設定するかどうかを評価するのに役立つためのいくつかの要求事項を含んでいる。IAS 第 32 号の第 20 項は次のように述べている。

当該企業は、現金又はその他の金融資産を引き渡す明示的な契約上の義務を有していないが、株式決済の選択肢の価値を考えると、当該企業は現金で決済するであろう。いかなる場合でも、保有者は少なくとも現金決済の選択肢と同額の受取りを実質的に保証されている。

8.24 当審議会の予備的見解では、間接的な義務についての IAS 第 32 号の第 20 項の要求事項は維持すべきである。当審議会は、これらの要求事項を維持することは、契約条件により特定のオプションが常に有利となる状況において、金融商品を分類する際に望んだ結果を達成するための操作を行う機会を減少させることに留意した。金融商品の契約条件に焦点を当てることによって、IAS 第 32 号の第 20 項の要求事項は、金融商品を分類する際に経済的インセンティブは除外するという本章における一般原則と矛盾しない。しかし、当審議会の選好するアプローチを適用すると負債に分類される結果となる特性を反映するように更新することが必要となる。

## 資本の特徴を有する金融商品

- 8.25 例えば、所定の数の企業自身の株式（例えば、X株）の公正価値と同額の現金を支払う義務を含んでいるが、Xよりも大きい別の所定の数の株式の現物引渡しによって当該金融商品を決済する権利を企業に与えている金融商品を考えてみる。資本となる決済結果の価値が、負債となる決済結果の価値よりも常に高いので、企業は常に現金で決済することになる。8.24項に示した当審議会の予備的見解を適用すると、このような金融商品は金融負債に分類されることになる。

### 予備的見解の要約及びコメント提出者への質問

- 8.26 当審議会の予備的見解では、発行者が権利を行使する意思決定に影響を与える可能性のある経済的インセンティブは、金融商品を金融負債又は資本性金融商品に分類する際に考慮すべきではない。したがって、当審議会の選好するアプローチにおいては、分類は契約によって設定される権利及び義務（契約条件を通じて間接的に設定される義務を含む）に基づくことになる。これはIAS第32号の第20項における現在のアプローチと整合的である。

#### 質問 10

次のような当審議会の予備的見解に同意するか。

- (a) 発行者が権利を行使する意思決定に影響を与える可能性のある経済的インセンティブは、金融商品を金融負債又は資本性金融商品に分類する際に考慮すべきではない。
- (b) 間接的な義務についてのIAS第32号の第20項の要求事項を維持すべきである。

賛成又は反対の理由は何か。

### 契約と法律との間の関係

- 8.27 契約上のものではない資産及び負債（例えば、政府が課している法的要求から生じる権利及び義務）は、金融負債又は金融資産ではない（例えば、法人所得税）。IAS第32号のAG12項は次のように述べている。

契約上のものではない負債又は資産（政府が課する法的要求の結果として生じる法人所得税など）は、金融負債又は金融資産ではない。法人所得税の会計処理は、IAS第12号「法人所得税」で扱われている。同様に、IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」で定義されている推定的債務は、契約により生じるものではなく、金融負債ではない。

- 8.28 しかし、当審議会は、既存の契約の権利及び義務に対する法律の影響に関する問題（単なる強制可能性を除く）を承知している。問題は、契約の金融負債又は資本性金融商品への分類は契約条件のみに基づくべきか、それとも契約で示されている権利及び義務に影響を与える可能性のある特定の法域における当局が公表した法律、規則又は他の法的文書も分類が考慮すべきかである。

- 8.29 課題を示す2つの取引がある。

- (a) 法令上の要求事項の結果として普通株式に条件付きで転換可能な債券。企業が発行した特定の種類の請求権に条件付きの転換特性を課す法律を、こうした金融商品を金融負債又は資本性金融商品に分類する際に考慮すべきかどうかに関して、疑問が提起されている。IFRS第9号のB4.1.13項は、元本及び元本残高に対する利息の支払のみである契約上のキャッシュ・フローを例示した設例（金融商品E）を含んでいる。この例では、異なる契約上のキャッシュ・フローを導入する規則の影響は、契約上のキャッシュ・フ



ローが元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるかどうかを評価する際に考慮されない。

- (b) 企業買収に関する法令上の要求事項の結果として生じる非支配持分の強制的購入(強制的な公開買付け (MTO))。解釈指針委員会は、取得企業が被取得企業に対する支配を獲得した日に MTO について負債を認識すべきかどうかに関する要望を受けた。解釈指針委員会メンバーの僅差での過半数が、取得企業が被取得企業に対する支配を取得した日において、IAS 第 32 号と統合的な方法で MTO について負債を認識すべきであるという見解を示した。他の解釈指針委員会メンバーは、MTO は IAS 第 32 号の適用対象範囲に含まれず (契約上のものではないため)、IAS 第 37 号の適用対象範囲にも含まれない (未履行であるため) ので、負債を認識すべきではないという見解を示した。

8.30 IFRS 第 9 号と統合的な契約条件の評価に基づく分類は、保有者 (金融資産として) と発行者 (金融負債又は資本性金融商品として) の両方について、法律の影響を受ける偶発転換社債についての統合的な考慮を確保することになる。しかし、そうすると、例えば、MTO において生じる義務 (売建プット・オプションから生じる義務と類似した帰結を有する) が、IAS 第 32 号の適用対象範囲外であるため、分類の目的上は考慮されない結果となる。他の IFRS 基準が、法律から生じる権利及び義務を企業が会計処理する際に生じる論点についての具体的なガイダンスを設けている場合がある (IAS 第 37 号など)。しかし、当審議会は、他の IFRS 基準を負債と資本の分類を扱うようには設計しなかった。

8.31 あるいは、法律から生じる権利及び義務の取扱いを IAS 第 32 号における契約条件の同等物とみなしたならば、MTO は売建プット・オプションと統合的に会計処理される可能性がある。しかし、IAS 第 32 号及び IFRS 第 9 号の適用対象範囲に法律から生じる権利及び義務を含めるような根本的な変更は、負債と資本の区別を超える帰結を生じる可能性がある。特に、それは金融商品の文献全般の適用対象範囲を契約以外から生じた権利及び義務を含めるように拡張することになる。これは当審議会在が認識している 8.29 項の帰結を超え、FICE プロジェクトの適用対象範囲を超える取引についての帰結を生じる可能性が高いであろう。それらの帰結は、解決を要する追加的な課題を生じさせるであろう。それには、本プロジェクトの法令の影響に固有の認識、認識の中止及び分類変更の要求事項に関する課題が含まれ<sup>105</sup>、それは本プロジェクトの適用対象範囲を超えるものである。

#### 予備の見解の要約及びコメント提出者への質問

8.32 金融商品の権利及び義務が企業にもたらす帰結は、当該権利及び義務が契約から生じるのか法律から生じるのかに関係なく同じである。したがって、企業が類似した帰結を同じ方法で会計処理するならば、財務諸表の比較可能性及び有用性は増大するであろう。しかし、類似した特徴又は帰結を共有する多くの資産及び負債がある。それでも、異なる IFRS 基準は異なる要求事項を適用するものであり、当審議会は各 IFRS 基準の適用対象範囲に含まれる取引の会計処理を定める各 IFRS 基準の適用対象範囲について決定している。

8.33 金融商品を会計処理するための IFRS の要求事項は、契約の概念をめぐって設計されている。これには、認識、認識の中止、分類及び測定 of 要求事項が含まれている。当審議会は、これらの要求事項を法律から生じる権利及び義務を会計処理するようには設計していない。

<sup>105</sup> 例えば、IAS 第 32 号の要求事項は、取引は契約の当事者間の合意に基づいて発生するという前提に基づいているが、法令は相手方の合意なしに当局によって一方的に変更される可能性がある。

## 資本の特徴を有する金融商品

- 8.34 IFRIC 第 2 号は、分類の日現在で有効な関連する国内法令に言及している。しかし、当審議会は、IFRIC 第 2 号は実務上の影響が限定的な非常に個別的な事実パターンのために開発されたものであることに留意していた。したがって、当該解釈指針を再検討することや、当該解釈指針における分析をより幅広く適用することはすべきではないと考えている。
- 8.35 IFRS 第 9 号を開発した際に、当審議会は、立法の結果として、一部の政府又は他の当局が特定の状況において一部の金融商品の保有者に損失を負わせる権力を有していることを認識した。当審議会はすでに IFRS 第 9 号において、企業が条件付きで転換可能な金融資産の分類を評価する際に、分析を契約における条件に限定すべきであると決定している。当審議会は、IFRS 第 9 号が、金融資産の契約条件を分析して当該資産が元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローを生じさせるのかどうかを判定することを保有者に要求していることに留意した。言い換えると、保有者は政府又は他の当局の立法上の権力の結果としてのみ生じる支払を、分析においてキャッシュ・フローとして含めないことになる。これは、当該権力及び関連する支払は当該金融商品の契約条件では扱われていないからである<sup>106</sup>。
- 8.36 当審議会の予備的見解では、企業は、IAS 第 32 号及び IFRS 第 9 号と整合的に、当審議会の選好するアプローチを金融商品の契約条件に対して適用することになる。当審議会は、本ディスカッション・ペーパーに対する回答の分析の後に、強制的な公開買付けの会計処理を扱うための何らかの行動（開示要求の可能性を含む）を取るべきかどうかを検討する。

### 質問 11

当審議会の予備的見解は、企業は、IAS 第 32 号の現在の適用対象範囲と整合的に、当審議会の選好するアプローチを金融商品の契約条件に対して適用しなければならないというものである。これに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

<sup>106</sup> IFRS 第 9 号に関する結論の根拠の BC4.191 項参照。

## 付録 A — 分類及び表示に対する代替的なアプローチ

- A1 当審議会は、当審議会の選好するアプローチに対する下記の代替的アプローチを検討した。
- (a) アプローチ A — 清算時以外の所定の時点に経済的資源を移転する契約上の義務があるかどうかのみに基づく分類 (A4 項)
  - (b) アプローチ B — 義務が企業の利用可能な経済的資源とは独立の金額に対するものかどうかのみに基づく分類 (A5 項)
- A2 本ディスカッション・ペーパーにおける全体的な分析は、3つのアプローチのすべての間で同様のままとなる（多くの場合、デリバティブ金融商品への適用を含む）。各アプローチの間の相違点は、第2章で識別された主要な区別（2.32 項から 2.42 項参照）が分類と表示の組合せを通じてどのように描写されるのかである。当審議会の選好するアプローチで行われるのと同じ区別は、財務諸表利用者が第2章で識別された評価を行うための目的適合性のある情報を提供するために要求される。しかし、各アプローチは、財政状態計算書及び純損益計算書の構造にどのように影響を与えるのかという点で異なっている。
- A3 各アプローチについて、当審議会の選好するアプローチとの相違点を要約する。本ディスカッション・ペーパーは、3つのアプローチすべての分類及び表示の結果を付録 C で例示している。

### アプローチ A

- A4 アプローチ A は、分類及び表示を通じて下記の特性を捕捉する。

#### 分類

- (a) アプローチ A が請求権を負債に分類するのは、義務の金額には関係なく、企業が清算時以外の所定の時点に経済的資源を移転する義務を有している場合（かつ、その場合のみ）である。
- (b) アプローチ A は、義務の金額がどのように決定されるのかに関係なく、企業が他の持分請求権の移転によって決済できる請求権も、企業が清算時まで支払を延期する無条件の権利を有している請求権も、負債に分類しない。
- (c) アプローチ A を当審議会の選好するアプローチと同じ会計単位を用いてデリバティブ金融商品に適用すると、どの変数が当該デリバティブの純額に影響を与える可能性があるのかには関係なく、純額で現金決済される企業自身の資本に係るデリバティブを金融負債に分類する結果となる。
- (d) 複合金融商品及び償還義務の取決めの要求事項は、アプローチ A において依然として適用されることになる。しかし、負債レグには、現金及び他の金融商品を移転する義務のみが含まれることになる。
- (e) アプローチ A は、IAS 第 32 号におけるプッタブルの例外を引き続き必要とする可能性がある。企業に対するすべての請求権が負債の定義を満たすことがあり得るからである。

#### 表示

## 資本の特徴を有する金融商品

- (a) アプローチ A は、企業の利用可能な経済的資源とは独立の金額に対するものである負債とそうでない負債とを区別することになる。この要求事項は、当審議会の選好するアプローチを適用する負債についての要求事項と同じとなる（第 5 項）。利用者が貸借対照表ソルベンシー及びリターンの評価を行うのに役立つためである。
- (b) アプローチ A は、企業の利用可能な経済的資源とは独立の金額に対するものである持分請求権とそうでない持分請求権とを区別することになる。この要求事項は、当審議会の選好するアプローチにおいて持分請求権について要求されるものとは異なることになる。特に、企業は普通株式以外のクラスの資本に関してより多くの情報を提供することが必要となるだけでなく、財務諸表の本体において、所定のリターンを約束している資本性金融商品の影響を目立つように表示しなければならない。利用者が貸借対照表ソルベンシー及びリターンの評価を行うのに役立つためである。これは、アプローチ A は分類に関しては請求権の金額を考慮しないからである。

## アプローチ B

---

A5 アプローチ B は、分類及び表示を通じて下記の特性を捕捉する。

### 分類

- (a) アプローチ B が請求権を負債に分類するのは、企業が清算時以外の所定の時点に経済的資源を移転することを要求されているかどうかには関係なく、企業の利用可能な経済的資源とは独立の金額に対する義務を有している場合（かつ、その場合のみ）である。
- (b) アプローチ B は、たとえ企業が清算時以外の所定の時点に経済的資源を移転することによって請求権を決済することを要求されている場合であって、企業の利用可能な経済的資源に依存する請求権を負債に分類しない。
- (c) アプローチ B を当審議会の選好するアプローチと同じ会計単位を用いてデリバティブ金融商品に適用すると、決済の形式には関係なく、純額が企業の利用可能な経済的資源とは独立の変数の影響を受ける場合に、企業自身の資本に係るデリバティブを金融負債に分類する結果となる。
- (d) 複合金融商品及び償還義務の要求事項は、アプローチ B において依然として適用されることになる。しかし、負債レグには、企業の利用可能な経済的資源とは独立の金額に対する義務のみが含まれることになる。
- (e) 金融商品にどのように適用されるのかによっては、アプローチ B は IAS 第 32 号におけるプッタブルの例外を必要としない可能性がある。企業の利用可能な経済的資源に依存する請求権が常に存在するであろうからである。

### 表示

- (a) アプローチ B は、清算時以外の所定の時点に経済的資源の移転を要求する負債とそうでない負債とを区別することになる。この要求事項は、当審議会の選好するアプローチを適用する負債についての要求事項と同じとなる（第 5 項）。利用者が資金流動性及びキャッシュ・フローの評価を行うのに役立つためである。
- (b) アプローチ B は、清算時以外の所定の時点に現金又は他の金融資産の移転を要求する持分請求権とそうでない持分請求権とを区別することになる。この要求事項は、当審議会

の選好するアプローチにおいて持分請求権について要求されるものとは異なることになる。特に、企業は普通株式以外のクラスの資本に関してより多くの情報を提供することが必要となるだけでなく、資源の移転を要求している金融商品の影響も目立つように表示しなければならないことになる。利用者が資金流動性及びキャッシュ・フローの評価を行うのに役立つためである。これは、アプローチ B は分類に関しては要求されている資源の移転の時点を考慮しないからである。

付録 B — 「概念フレームワーク」及び他の IFRS 基準に対する影響

「財務報告に関する概念フレームワーク」

- B1 負債と資本の区別の影響は、「概念フレームワーク」における構成要素の定義まで遡ることのできる会計処理の根本的側面である。
- B2 当審議会は、「2011 年アジェンダ協議」に対して受け取ったフィードバックに対応して、FICE プロジェクトを 2012 年にリサーチ・アジェンダに追加した。当該フィードバックには、IAS 第 32 号、「概念フレームワーク」又はその両方の改善を求める要望が含まれていた。「2012 年アジェンダ協議」フィードバック・ステートメントにおける当審議会の記述と整合的に、当審議会は、負債と資本の区別に関連した課題のいくつかの検討を概念フレームワーク・プロジェクトにおいて開始した。
- B3 概念フレームワーク・プロジェクトにおいて、当審議会は、「概念フレームワーク」は引き続き負債と資本の二元的な区別を行うべきであると決定した。当審議会は、請求権を表す構成要素の数を増やすか又は請求権の区別を設けずに定義するかのいずれかとする提案を検討した。しかし、当審議会は次のように考えた<sup>107</sup>。
- (a) 認識及び測定のプロセスは、少なくとも 1 つの請求権の帳簿価額が残余として、すなわち、企業の資産及び他の請求権の認識及び測定の結果として計算される結果となる。
- (b) 追加的なクラスの負債及び資本に関する情報は、たとえ財務諸表の構成要素として定義されている請求権のクラスが 2 つしかない場合でも、提供することができる。
- B4 2018 年 3 月に、当審議会は「概念フレームワーク」を公表し、その中には負債の改訂後の定義と新たな補強的ガイダンスが含まれている。負債の定義の変更は、負債と資本とを区別するための当該定義の適用に関連する課題に対処することを意図したものではなかった。したがって、新しい「概念フレームワーク」の負債の定義は、本ディスカッション・ペーパーにおいて負債と資本を区別するためには使用されていない。
- B5 FICE プロジェクトの範囲は金融商品に焦点を当てており、その目的は、IAS 第 32 号を適用する場合の金融負債と資本性金融商品の区別の具体的な課題を検討し、解決策を提案することである。当審議会在本ディスカッション・ペーパーにおける予備的見解の導入を最終的に決定する場合には、当審議会は「概念フレームワーク」に対する考え得る影響を考慮する可能性がある。
- B6 当審議会は、このリサーチの 1 つの考え得る結果が、負債と資本の区別に関して「概念フレームワーク」を修正するプロジェクトを追加するという提言であることを認識した。しかし、当審議会は、本ディスカッション・ペーパーから生じる可能性のある変更はどれも、「概念フレームワーク」の 4.28 項から 4.35 項における補強的なガイダンスの変更を生じさせないであろうと予想している。当該ガイダンスは負債を資本と区別するのに役立つように設計されたものではない<sup>108</sup>。「概念フレームワーク」を修正するプロジェクトを追加するという決定は、本ディスカッション・ペーパーにおける予備的見解に対するフィードバックを検討し

<sup>107</sup> 詳細については、「財務報告に関する概念フレームワークに関する結論の根拠」の BC4.90 項から BC4.91 項参照。

<sup>108</sup> 「財務報告に関する概念フレームワークに関する結論の根拠」の BC4.92 項参照。

た後に初めて行われるものであり、当審議会のデュー・プロセスの対象となる。

- B7 IAS 第 32 号は、請求権の負債又は資本への分類についての要求事項を含んでいる IFRS 基準の 1 つである。同様の分類の論点を扱っている他の IFRS 基準は、IFRS 第 2 号である。
- B8 現在、IFRS 第 2 号における負債と資本の区別は、「概念フレームワーク」と整合的である。当審議会が、本ディスカッション・ペーパーにおける予備的見解と整合させるために「概念フレームワーク」の変更を提案するプロジェクトを追加することを最終的に決定する場合には、IFRS 第 2 号の将来の改訂への影響を考慮することが必要となる可能性がある。IFRS 第 2 号に関するプロジェクトをアジェンダに追加するという決定は、当審議会のデュー・プロセスの対象となる。

## 他の IFRS 基準及び審議会プロジェクト

---

- B9 他のいくつかの IFRS 基準に、IAS 第 32 号における要求事項に依拠した要求事項が含まれている。したがって、このリサーチ・プロジェクトの結果は、それらの IFRS 基準に影響を与える可能性がある。影響を受ける IFRS 基準には、次のものが含まれる可能性がある。
- (a) 他の金融商品の基準及び解釈指針 (IFRS 第 9 号「金融商品」を含む)
  - (b) 財務業績の表示及び開示に関する基準 (IAS 第 33 号「1 株当たり利益」を含む)
  - (c) 企業結合及び連結の基準 (IFRS 第 3 号「企業結合」及び IFRS 第 10 号「連結財務諸表」を含む)
- B10 該当がある場合には、本ディスカッション・ペーパーは他の IFRS 基準に対する考え得る帰結についての簡潔な議論を含んでいる。当審議会は、IAS 第 32 号を修正するか又は置き換えるプロジェクトを追加することを決定する場合には、他の IFRS 基準の考え得る結果的修正についてより詳細に議論することになる。
- B11 当審議会は、他のプロジェクトにおける財務報告の特定の側面のうち、本プロジェクトの一部として検討している事項と重複するものも検討している。当審議会は、それらの事項を継続的に検討する。こうしたプロジェクトには次のものが含まれる。
- (a) 開示原則プロジェクト (広範囲の IFRS 基準にまたがる表示及び開示の要求事項を検討している)
  - (b) 基本財務諸表プロジェクト (財政状態計算書及び財務業績の計算書の構成を検討している)
- B12 当審議会のプロジェクトのすべてに関するより詳細な情報は、当審議会のウェブサイトでも入手可能である。
- <http://www.ifrs.org/projects/>

資本の特徴を有する金融商品

付録 C — さまざまなアプローチを適用した場合の分類結果の簡潔な要約

請求権	アプローチ A	アプローチ B	当審議会の選好するアプローチ	IAS 第 32 号	2018 年概念フレームワーク
単純な債券	負債				
普通株式	資本				
公正価値で償還され得る株式 <sup>(a)</sup>	負債	資本	負債	負債	負債
非償還型の累積型優先株式	資本	負債	負債	資本	資本
固定金額の現金と同額の可変数の株式を引き渡す義務	資本	負債	負債	負債	資本

(a) 公正価値で償還され得る株式は、IAS 第 32 号におけるプッタブルの例外に該当しないと仮定する。



付録 D — 当審議会の選好するアプローチと IAS 第 32 号との比較

請求権	当審議会の選好するアプローチ <sup>(a)</sup>	IAS 第 32 号 <sup>(a)</sup>
単純な債券	負債に分類し、収益又は費用を純損益に表示  <i>(第3章参照 — 清算時以外の所定の時点に現金又は他の金融資産を移転する義務及び企業の利用可能な経済的資源とは独立の金額に対する義務)</i>	負債に分類し、収益又は費用を純損益に表示
普通株式	資本  <i>(第3章参照 — 清算時以外の所定の時点に経済的資源を移転する義務がなく、企業の利用可能な経済的資源とは独立の金額に対する義務もない)</i>	資本
公正価値で償還され得る株式 (IAS 第 32 号におけるプッタブルの例外に該当しないと仮定)	負債に分類し、公正価値の変動から生じる収益又は費用を OCI に区分表示  <i>(第3章参照 — 清算時以外の所定の時点に現金又は他の金融商品を移転する義務があるが、企業の利用可能な経済的資源とは独立の金額に対する義務はない — 及び第6章参照)</i>	負債に分類し、収益又は費用を純損益に表示
公正価値で償還され得る株式 (プッタブルの例外に該当すると仮定)	資本に分類し、帳簿価額は移転を要求される現金の金額のその後の変動について更新しない (ただし、IAS 第 1 号の追加的な開示)  <i>(第3章参照 — プッタブルの例外が当審議会の選好するアプローチにおいて引き続き要求される可能性がある)</i>	資本に分類し、帳簿価額は移転を要求される現金の金額のその後の変動について更新しない (ただし、IAS 第 1 号の追加的な開示)
非償還型の累積型優先株式	負債に分類し、収益又は費用を純損益に表示  <i>(第3章参照 — 清算時以外の所定の時点に経済的資源を移転する義務はないが、企業の利用可能な経済的資源とは独立の金額に対する義務がある)</i>	資本
非償還型の非累積型優先株式	資本に分類し、包括利益合計を IAS 第 33 号と整合的にこのクラスの資本に帰属させる  <i>(第3章参照 — 清算時以外の所定の時点に経済的資源を移転する義務はなく、企業の利用可能な経済的資源とは独立の金額に対する義務もない)</i>	資本
固定金額の現金と同額の可変数の株式を引き渡す義務	負債に分類し、収益又は費用を純損益に表示  <i>(第3章参照 — 清算時以外の所定の時点に経済的資源を移転する義務はないが、企業の利用可能な経済的資源とは独立の金額に対する義務がある)</i>	負債に分類し、収益又は費用を純損益に表示
<b>非デリバティブ要素を含んだ複合金融商品 (第 3 章参照)</b>		
4 年後に固定金額の現金を支払い、4 年	負債部分 = 4 年後に固定金額の現金を支払う義務  <i>(普通社債と同様 — IFRS 第 9 号に従って会計処理)</i>	負債部分 = 4 年後に固定金額の現金を支払う義

資本の特徴を有する金融商品

請求権	当審議会の選好するアプローチ <sup>(a)</sup>	IAS 第 32 号 <sup>(a)</sup>
間に普通株式に対して支払われる配当と同額の裁量的な配当を支払う義務	資本部分 = 4年間の裁量的な配当支払。当初認識時に残余として測定。 <i>(普通株式と同様 - 残余として測定)</i>	資本部分 = 4年間の裁量的な配当支払。当初認識時に残余として測定
裁量的な配当を支払う非償還型の非累積型優先株式で、清算時に固定金額を支払う義務を伴うもの	負債部分 = 清算時に固定金額の現金を支払う義務 <i>(ただし、現在価値は継続企業ベースでは無視できる。3.24項参照)</i>	負債部分はない
	資本部分 = 裁量的な配当支払。当初認識時に残余として測定。 <i>(非償還型の非累積型優先株式と同様)</i>	全体が資本
<b>デリバティブ (第 4 章参照)</b>		
下記の両方を行う先渡契約又は売建オプション (a) 固定金額の現金 (機能通貨で) を受け取る (b) 可変数の普通株式 (金指数の価値に連動) を引き渡す		
総額現物決済 (現金と株式の交換) 及び純額株式決済	負債に分類し、収益又は費用を純損益に表示 <i>(第 4 章参照 - 現金又は他の金融資産を移転する義務も、純額について現金を受け取る権利もないが、デリバティブの純額が企業の利用可能な経済的資源と独立の変数の影響を受ける)</i>	負債に分類し、収益又は費用を純損益に表示
純額現金決済	負債に分類し、収益又は費用を純損益に表示 <i>(第 4 章参照 - 現金又は他の金融資産を移転する義務、あるいは純額について現金を受け取る権利があり、デリバティブの純額が企業の利用可能な経済的資源と独立の変数の影響を受ける)</i>	負債に分類し、収益又は費用を純損益に表示
下記の両方を行う先渡契約又は売建オプション (a) 固定金額の現金 (機能通貨で) を受け取る (b) 固定数の普通株式を引き渡す		
総額現物決済 (現金と株式の交換)	資本 (このクラスの資本への包括利益合計の帰属のさまざまなアプローチを検討中) <i>(第 4 章参照 - 現金又は他の金融資産を移転する義務も、純額について現金を受け取る権利もなく、デリバティブの純額が企業の利用可能な経済的資源と独立の変数の影響を受けない)</i>	資本

請求権	当審議会の選好するアプローチ <sup>(a)</sup>	IAS 第 32 号 <sup>(a)</sup>
純額株式決済	<p>資本（このクラスの資本への包括利益合計の帰属のさまざまなアプローチを検討中）</p> <p><i>（第4章参照 — 現金又は他の金融資産を移転する義務も、純額について現金を受け取る権利もなく、デリバティブの純額が企業の利用可能な経済的資源と独立の変数の影響を受けない）</i></p>	負債に分類し、変動を純損益で報告
純額現金決済	<p>負債に分類し、公正価値の変動から生じる収益又は費用を OCI に区分表示</p> <p><i>（第4章参照 — 現金又は他の金融資産を移転する義務あるいは純額について現金を受け取る権利があるが、デリバティブの純額が企業の利用可能な経済的資源と独立の変数の影響を受けない）</i></p>	負債に分類し、変動を純損益で報告
<p>総額現物決済（現金と株式の交換）の先渡契約又は売建オプションで、次のことを行うもの</p> <p>(a) 外貨で固定金額の現金を受け取り、</p> <p>(b) 固定数の普通株式を引き渡す</p>	<p>負債に分類し、公正価値の変動から生じる収益又は費用について、契約が所定の要件を満たす場合には OCI に区分表示</p> <p><i>（第4章参照 — 現金又は他の金融資産を移転する義務も、純額について現金を受け取る権利もないが、デリバティブの純額が企業の利用可能な経済的資源と独立の変数の影響を受ける）</i></p> <p><i>（第6章参照 — デリバティブの純額が外貨変数の影響を受け、企業の利用可能な経済的資源と独立の他の変数の影響を受けない）</i></p>	負債（ただし、外貨建の株主割当発行の例外に該当する場合は除き、その場合には資本に分類される）
<p>総額現物決済（負債と株式の交換）の先渡契約又は売建オプションで、次のことを行うもの</p> <p>(a) 企業の機能通貨で固定金額の現金を移転する既存の負債を消滅させ、</p> <p>(b) 固定数の普通株式を引き渡す</p>	<p>資本（このクラスの資本への包括利益合計の帰属のさまざまなアプローチを検討中）</p> <p><i>（第4章参照 — 現金又は他の金融資産を移転する義務も、純額について現金を受け取る権利もなく、デリバティブの純額が企業の利用可能な経済的資源と独立の変数の影響を受けない）</i></p>	資本
<b>デリバティブ要素を含んだ複合金融商品（第5章参照）</b>		
固定金額の現金を4年後に移転する債券で、債券保有者のオプションで固定	<p>負債部分 = 4年後に固定金額の現金を支払う義務</p> <p><i>（普通社債と同様 — IFRS 第9号に従って会計処理）</i></p>	負債部分 = 4年後に固定金額の現金を支払う義務（普通社債と整合的に分類）

資本の特徴を有する金融商品

請求権	当審議会の選好するアプローチ <sup>(a)</sup>	IAS 第 32 号 <sup>(a)</sup>
数の普通株式に転換可能なもの	資本部分 = 債券を保有者のオプションで固定数の株式に転換する義務。当初認識時に残余として測定。  <i>(総額現物決済、すなわち、負債と株式を交換する売建オプションで、固定金額の現金を移転する既存の負債の受取り・消滅・転換と、固定数の普通株式の引渡しを行うものと同様 - 残余として測定)</i>	資本部分 = 保有者のオプションで債券を固定数の株式に転換する義務。当初認識時に残余として測定。
固定金額の現金を 4 年後に移転する債券で、発行企業のオプションで固定数の普通株式に転換可能なもの	全体が資本（このクラスの資本への包括利益合計の帰属のさまざまなアプローチを検討中）  <i>(第 5 章参照 - 清算時以外の所定の時点に現金又は他の金融資産を移転する義務がなく、企業の利用可能な経済的資源と独立の金額に対する義務もない)</i>	全体が資本
固定金額の外国通貨を 4 年後に移転する債券で、債券保有者のオプションで固定数の普通株式に転換可能なもの	全体を負債に分類し、外貨建転換オプションの公正価値の変動から生じる収益又は費用は、契約が所定の要件を満たすかどうかに応じて、OCI に区分表示される可能性がある  <i>(第 4 章参照 - 現金又は他の金融資産を移転する義務があり、デリバティブの純額が企業の利用可能な経済的資源と独立の変数の影響を受ける)</i>  <i>(第 6 章参照 - デリバティブの純額が外貨変数の影響を受け、企業の利用可能な経済的資源と独立の他の変数の影響は受けない)</i>	全体を負債に分類。IFRS 第 9 号では、企業は転換オプションを分離して純損益を通じて公正価値で測定するか、又は金融商品全体を純損益を通じて公正価値で測定するものに指定することを選択できる。
	資本部分はない	資本部分はない
<b>償還義務（第 5 章参照）</b>		
次のことを行う売建オプション  (a) 固定数の普通株式の受取り・消滅・転換	負債部分 = 4 年後に固定金額の現金を支払う義務  <i>(普通社債と同様 - IFRS 第 9 号に従って会計処理)</i>	償還金額（すなわち、4 年後に固定金額の現金を支払う義務）の現在価値を金融負債として認識し、資本から振り替える
(b) 固定金額の現金を 4 年後に引き渡す	資本部分 = 保有者のオプションで固定金額の現金を固定数の株式と交換に引き渡す義務及び 4 年間の裁量的な配当支払に対する権利  <i>(総額現物決済、すなわち、負債と資本を交換する売建オプションで、固定金額の現金を移転する既存の負債の受取り・消滅・転換と、固定数の普通株式の引渡しを行うものと同様)</i>	
(a) 金融商品が金融負債に分類され、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されている場合には、当該負債の信用リスクの影響は IFRS 第 9 号に従ってその他の包括利益に表示される。		